令和８年第１回宇土市議会定例会会議録目次

◎会議録第１号　２月１６日　　頁

会期日程……3
議事日程……3
出席欠席者名……5
開会……7
事務報告……7
会議録署名議員の指名……7
会期の決定……7
市長の提案理由説明……9
議会改革特別委員長中間報告……15
（質疑・討論）……17
散会……17

◎会議録第２号　２月１８日

議事日程……21
出席欠席者名……21
開議……23
質疑・一般質問……23
１２番　樫﨑政治議員……23
１　地域運営組織（ＲＭＯ）について……23
２　乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について……24
３　介護保険制度と市町村特別給付について……29
７番　今中真之助議員……37
１　行政区別人口構造の変化と将来推計を踏まえた地域運営の持続性について……37
２　西部地区活性化策について……44
３　学校給食費無償化開始に伴う市の対応について……47
４　中学校部活動の地域移行に伴う３中学の連携化における公平性確保について……52
４番　浦本晴美議員……57
１　子どもの居場所としてのサードプレイスの在り方について……57

２　学校教育のＩＣＴ活用と文字を書く力の育成について…… 60
３　子どものメディア利用の実態把握と安心して相談できる環境づくりについて…… 63
４　高齢者の日常の買い物環境と生活支援の在り方について…… 67
３番　中野洋一議員…… 71
１　脳脊髄液減少症の周知の取組について…… 71
２　終活支援について…… 73
３　ビブリオバトルの開催について…… 75
４　遺跡調査におけるドローンの活用について…… 76
５　くまもとアプリ等の災害時活用について…… 78
散会…… 80

◎会議録第３号　２月１９日

議事日程…… 83
出席欠席者名…… 83
開議…… 85
質疑・一般質問…… 85
一般質問…… 85
１番　土黒功司議員…… 85
１　人口減少時代における宇土市経営と人材投資の考え方について…… 85
１８番　福田慧一議員…… 97
１　国民健康保険税について…… 97
２　認知症予防について…… 100
３　合併浄化槽設置促進と公共下水道について…… 103
４　小中学校の児童・生徒の不登校について…… 106
１４番　中口俊宏議員…… 111
１　多文化（外国人）共生について…… 111
２　安全な道路環境整備について…… 114
質疑…… 117
７番　今中真之助議員…… 117
１　議案第３２号　令和８年度宇土市一般会計予算について…… 117
常任委員会に付託（議案第９号から議案第３９号まで）…… 119
散会…… 119

◎会議録第４号　３月４日

議事日程…… 125
出席欠席者名…… 125
開議…… 127
地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告…… 127
（質疑・討論）…… 129
各常任委員長報告…… 129
１　総務市民常任委員長報告…… 129
２　経済建設常任委員長報告…… 133
３　文教厚生常任委員長報告…… 136
（質疑・討論・採決）…… 140
委員会の閉会中の継続審査及び調査について（採決）…… 147
議員派遣の件について…… 147
（追加日程）
議案第４０号　字の区域の変更について…… 148
閉会…… 149
署名…… 156

第 １ 号

２月１６日（月）

令和８年第１回宇土市議会定例会会議録　第１号

１．会期日程

（会期１７日間）

月日	曜	時間	会議名	内容
２月16日	月	10:00	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長の提案理由説明 議会改革特別委員長中間報告 質疑・討論
２月17日	火	10:00	特別委員会	地域高規格道路促進等対策特別委員会
２月18日	水	10:00	本会議	質疑・一般質問
２月19日	木	10:00	本会議	質疑・一般質問
２月20日	金	10:00	本会議	質疑・一般質問　委員会付託
２月21日	土		休　会	（市の休日）
２月22日	日		休　会	（市の休日）
２月23日	月		休　会	（市の休日）
２月24日	火	10:00	委員会	総務市民常任委員会
２月25日	水	10:00	委員会	経済建設常任委員会
２月26日	木	10:00	委員会	文教厚生常任委員会
２月27日	金		休　会	議事整理
２月28日	土		休　会	（市の休日）
３月１日	日		休　会	（市の休日）
３月２日	月		休　会	議事整理
３月３日	火		休　会	議事整理
３月４日	水	10:00	本会議	地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告 各常任委員長報告 質疑･討論･採決 閉会

２．議事日程

令和８年２月１６日（第１号）　午前１０時００分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　議案第　９号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
　　専決第１号　令和７年度宇土市一般会計補正予算（第９号）について
日程第　４　議案第１０号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　５　議案第１１号　宇土市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第　６　議案第１２号　宇土市行政手続条例の一部を改正する条例について
日程第　７　議案第１３号　宇土市文書管理条例の一部を改正する条例について
日程第　８　議案第１４号　宇土市情報公開・個人情報保護等審査会条例の一部を改正する条例について
日程第　９　議案第１５号　宇土市犯罪被害者等支援条例について
日程第１０　議案第１６号　宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第１１　議案第１７号　宇土市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
日程第１２　議案第１８号　宇土市つどいの広場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
日程第１３　議案第１９号　宇土市予防接種健康被害等調査委員会設置条例について
日程第１４　議案第２０号　宇土マリーナ条例の一部を改正する条例について
日程第１５　議案第２１号　宇土市営住宅条例等の一部を改正する条例について
日程第１６　議案第２２号　熊本広域行政不服審査会の共同設置について
日程第１７　議案第２３号　熊本市及び宇土市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について
日程第１８　議案第２４号　辺地総合整備計画の変更について
日程第１９　議案第２５号　令和７年度宇土市一般会計補正予算（第１０号）について
日程第２０　議案第２６号　令和７年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について
日程第２１　議案第２７号　令和７年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第５号）について
日程第２２　議案第２８号　令和７年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について
日程第２３　議案第２９号　令和７年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第１号）について
日程第２４　議案第３０号　令和７年度宇土市水道事業会計補正予算（第４号）について

日程第２５　議案第３１号　令和７年度宇土市下水道事業会計補正予算（第４号）について
日程第２６　議案第３２号　令和８年度宇土市一般会計予算について
日程第２７　議案第３３号　令和８年度宇土市国民健康保険特別会計予算について
日程第２８　議案第３４号　令和８年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計予算について
日程第２９　議案第３５号　令和８年度宇土市介護保険特別会計予算について
日程第３０　議案第３６号　令和８年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について
日程第３１　議案第３７号　令和８年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算について
日程第３２　議案第３８号　令和８年度宇土市水道事業会計予算について
日程第３３　議案第３９号　令和８年度宇土市下水道事業会計予算について
　　報告第　１号　債権の放棄について
日程第３４　議会改革特別委員長中間報告（質疑・討論）

３．本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

４．出席議員（１７人）

２番　杉　本　　寛　君	３番　中　野　洋　一　君
４番　浦　本　晴　美　さん	５番　佐美三　　洋　君
６番　小　崎　憲　一　君	７番　今　中　真之助　君
８番　西　田　和　徳　君	９番　園　田　　茂　君
１０番　宮　原　雄　一　君	１１番　柴　田　正　樹　君
１２番　樫　﨑　政　治　君	１３番　野　口　修　一　君
１４番　中　口　俊　宏　君	１５番　藤　井　慶　峰　君
１６番　山　村　保　夫　君	１７番　村　田　宣　雄　君
１８番　福　田　慧　一　君	

５．欠席議員（１人）

１番　土　黒　功　司　君

６．説明のため出席した者の職・氏名

市　　長　元　松　茂　樹　君	教　育　長　前　田　一　孝　君
総　務　部　長　山　口　裕　一　君	市民環境部長　加　藤　敬一郎　君

健康福祉部長	江河一郎君	経済部長	山崎恵一君
建設部長	草野一人君	教育部長	池田和臣君
秘書政策課長	渡邉聡君	総務課長	上木淳司君
危機管理課長	内田雅之君	企画課長	松下修也君
まちづくり推進課長	木村るみさん	財政課長	北谷太示君

７．議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	田尻清孝君	次長兼議事係長兼庶務係長	薦田昌臣君
議事係参事	村田有美さん	庶務係参事	中山裕輝君

午前１０時００分開会

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（野口修一君）　ただいまから、令和８年第１回宇土市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日、１番、土黒功司君から欠席届が出ておりますので、御報告をいたします。

日程に先立ちまして、事務局長に事務報告をさせます。

事務局長、田尻清孝君

○事務局長（田尻清孝君）　事務報告をいたします。

令和７年１２月定例会以降、昨日までの議会内の行事につきましては、事務報告として配布しておりますので御覧ください。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　事務局長の報告は終わりました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（野口修一君）　日程第１、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第８８条の規定により、議長において、５番、佐美三洋君、１２番、樫﨑政治君を指名いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２　会期の決定

○議長（野口修一君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から３月４日までの１７日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　御異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から３月４日までの１７日間と決定いたしました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第　３　議案第　９号　専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第１号　令和７年度宇土市一般会計補正予算（第９号）について

日程第　４　議案第１０号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第　５　議案第１１号　宇土市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第　６　議案第１２号　宇土市行政手続条例の一部を改正する条例について
日程第　７　議案第１３号　宇土市文書管理条例の一部を改正する条例について
日程第　８　議案第１４号　宇土市情報公開・個人情報保護等審査会条例の一部を改正する条例について
日程第　９　議案第１５号　宇土市犯罪被害者等支援条例について
日程第１０　議案第１６号　宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第１１　議案第１７号　宇土市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
日程第１２　議案第１８号　宇土市つどいの広場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
日程第１３　議案第１９号　宇土市予防接種健康被害等調査委員会設置条例について
日程第１４　議案第２０号　宇土マリーナ条例の一部を改正する条例について
日程第１５　議案第２１号　宇土市営住宅条例等の一部を改正する条例について
日程第１６　議案第２２号　熊本広域行政不服審査会の共同設置について
日程第１７　議案第２３号　熊本市及び宇土市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について
日程第１８　議案第２４号　辺地総合整備計画の変更について
日程第１９　議案第２５号　令和７年度宇土市一般会計補正予算（第１０号）について
日程第２０　議案第２６号　令和７年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について
日程第２１　議案第２７号　令和７年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第５号）について
日程第２２　議案第２８号　令和７年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について
日程第２３　議案第２９号　令和７年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第１号）について
日程第２４　議案第３０号　令和７年度宇土市水道事業会計補正予算（第４号）について
日程第２５　議案第３１号　令和７年度宇土市下水道事業会計補正予算（第４号）について
日程第２６　議案第３２号　令和８年度宇土市一般会計予算について
日程第２７　議案第３３号　令和８年度宇土市国民健康保険特別会計予算について
日程第２８　議案第３４号　令和８年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計予算について
日程第２９　議案第３５号　令和８年度宇土市介護保険特別会計予算について

日程第３０　議案第３６号　令和８年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第３１　議案第３７号　令和８年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算について

日程第３２　議案第３８号　令和８年度宇土市水道事業会計予算について

日程第３３　議案第３９号　令和８年度宇土市下水道事業会計予算について

報告第　１号　債権の放棄について

○議長（野口修一君）　日程第３、市長提出議案第９号から、日程第３３、議案第３９号までの３１件を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君）　おはようございます。

本日ここに、令和８年第１回市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、公私共に御多用の中に御参集をいただき、誠にありがとうございます。

冒頭に、先般の衆議院議員総選挙において発生しました投票用紙の誤交付について、市民の皆様の信頼を裏切ることになりましたことを深くお詫びを申し上げます。

今後、このようなことが再発しないよう組織を挙げて取り組んでまいります。誠に申し訳ございませんでした。

続きまして、本市出身の力士の活躍を御紹介いたします。

大相撲で活躍する義ノ富士関が、初場所にて初の殊勲賞に輝き、２場所連続の３賞獲得となりました。義ノ富士関は、横綱を２日連続で破るという６年ぶりの快挙を達成し、現行規定で最多となる６１本の懸賞を獲得するなど、大きな注目を集めました。また、初土俵以来、１１場所連続で勝ち越しを続け、千秋楽では７勝７敗の大一番を制すなど、すばらしい活躍を見せてくれました。

また、初場所では、本市出身の花の富士が、三段目で見事に７戦全勝し、優勝を果たしました。しこ名を「川副」から「花の富士」へと改め、かつては十両としても活躍した花の富士は、今回の優勝を機に関取復帰への決意を新たにし、その不屈の精神で勇気と感動を与えてくれました。

さらに、大相撲界の新たな話題として、本市出身で早稲田大学相撲部の川副楓馬さんが安治川部屋に入門することとなりました。川副さんは、花の富士のいとこにあたり、鶴城中学校時代は生徒会長を務めるなど、相撲だけでなく学校のリーダーであり、文徳高校時代には義ノ富士らと共に全国高校総体で団体優勝を果たしています。今後の活躍に大きな期待が寄せられており、力士として土俵に立つ日を心待ちにしております。

このような本市出身力士の活躍は、多くの市民に誇りと感動を与え、次世代を担う子どもたちの夢にもつながっています。来月３月８日から始まる春場所での更なる飛躍に期待する

とともに、今後も、市民の皆様と一緒に、応援をしてまいりたいと思うところでございます。

次に、文化財関連について御報告をさせていただきます。

今月３日、熊本県文化財保護審議会において、本市の指定史跡で、宇土市戸口町に所在する寛政の津波供養塔が、県の重要文化財に指定するよう答申されました。

この供養塔は、寛政４年（１７９２年）、雲仙・普賢岳の火山活動により眉山が崩壊し、それにより引き起こされた大津波による犠牲者を弔うため、熊本藩によって建立されたものです。被害の大きかった宇土郡、玉名郡、飽田郡の３か所に同じ様式の供養塔が建てられたことから、「一郡一基の塔」とも呼ばれております。

津波による犠牲者は、当時の宇土郡だけでも１，２００名以上と記録されており、甚大な被害の記憶と教訓を後世に伝える貴重な文化財であります。今後、正式な指定を経て、郷土の歴史と先人の思いを次世代に継承するため、保存と活用に一層努めてまいります。

さて、昨年を振り返りますと、８月に本市を含む広い範囲で記録的な大雨に見舞われました。被害に遭われた皆様には、改めて心よりお見舞い申し上げます。本年は、熊本地震発生から１０年という節目の年を迎えます。あの未曽有の災害を経験し、地域の防災力を高めていくこと、そして災害の記憶を風化させないことの重要性を改めて認識しております。今後も、市民の皆様の安全・安心を第一に、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

また、昨年は物価高騰の影響が長期化し、市民の皆様の暮らしに大きな影響を及ぼす１年となりました。このような状況の中、商品券の配布やＬＰガス使用世帯への支援、私立保育園への光熱費支援など、様々な支援策を講じてまいりました。今年も引き続き、商品券の配布や子育て応援手当など、物価高騰の影響を受けている市民の皆様や事業者の皆様が、安心した日々を過ごせるよう、必要な施策を実施してまいります。

一方で、昨年はスポーツの分野から多くの喜ばしいニュースも届きました。冒頭に紹介しました大相撲・義ノ富士関をはじめとする本市出身力士の活躍や、サッカーＪ１リーグで鹿島アントラーズの９年ぶりとなる優勝に大きく貢献された植田直通選手が、Ｊリーグアウォーズにおいてベストイレブンとフェアプレー個人賞のダブル受賞を果たすなど、すばらしい成果を挙げました。また、鶴城中学校の女子ハンドボール部が２年ぶり７度目の全国制覇を成し遂げるなど、多くの若い世代の活躍に感動をしたところです。

また昨年は、私の４期目の任期の締めくくりとして、芽が出始めた施策が、花を咲かせ、実を結ぶものとなるよう、歩みを加速させた年でございました。

定住・移住を支援する「九州のどまんなかプロジェクト」、子どもや子育て世代にやさしいまちを目指す「こどもまんなかプロジェクト」、地域活力の創出を目指す行政主導による土地開発や企業誘致、地域を支える農漁業への支援、誰もが気軽に集える多目的市民交流施設の整備や走潟かわまちづくり事業の具体化、そして台南市との友好協定を基盤とした国際

交流事業など、より良い形で未来へつなぐため、各種事業に取り組んでまいりました。

これらの施策が一歩一歩実を結びつつあるのも、議員の皆様をはじめ、市民の皆様、関係者の皆様の御理解と御協力のおかげであり、心から感謝申し上げます。今後も、市民の皆様の声を大切にしながら、市役所一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは次に、提出しております議案の御説明を申し上げます。

今回は、専決処分の報告承認関係が１件、予算関係１５件、条例関係１２件、その他３件の計３１件及び報告が１件であります。

まず、議案第９号は、本議会では間に合わないため、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分を行いましたので、御報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

議案第９号、専決第１号、令和７年度宇土市一般会計補正予算（第９号）について。補正額は２，２３９万１千円を増額するもので、補正後の総額は２５４億８０１万８千円です。これは、令和８年２月８日執行の衆議院議員総選挙に係る経費を計上しております。

議案第１０号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。これは、附属機関の委員等の見直しを行ったため、所要の改正を行うものであります。

議案第１１号、宇土市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について。国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、職員等の旅費の支給額等を見直すため、所要の改正を行うものであります。

議案第１２号、宇土市行政手続条例の一部を改正する条例について。これは、行政手続法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第１３号、宇土市文書管理条例の一部を改正する条例について。これは、文書管理において、現行の管理方法に加えて、新たに導入する文書管理システムを使用して管理を行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第１４号、宇土市情報公開・個人情報保護等審査会条例の一部を改正する条例について。これは、共同設置されている熊本広域行政不服審査会への加入に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第１５号、宇土市犯罪被害者等支援条例について。これは、犯罪被害者等の支援施策を総合的に推進することで、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、誰もが安心して暮らすことができる社会を実現するため、条例を制定するものであります。

議案第１６号、宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。これは、地方税法の改正に伴い、令和８年度国民健康保険税から子ども・子育て支援納付金課税額を賦課徴収等するため、所要の改正を行うものであります。

議案第１７号、宇土市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について。これは、子ども・子育て支援法の改正により、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要があるため、条例を制定するものであります。

議案第１８号、宇土市つどいの広場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について。これは、宇土市つどいの広場事業の実施場所を宇土市保健センター内へ移転するため、条例を廃止するものであります。

議案第１９号、宇土市予防接種健康被害等調査委員会設置条例について。これは、附属機関の見直しにより、宇土市予防接種健康被害等調査委員会を附属機関として整理したため、条例を制定するものであります。

議案第２０号、宇土マリーナ条例の一部を改正する条例について。これは、宇土マリーナにおいて、令和９年度から串型桟橋係留を廃止することに伴い、当該利用料金の規定を廃止するとともに、その他の利用料金も併せて見直すことで、長期的な安定した運営維持を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第２１号、宇土市営住宅条例等の一部を改正する条例について。これは、マンションの建て替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第２２号、熊本広域行政不服審査会の共同設置について。これは、熊本広域行政不服審査会の共同設置について、地方自治法第２５２条の７第３項において準用する同法第２５２条の２の２第３項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第２３号、熊本市及び宇土市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について。これは、熊本市と宇土市との間における連携協約の一部を変更するため、地方自治法第２５２条の２第４項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第２４号、辺地総合整備計画の変更について。これは、辺地に係る総合整備計画を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第２５号、令和７年度宇土市一般会計補正予算（第１０号）について。補正額は５億７，８２０万８千円を減額するもので、補正後の総額は２４８億２，９８１万円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、議会費では、議会一般経費の減額等を行っております。

総務費では、熊本県物価高騰対応生活者支援事業（ＬＰガス使用世帯支援）（Ｒ７補正分）の計上等を行っております。

民生費では、不足額給付金支給事業の減額等を行っております。

衛生費では、乳幼児学童定期予防接種事業の減額等を行っております。

農林水産業費では、令和７年８月大雨営農再開支援事業の減額等を行っております。

商工費では、ふるさと宇土応援基金経費の減額等を行っております。

土木費では、辺地道路整備事業経費の減額等を行っております。

消防費では、熊本県消防ポンプ操法大会経費の減額等を行っております。

教育費では、多目的市民交流施設整備事業（図書館分）（国補正分）の計上等を行っております。

災害復旧費では、令和７年８月豪雨災害対策経費（土木課：道路単独災害）の減額等を行っております。

公債費では、公債費利子の減額等を行っております。

そのほか、繰越明許費については、熊本県物価高騰対応生活者支援事業（ＬＰガス使用世帯支援）（Ｒ７補正分）ほか１６件の追加及び保健センター施設改修事業ほか３件の変更を行っております。

債務負担行為については、納税通知書等発送に要する経費の限度額の変更及び学童クラブ運営に要する経費の廃止を行っております。

地方債については、船場川湛水防除事業（国補正分）ほか６件の追加及び保健センター施設改修事業ほか２２件の限度額の変更を行っております。

議案第２６号、令和７年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について。補正額は６２４万３千円を減額するもので、補正後の総額は４４億６，５５６万５千円です。これは、国県支出金過年度返還金の増額及び事業の実績見込みによる減額を行っております。

議案第２７号、令和７年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第５号）について。補正額は２，４６９万９千円を減額するもので、補正後の総額は４０億４，１７９万円です。これは、介護保険基金積立金の増額及び事業の実績見込みによる減額を行っております。

議案第２８号、令和７年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について。補正額は１，４１６万２千円を増額するもので、補正後の総額は６億７，５１７万７千円です。これは、事業の実績見込みによる増額を行っております。

議案第２９号、令和７年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第１号）について。補正額は２７万５千円を減額するもので、補正後の総額は１０６万３千円です。これは、入学準備祝金給付基金積立金の増額及び事業の実績見込みによる減額を行っております。

議案第３０号、令和７年度宇土市水道事業会計補正予算（第４号）について。収益的支出における補正額は４，８７３万７千円を減額するもので、補正後の総額は６億７，７６４万１千円です。これは、事業の実績見込みによる減額を行っております。

資本的支出における補正額は５００万円を減額するもので、補正後の総額は４億９，５４

８万８千円です。これは、事業の実績見込みによる減額を行っております。

議案第３１号、令和７年度宇土市下水道事業会計補正予算（第４号）について。収益的支出における補正額は４，９５４万１千円を減額するもので、補正後の総額は１０億１，２４９万４千円です。これは、事業の実績見込みによる減額を行っております。

資本的支出における補正額は２億８２８万６千円を減額するもので、補正後の総額は６億４，１１１万７千円です。これは、事業の実績見込みによる減額を行っております。

そのほか、債務負担行為については、２号ポンプエンジン更新工事の期間及び限度額の変更を行っております。

地方債については、公共下水道事業債の限度額の変更を行っております。

議案第３２号、令和８年度宇土市一般会計予算について。令和８年度一般会計予算案の概要について、御説明申し上げます。

今回提案しております新年度予算は、任期満了に伴う市長選挙が４月に予定されておりますので、政策的経費を除いた骨格予算として、主に経常的な経費や早急に実施する必要がある事業、継続的な事業を計上しております。

歳入歳出総額は２１４億４，０００万円であります。前年度の当初予算と比較しますとマイナス６．７％、金額にして１５億４，０００万円の減額予算となっております。

歳入につきましては、市税は４４億４，５６２万８千円で前年度比プラス３．６％、金額にして１億５，４９２万円の増額となっております。地方交付税は５４億１，５００万円で前年度比プラス６．６％、３億３，５００万円の増額、国庫支出金は４２億８，８２０万７千円で前年度比プラス１１．０％、４億２，３５０万円の増額、県支出金は２２億３，１８３万２千円で前年度比プラス２３．４％、４億２，３１４万９千円の増額となっております。また、地方債は９億６，８００万円で前年度比マイナス５８．７％、１３億７，６７０万円の減額となっております。

次に歳出につきましては、目的別の総額、前年度比及び大きなポイントのみ説明させていただきます。

まず、議会費は、１億７，９０１万６千円で前年度比マイナス３．８％、７０４万円の減額となっております。これは、議員経費の減額等によるものです。

総務費は、２０億７，９２６万６千円で前年度比マイナス８．４％、１億８，９６２万４千円の減額となっております。これは、ＤＸ推進事業、地方バス路線維持対策事業経費の減額等によるものです。

民生費は、８９億７，５８８万７千円で前年度比プラス６．４％、５億３，８３１万６千円の増額となっております。これは、子どものための教育・保育給付事業、障害者福祉サービス事業経費の増額等によるものです。

衛生費は、１１億7,８５５万１千円で前年度比マイナス８．８％、１億1,３９５万６千円の減額となっております。これは、高齢者予防接種事業、保健衛生総務費一般経費の減額等によるものです。

農林水産業費は、１４億５０６万８千円で前年度比マイナス１４．２％、２億3,１８３万２千円の減額となっております。これは、船場川湛水防除事業の減額等及び骨格予算のため投資的経費が減額となっていることによるものです。

商工費は、６億4,０３４万円で前年度比マイナス５１．３％、６億7,３７６万７千円の減額となっております。これは、企業誘致一般経費、ふるさと宇土応援基金経費の減額等によるものです。

土木費は、１１億6,６２０万９千円で前年度比マイナス４０．３％、７億8,６５１万７千円の減額となっております。これは、社会資本整備総合交付金事業（改築）の減額等及び骨格予算のため投資的経費が減額となっていることによるものです。

消防費は、７億6,６９１万９千円で前年度比プラス４．５％、3,３１４万４千円の増額となっております。これは、常備消防費、防災基盤整備事業の増額等によるものです。

教育費は、２６億1,６５２万８千円で前年度比マイナス４．４％、１億1,９１２万円の減額となっております。これは、学校一般経費（ＩＣＴ関連経費）、仮設校舎増設事業の減額等によるものです。

災害復旧費は、令和７年梅雨前線豪雨災害対策経費（土木課分：道路）の計上等により、１１７万７千円となっております。

以上で、一般会計の説明を終わりますが、議案第３３号から議案第３９号までの令和８年度特別会計及び水道事業会計、下水道事業会計につきましては、配布しております予算書をもって説明に代えさせていただきます。

報告第１号、債権の放棄について。これは、宇土市債権管理条例第１０条第１項の規定により、債権を放棄したので、同条第２項の規定により、御報告するものであります。

以上が提出しております議案の概要であります。

どうか、十分に御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口修一君）　市長の提案理由の説明は終わりました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第３４　議会改革特別委員長中間報告

○議長（野口修一君）　日程第３４、議会改革特別委員会の審査の経過についてを議題といたします。

特別委員長の中間報告を求めます。

議会改革特別委員長、藤井慶峰君

○議会改革特別委員長（藤井慶峰君）　おはようございます。

ただいまから、議会改革特別委員会のこれまでの経過及び審査内容について、中間報告をいたします。

本委員会は、これまで８回の委員会を開催し、協議を行っております。

第７回までの協議内容については、１２月定例会で中間報告を行っておりますので、今回は、それ以降の経過について御報告いたします。

第８回委員会では、新たに追加したテーマである、委員長報酬等について及び予算委員会についての二つについて協議を行いました。

まず、委員長報酬等についての協議に際し、委員長報酬として給付する方法としては、議員報酬に委員長の区分を新設すること、また、上乗せに当たっては、住民の理解を得るため、市長に対し、特別職報酬等審議会への諮問を要望することを確認しました。さらに、県内で、委員長報酬等を加算している市と加算額、並びに全国及び九州で、委員長報酬等を加算している市の数と平均加算額、並びに全国の市の委員長報酬導入状況の推移等の資料を参考に協議を進めました。

協議の中で、「委員長は、執行部からの相談、打ち合わせや会議等の回数も多く、その責任の重さからいうと委員長報酬を新設したほうがよい。」との意見や「会議等に出る回数は、ほかの議員と比べても、大きく変わらないので新設しなくてもよい。」との意見、「特別委員会の委員長の場合、打ち合わせや会議等が多いわけではないため、対象から外してもよい。」との意見が出されましたが、協議の結果、委員長報酬等については、現行の報酬区分とは別に新しく議会運営委員会及び常任委員会の委員長の区分を設けることについて、特別職報酬等審議会への諮問を市長に対し要望することと結論づけました。

次に、予算委員会についての協議に際し、過去の本市議会における予算委員会設置及び廃止に至る経緯や県内他市議会の状況、議会運営委員会で視察した静岡県掛川市及び静岡県藤枝市の状況を参考にし、協議を行いました。

協議の中で、「全体的な予算審議を行うため、予算委員会設置はやらなければならないこととは認識しているが、事務局職員が増員されることが前提である。」との意見や「多くの議員が予算審査に関われるよう、構成員は、議長と監査委員を除く全員とすべき」との意見が出されましたが、過去に設置された予算委員会の廃止理由や先進地の状況等、更なる調査が必要として、次回以降、引き続き協議を行うこととなりました。

議会改革特別委員会としましては、今後も引き続き、宇土市議会基本条例の基本理念に基づき、議会機能のより一層の充実強化を図るため審議を進めてまいりたいと考えております。

以上で、議会改革特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（野口修一君）　議会改革特別委員長の中間報告は終わりました。

これより、ただいまの特別委員長の中間報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

以上で、議会改革特別委員長の中間報告を終了いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

２月１７日火曜日は、午前１０時から、地域高規格道路促進等対策特別委員会になっておりますので、よろしくお願いいたします。

次の本会議は、２月１８日水曜日に開き、質疑及び一般質問を行います。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

午前１０時３４分散会

第 ２ 号

２月１８日（水）

令和８年第１回宇土市議会定例会会議録　第２号

２月１８日（水）午前１０時００分開議

１．議事日程

日程第１　質疑・一般質問

１．樫﨑政治議員

１　地域運営組織（ＲＭＯ）について

２　乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

３　介護保険制度と市町村特別給付について

２．今中真之助議員

１　行政区別人口構造の変化と将来推計を踏まえた地域運営の持続性について

２　西部地区活性化策について

３　学校給食費無償化開始に伴う市の対応について

４　中学校部活動の地域移行に伴う３中学の連携化における公平性確保について

３．浦本晴美議員

１　子どもの居場所としてのサードプレイスの在り方について

２　学校教育のＩＣＴ活用と文字を書く力の育成について

３　子どものメディア利用の実態把握と安心して相談できる環境づくりについて

４　高齢者の日常の買い物環境と生活支援の在り方について

４．中野洋一議員

１　脳脊髄液減少症の周知の取組について

２　終活支援について

３　ビブリオバトルの開催について

４　遺跡調査におけるドローンの活用について

５　くまもとアプリ等の災害時活用について

２．本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

３．出席議員（１７人）

１番　土　黒　功　司　君	２番　杉　本　　寛　君
３番　中　野　洋　一　君	４番　浦　本　晴　美　さん

５番	佐美三　　洋　君	６番	小　崎　憲　一　君
７番	今　中　真之助　君	８番	西　田　和　徳　君
９番	園　田　　茂　君	１０番	宮　原　雄　一　君
１１番	柴　田　正　樹　君	１２番	樫　崎　政　治　君
１３番	野　口　修　一　君	１４番	中　口　俊　宏　君
１５番	藤　井　慶　峰　君	１６番	山　村　保　夫　君
１８番	福　田　慧　一　君		

４．欠席議員（１人）

１７番　村　田　宣　雄　君

５．説明のため出席した者の職・氏名

市長	元　松　茂　樹　君	教育長	前　田　一　孝　君
総務部長	山　口　裕　一　君	市民環境部長	加　藤　敬一郎　君
健康福祉部長	江　河　一　郎　君	経済部長	山　崎　恵　一　君
建設部長	草　野　一　人　君	教育部長	池　田　和　臣　君
秘書政策課長	渡　邉　　聡　君	総務課長	上　木　淳　司　君
危機管理課長	内　田　雅　之　君	企画課長	松　下　修　也　君
まちづくり推進課長	木　村　る　み　さん	財政課長	北　谷　太　示　君
高齢者支援課長	久多見　さとみ　さん	子育て支援課長	湯　野　淳　也　君
こども家庭センター長	池　田　忠　陽　君	健康づくり課長	濱　口　由　季　さん
学校教育課長	淵　上　真　行　君	生涯活動推進課長	西　山　祐　一　君
文化課長	藤　本　貴　仁　君	図書館長	深　田　　徹　君
給食センター所長	松　本　啓　介　君		

６．議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	田　尻　清　孝　君	次長兼議事係長兼庶務係長	薦　田　昌　臣　君
議事係参事	村　田　有　美　さん	庶務係参事	中　山　裕　輝　君

午前１０時００分開議

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（野口修一君）　これから本日の会議を開きます。

本日、１７番、村田宣雄君から欠席届が出ておりますので、御報告をいたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１　質疑・一般質問

○議長（野口修一君）　日程第１、質疑及び一般質問を行います。一般質問の発言通告があっておりますので、順次これを許可します。

１２番、樫﨑政治君

○１２番（樫﨑政治君）　皆さん、おはようございます。樫﨑でございます。本日は、一般質問の機会を与えていただき感謝申し上げます。今回は、３項目質問させていただきます。執行部におかれましても、今回元松市長と最後の答弁になるかもしれませんので、前向きな回答をよろしくお願いいたします。それでは質問席に移り、質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（野口修一君）　樫﨑政治君

○１２番（樫﨑政治君）　それでは、まず初めに令和７年１２月定例会において、ＲＭＯについて一般質問を行いましたが、導入に向けた現在の進捗状況をお聞きしたいと思います。まちづくり推進課長、よろしくお願いいたします。

○議長（野口修一君）　まちづくり推進課長、木村るみさん

○まちづくり推進課長（木村るみさん）　おはようございます。御質問にお答えします。

地域運営組織（ＲＭＯ）に関する１２月市議会定例会後の進捗について御報告いたします。

まず、国や他自治体の取組に関する知見を深めるため、昨年１２月１９日に総務省主催の地域運営組織（ＲＭＯ）全国セミナーに職員がオンラインで参加し、最新の情報や他市の先進的な事例について学んでおります。

また、庁内の各課を通じて、市内で活動している地域団体への市の支援状況等について調査を実施しており、現在、情報の取りまとめを進めております。これにより、本市の地域力や既存団体の役割、今後必要となる支援や機能について整理を行う予定です。

併せて、熊本県に対しては、ＲＭＯに係る交付税措置の対象要件等について確認を行いました。今後、財源確保の観点からも、国や県の制度の活用可能性について、引き続き情報収集に努めてまいります。

さらに、県下１４市における地域運営組織の取組状況や課題等についても情報収集を進めており、他市の事例を参考にしながら、本市における導入の方向性や効果的な支援策について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　樫﨑政治君

○１２番（樫﨑政治君）　ありがとうございます。１２月定例会において、地域運営組織、いわゆるＲＭＯについて質問をさせていただきました。本日はその後の進捗状況について、国のセミナー参加や庁内調査、他自治体の事例収集など、一定の検討が進められていることを確認できました。現時点では調査整理の段階であるということで、本日はこれ以上、再質問は控えさせていただきます。ただ、このＲＭＯは制度を調べること、そのことが目的ではなく、地域の担い手不足や今後ますます深刻化する地域課題に対して、地域が主体となって支え合うための実行組織であると考えております。今後、人口減少や高齢化が進む中で、行政だけで地域を支え続けることには限界があります。だからこそ、既存の地域団体や人材をどう束ね、どのような形で地域運営につなげていくか、このＲＭＯの考え方は、避けては通れないテーマだと私は思っております。現在進められている調査や情報収集が単なる検討にとどまることなく、将来的にはモデル的な取組や具体的な実践へとつながっていくことを大いに期待しております。本市の実情に合わせた形でＲＭＯの在り方について、引き続き前向きな検討をお願いし、本件についての私の意見とさせていただきます。

それでは続きまして、乳児等通園支援事業について伺います。この乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度は、保護者の就労要件にかかわらず、時間単位で柔軟に利用できる新しい制度であります。子育て家庭にとって大きな支えとなる事業であると考えております。一方で、制度が新しいがゆえに、市民の間ではいつから始まるのか、どうやって利用するのかといった点が、まだ十分に理解されていないのではないかと感じております。そこで伺います。本市における乳児等通園支援事業の開始時期について、現時点でのスケジュールをお聞かせください。併せて、市民に対する制度の周知について、どのような方法で、どのようなスケジュール感を持って進めていく予定なのかお聞かせください。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（野口修一君）　健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君）　御質問にお答えいたします。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月１０時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる制度で、本年４月から全国の市町村において実施される予定です。

本市におきましても、４月からの事業実施に向けて、現在、関係機関などと連携しながら準備を進めているところでございます。

市民への周知と今後のスケジュールにつきましては、本年１月下旬に市ホームページに本制度の概要などを掲載するとともに、広報うと２月号で本事業の特集記事を掲載し、事業概要や利用登録から利用開始までの手続の流れなどを周知しております。また、市公式ＬＩＮＥにも情報を掲載し、広く周知を図ったところです。

今後は、広報うと３月号で、本市が事業の認可を行いました、宇土エンゼル保育園と網津保育園の二つの事業所について、利用定員、利用可能日時、利用料金、受入体制などを掲載する予定です。市民による利用登録申請については、３月上旬頃から受付を開始する予定であり、準備が整い次第、市ホームページや市公式ＬＩＮＥなどを通じて改めて周知する予定としております。

なお、事業開始後につきましても、多くの子育て世代の皆様に、本事業を御利用いただけるよう、地域子育て支援センターや保健センターでの乳幼児健診の際など、子育て世代の方々が集まる機会を通じて周知を図るとともに、市ホームページや広報うと、市公式ＬＩＮＥなどのＳＮＳを活用し、利用者の声や現場の様子を随時配信しながら、周知徹底に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　樫﨑政治君

○１２番（樫﨑政治君）　ありがとうございます。今回の答弁により、制度の開始時期や周知方法については理解できました。特に広報うとや市公式ＬＩＮＥの健診の場などを通して、子育て世代に直接届く形で周知を行っていく姿勢は評価いたしたいと思います。一方で、この制度は、これまでの保育施設を利用していなかった家庭や育休中、また求職中など、従来の制度との接点が少ない家庭にしっかりと届いてこそ、意味がある制度だと考えます。今後も利用状況を丁寧に把握しながら、市民にとって本当に使いやすい制度となるよう、継続的に周知と工夫をお願いしておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度は、保護者の就労要件にかかわらず柔軟に利用できる非常に意味のある制度だと考えております。しかし一方で、この制度を実際に支えるのは、現場で子どもたちを見守る保育士をはじめとした専門の人材であります。人材が確保できなければ、制度そのものが成り立たないと感じております。そこで伺います。本事業を円滑に実施していく上で、市として人材確保をどのような課題として認識しているのか、現状を踏まえてお聞かせください。健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君）　健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君）　御質問にお答えいたします。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を円滑に実施するためには、保育士をはじめとした専門的人材の確保が極めて重要であると認識しております。

本事業では、従来の保育所などに加え、保護者の就労要件を問わず、多様な家庭が利用できる仕組みとなっています。そのため、利用希望者の増加や利用時間の多様化に対応するために、柔軟かつ十分な人員体制の整備が不可欠であると考えております。

一方で、近年、全国的に保育士などの人材不足が深刻な課題となっており、本市におきましても保育士の確保は大きな課題です。本事業の開始により、さらに人材需要の増加が見込まれるため、保育士の新規採用や定着支援、働きやすい職場環境の整備など、様々な対応が必要になると認識しております。

本市では、本年４月から二つの事業所で本事業を実施予定ですが、いずれも保育士を十分に配置できる体制を整えた事業所です。ほかにも本事業の実施を検討されている事業所もありますが、保育士等の人材不足などの理由から、４月からの実施を見送られている状況です。

このことを受けて、昨年９月に開始しました宇土市保育士等人材バンク事業を活用し、人材確保を支援するとともに、保育所などへは求人時に利用可能な宇土市奨学金返還支援補助金制度の周知を図っておりますが、現在、保育所にお勤めの２名の方が申請されており、現状として早期の人材確保に少しはつながっていると感じているところです。

今後は、昨年１０月から地域おこし協力隊員として採用した子育てコンシェルジュを活用し、保育現場の声を反映しながら保育士の魅力発信などに取り組み、また、保育事業者や関係機関との連携を強化し、保育士資格を持つ方の就業促進や潜在保育士の復職支援、処遇改善による職場環境の改善にも推進してまいります。これらの施策を通じ、更なる人材確保に向けた取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　樫﨑政治君

○１２番（樫﨑政治君）　ありがとうございます。今回の答弁においても、保育士不足が大きな課題であるということでございます。また、実際に検討している事業所の中には、人材不足を理由に４月から実施を見送られているところがある点、この制度は、現実的には難しさを示していると感じております。制度の理念がどれほどすばらしくても、現状を支える人材確保ができなければ、継続的な運営は困難でございます。今後は制度拡大と同時に、人材確保を最重要課題として位置づけた取組をより一層強化していただくことをお願いしておきたいと思います。

本市では、保育現場の人材確保を目的とし、昨年９月から宇土市保育士等人材バンク事業を開始されております。乳児等通園支援事業のような今後さらに人材の需要が高まる中で、この人材バンクはまさに中核となる施策であると考えます。そこで伺います。人材バンクは、本事業における人材確保の手段としてどのように活用していく想定なのか。また、本事業の開始を見据え、登録促進や周知強化について、どのように取組を行っているのかお聞かせく

ださい。健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君）　健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君）　御質問にお答えいたします。

本市では、市内の保育所等での就労希望者を支援し、保育現場の人材確保を目的とした宇土市保育士等人材バンク事業を昨年９月から開始いたしました。この事業では、市内外を問わず、就労希望者が登録できる仕組みを整えており、登録時には、希望する勤務先や職種などを把握し、求人を行う保育所等のニーズに合わせた方を案内することが可能となっております。

さらに、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）においても、この人材バンクを活用し、必要な人材の確保を進めていきたいと考えています。特に、保育士や看護師などの人材確保が重要であるため、関係する保育所等と連携し、求人情報を人材バンク登録者へ積極的に提供することで、マッチングの強化を図ることとしております。

現在の人材バンクの登録状況については、事業開始以降、４名の登録があり、その内訳は看護師が２名、調理師が１名、管理栄養士が１名ですが、現時点では保育士の登録はございません。このため、より多くの方に事業を周知し、登録促進を図るため、市ホームページや広報うとを活用した情報発信を行っています。また、子育てコンシェルジュの協力を得て、人材バンク事業のポスターを作成し、市役所庁舎、市内大型店舗、地域子育て支援センターなどへの掲示を実施しています。加えて、ＳＮＳで情報を発信したり、子育てイベントなどで広報活動を行ったりと、幅広い周知活動に取り組んでいるところです。

今後は、さらに周知活動を強化するとともに、子育てコンシェルジュを活用して、保育現場や保育士の声を市民に届ける取組を進めてまいります。こうした積極的な情報発信を通じて保育現場の魅力を伝えることで、就職希望者の増加を目指し、乳児等通園支援事業をはじめとする保育現場の人材確保につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　樫﨑政治君

○１２番（樫﨑政治君）　ありがとうございます。今回の答弁で、人材バンクの仕組みや周知への取組については理解できました。一方で、現時点で登録者が４名であり、その中には保育士の登録がいないという現状は、人材確保の難しさを如実に示していると感じております。制度を整えることと実際に人が集まることの間には、大きな隔たりがあることが改めて明らかになりました。今後は単なる周知にとどまらず、なぜ保育士が集まらないのか、現場の声を丁寧に把握した上で、処遇や働き方も含めた実効性のある対策へとつなげていただくことを強くお願いしておきたいと思います。それでは、本事業を市としてどのような制度として市民に届けていきたいと考えているのか。併せて制度の立ち上げ期において、人材確保を含

め、持続可能な制度運営に向けて今後どのような取組を考えていくのかお聞かせください。元松市長お願いします。

○議長（野口修一君）　市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君）　御質問にお答えをいたします。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）というものは、本年４月から全国の市町村で本格的に実施をされますが、本市としましては、地域全体で子育てを支える仕組みとして、市民の皆様にとって身近で利用しやすい事業を目指しております。本事業を通じて、全ての子どもが健やかに成長できる環境を整えるとともに、保護者の多様な働き方やライフスタイルに対し、柔軟に対応できる体制を構築していきたいと考えているところでございます。

特に、保護者の就労状況にかかわらず、安心して子育てと仕事を両立できる環境を提供することで、孤立しがちな子育て家庭に寄り添い、子育てに伴う不安や悩みを軽減する支援策に取り組む必要があります。また、市民の皆様一人一人に本事業の意義や活用方法を丁寧にお伝えして、地域社会全体で子育てを応援する仕組みとして浸透させていただくことも重要であると考えております。

さらに、制度の立ち上げ期における特に人材確保を含めた持続可能な運営は、事業の円滑な展開に必要不可欠でございます。うちの孫も熊本市でこの制度を利用しました。娘も保育士でございます。そのほか、保育士の皆さんともこのことについてお話ししたことがあります。利用者にとっては非常にいい制度です。是非、浸透させたいという制度である一方、いろんな保育士の話を聞くと、皆さんがただ預かればいいと考えられているということが、非常に不安だということでした。初めて来る子を預かることがどんなに難しいことかというのはですね、なかなか現場でないと分からないと。そのことを是非知っていただきたいということの意見、これはもう皆さんの共通した意見でした。後で紹介されると思いますが、樫﨑議員がこのアンケートの意識調査の結果の中で、保育士が不安に思っていることのほとんどがそこです。人材不足というところです。ですから、人材が不十分なままにこの制度を始めてしまうと、保育士の負担ばかりが増して、保育士離れが加速してしまうという懸念があります。ここが一番、私が心配するところであります。そのためにも保育士をはじめとする専門人材の安定的な確保に向けて、保育士等人材バンク事業を市がやっておりますが、ここがまだ登録者がいないということですから、始まったばかりではありますが、こういったところをやはり積極的に広めて、一人でも多くの方に登録していただいて活用してもらうこと。そしてまた奨学金返還支援補助金制度も入れておりますが、保育士の利用は２名にとどまっております。こういったこともよそがやってない事業なので、こういうことも広めることで保育士の魅力の発信とともに、宇土の保育所で働いていただくというようなことにつなげていく必要があろうかと思います。潜在保育士は世の中にかなりおられる、その方々が復職し

やすいような支援というのも、市としては重要な取組の一つだと思っておりますけれども、このような多角的な取組を進めるとともに、併せまして、関係する保育所との連携も含める必要があります。職場環境の改善、働きやすい体制づくりにも併せて努めていかなければならないと思っております。

今後も、利用者の声や現場の状況を丁寧に把握しながら、制度の質の向上、そして持続可能な運営に向けた更なる取組を進めるとともに、あらゆる施策を通じて、全ての子どもたちが安心して育ち、子育て世代の方たちの希望が持てる社会を目指していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（野口修一君）　樫﨑政治君

○１２番（樫﨑政治君）　ありがとうございます。市長からも話がありましたが、こちらに出しているのはレバウェル保育士というあるアンケート会社なんですけど、ここから不安に思っている保育士が多いということで、是非載せてほしいという提供がありましたので、今回時間がある方は、アンケート調査を見ていただければと思います。今回、市長の答弁により、本事業を地域全体で子育てを支える仕組みとして位置づけ、全ての子どもが健やかに成長できる環境づくりを目指していくという、市としての明確な理念を確認することができました。また、就労要件にかかわらず利用できる制度として、孤立しがちな子育て家庭に寄り添い、不安や悩みを軽減していくという方向性についても、非常に重要な視点であると感じております。一方で、これまでの答弁を通じて明らかになったような本事業の持続的な運営に当たっては、保育士をはじめとする人材確保が最大の課題であり、現場の努力にだけ委ねるには限界がある状況だと感じております。制度の理念を絵に描いた餅に終わらせないために、利用者の声や現場の実情を丁寧に把握しながら、人材確保や働きやすい環境づくりについて、継続的に改善を重ねていくことが不可欠でございます。その際、これまでのように人材を待つ守りの姿勢ではなく、地域の人材を掘り起こしていただき、つなぎ、育てていく攻めの人材確保の発想へ転換することが今後重要ではないでしょうか。その具体的な手法の一つとして地域運営組織、いわゆるＲＭＯの仕組みを活用し、地域全体で人材を発掘、育成、支援していく体制づくり、今後も大いに検討すべき方向性であると私は考えます。本事業が単なる新制度にとどまることなく、市民にとって本当に身近で安心して利用できる制度として根づくよう、今後の取組を大いに期待し、本件についての意見といたします。

続きまして、介護保険制度について質問させていただきます。まず、市町村特別給付とはどのような制度なのか。また、その財源は何をもって賄われる仕組みとなっているのか。また、市町村特別給付の活用が進んでこなかった理由について、健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君）　健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君）　御質問にお答えいたします。

市町村特別給付は、介護保険法第６２条に基づき、各市町村が条例に定めることにより実施できる給付でございます。その給付内容につきましては、介護保険法第１８条において「要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資する保険給付」とされ、介護保険の基本サービスでは十分に対応できない地域ごとの特別なニーズに応えるために設けられており、具体的な例といたしましては、おむつの支給や配食サービスなどが挙げられています。

なお、財源につきましては、市町村独自の給付であるため、国や県などの負担金の対象とはならず、全額を６５歳以上の被保険者から徴収する介護保険料で賄うことになります。したがいまして、介護保険法に基づく基本サービス利用では、６５歳以上の被保険者の保険料負担率は２３％になりますが、市町村特別給付になりますと、その全額を高齢者の保険料で負担することになります。

次に、市町村特別給付の活用が進んでいない理由といたしましては、介護保険の保険給付は介護給付と予防給付が基本となっており、全国的に必要性が高いサービスは、既に介護給付と予防給付に含まれております。そのため、市町村特別給付を新たに設ける必要性が低いことが一因と考えられます。

また、例として挙げたおむつを支給する介護用品給付事業や、配食サービスは、本市では市町村特別給付を活用しないで、国や県の財源を活用した地域支援事業やふるさと宇土応援基金を活用した一般会計の事業として実施しております。ほかの市町村においても、本市と同様にこれらの財源を活用している自治体が多いことも理由ではないかと考えております。

次に、全国における市町村特別給付の実施状況につきましては、令和５年度の厚生労働省の資料によりますと、全国１，５７１の保険者のうち、約９％に当たる１４１の保険者が市町村特別給付を実施しています。このうち県内では５市町村が実施しておりますが、いずれもおむつを支給する介護用品給付事業となっております。

なお、厚生労働省発行の市町村特別給付の事例紹介によりますと、活用例といたしまして、区域内に特定の施設がなく、遠方の利用を余儀なくされる場合にタクシー等の利用費の一部を給付する事例や、おむつの支給内容を拡充した事例などがあります。一方、「ケアマネジャーの負担が増えた」、「利用実績が想定より少ない」、「市が定めた報酬では採算が取れず、事業廃止となった」、「サービス利用者から、介護保険料の負担増を伴う独自サービスは不要との回答が６３％あった」など、多くの課題も報告されており、活用に際しては慎重な検討を要するものと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　樫﨑政治君

○１２番（樫﨑政治君）　ありがとうございます。今回の答弁により、市町村特別給付が、介護保険法に基づき市町村が条例で定めることにより実施できる独自の給付制度であり、その財源が国や県の負担金ではなく、６５歳以上の被保険者の介護保険料で全額賄われる仕組みであることは理解いたしました。財源面から貴重な判断が求められる制度であることを承知しておりますが、地域の実情に応じた支援を行うための選択肢として、制度そのものを位置づけて今後も整理していく必要があるのではないかと感じております。また、市町村特別給付の活用が進んでこなかった理由として、介護給付や予防給付の中に、全国的に必要性の高いサービスが既に組み込まれていること、また、本市において地域支援事業やふるさと宇土応援基金を活用した一般会計事業など他の財源を活用することで、同様の支援を実施してきたことが示されました。さらに、全国的にも実施自治体が少なく、利用実施や採算制、保険料負担への懸念など、多くの課題が報告されていることについても理解いたしました。こうした市町村特別給付が慎重に扱われてきたことは、一定程度合理的な判断だったと言えると思います。一方で、活用が進んでいない事実は、現行の介護保険制度の既存事業だけでは、地域の全てのニーズを十分にカバーしきれない現実があることも、裏返しに示しているのではないでしょうか。制度が使われてこなかったことを自治体が問題視するのではなく、なぜ使われてこなかったのか、そして今後も本当に使う必要はないのかを、時代の変化と地域課題の深まりを踏まえて検証していくことが重要ではないかと思います。

それでは、次の質問に移ります。訪問介護担い手不足について伺いたいと思います。私は介護の現場で実際に働く中で、訪問介護職員、いわゆるホームヘルパーの方々が介護保険サービスとして認められていないにもかかわらず、利用者の御家族からの要望により、やむを得ず、ちょっとした片づけや生活上の支援を行っている場面を数多く見てまいりました。これらの業務は、制度上の介護保険の対象外とされていますが、利用者が安全・安心して生活を続けるためには欠かせない支援でございます。その負担が現場の善意に委ねられている実態があると感じております。こうした状況が訪問介護の精神的・身体的負担を増し、結果として離職や担い手不足につながっているのではないかと考えます。そこで伺います。本市における訪問介護の担い手不足について、現場の実情を踏まえて、市としてどのような課題認識を持っているのか。また、いわゆるこのグレーゾーンとされる介護保険外の業務について、介護を必要とする方にとっては生活上不可欠であるにもかかわらず、制度上はサービスとして提供できない現行の仕組みに対して、市としてどのように考えているのかお聞かせください。健康福祉部長お願いします。

○議長（野口修一君）　健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君）　御質問にお答えいたします。

介護保険の訪問介護サービスは、要介護認定を受けた方が自宅で安心して生活を続けられ

るよう、身体介護や生活援助を提供するものであり、その対象範囲は介護保険法に明確に定められています。生活援助につきましては、掃除、洗濯、調理等の家事は、利用者が単身である場合や、御家族等による支援が困難な場合に限定して行われるものと定められております。

一方で、利用者本人以外の部屋の掃除や御家族のための家事、草むしりやペットの世話といった直接利用者の援助に該当しないものや、大掃除、家具の移動など日常的な家事の範囲を超える行為は、介護保険の給付対象外となっています。こうした制限は、介護保険の給付が保険料や公費で賄われる制度の性質上、やむを得ないものと考えておりますが、御指摘のとおり、利用者や御家族にとっては日々の生活の中で必要とされる支援であっても、現行制度ではカバーしきれない制度の狭間が生じていることも認識しております。

現場では、訪問介護員が一人で利用者宅を訪問し、サービスを提供するのが基本となるため、介護保険の対象外となるちょっとしたお願いを受けることがあった際に、断りきれず御自身の善意や責任感から対応してしまうケースがあると認識しています。このようなことが訪問介護員の精神的・身体的な負担を増やし、結果的に離職や担い手不足につながる可能性があるとも考えられます。

国においては、介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう地域包括ケアシステムの構築を推進しており、その実現には訪問介護サービスの充実と、それを担う訪問介護員の確保が不可欠であります。

市としましても、介護保険サービス外の要望に対して、訪問介護員の方々が孤立することなく適切に対応できるよう、居宅介護支援事業所との連携強化や、地域のインフォーマルサービスやボランティア等の地域資源の提供を通じて、現場を支える取組を一層強化してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　樫﨑政治君

○１２番（樫﨑政治君）　ありがとうございます。今回の答弁により、本市においても訪問介護職員の不足が課題であり、介護保険の対象外となる業務を現場の善意や責任感によって補っている実態があるということが確認できました。こうした状況が訪問介護職員の精神的また身体的な負担を増やし、結果として離職や担い手不足につながる可能性があると認識しております。市と問題意識を共有できたことも感じております。訪問介護が在宅生活を支える重要なサービスであり、その担い手をどう守り、どう確保していくかは、今後の介護政策において極めて重要な課題だと考えております。また、制度の狭間で支援を受けられない状況についてでございますが、介護保険制度の枠組み上、日常生活に必要であっても給付対象とならない支援が存在し、そこには制度の狭間が生じていることを認められました。制度の公

平性や財源の節約があることは理解しておりますが、その結果として、本来必要な支援を受けられない高齢者が生じる現実は、今後ますます深刻になるのではないかと感じております。制度で線を引くことと、生活を支えることの間の課題については、引き続き、市として前向きに向き合い、改善の可能性を探っていただきたいと感じております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。介護保険外の生活支援と市町村特別給付の可能性について、ちょっと伺いたいと思います。私は介護現場で働く中で、介護保険制度で対応できないもの、高齢者が在宅で生活を続けていくためには、どうしても必要となる生活支援が数多く存在していることを実感しております。例えば、転倒防止のための簡単な片づけや整理整頓、生活動線の確保、日常生活を安全に送るための環境整備、又は時間オーバー、これも結構多いかと聞いております。制度上の介護保険の対象外とされてもグレーゾーンであり、これらを行われなければ生活そのものが成り立たない場面も少なくありません。現状で、こうした支援が家族の負担や訪問介護の善意、あるいはボランティアで委ねられているケースが多いと感じております。そこで伺います。介護保険で対応できない生活支援について、本市としてどのような実態調査を行っているのか。また、これからの生活支援を単なる善意のボランティアに依存し続けるのではなく、市が独自にサービスの内容を整理した上で、市町村特別給付として評価・支援することは制度上可能なのか。また、そのような支援の在り方について、今後、具体的な検討に入る考えはないのかお聞かせください。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（野口修一君）　健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君）　御質問にお答えいたします。

介護保険で対応できない生活支援につきましても、高齢者が安心して在宅生活を続けるためには、必要な支援であると認識しております。本市では、こうした介護保険では対応できない高齢者のニーズに応えるため、様々な生活支援サービスの把握と利用促進に努めているところです。

具体的な生活支援サービスとしましては、シルバー人材センターによる家事・福祉サービスの提供や、市社会福祉協議会による６５歳以上の一人暮らしの方などを対象とした、ごみ出しなどの短時間で実施可能な生活応援事業がございます。また、民間事業者による介護保険外の生活支援サービスや、草刈り、不用品の回収などの困り事の代行サービス、出張による電球交換サービスや家事代行サービスなど、在宅生活を支える多様なサービスが提供されています。市では、生活支援体制整備事業として市社会福祉協議会に委託し、これらの情報をまとめた生活支援お宝ブックを作成し、高齢者の皆様が必要なサービスにアクセスできるよう支援しているところでございます。

次に、介護保険外の生活支援につきましては、市町村特別給付として行うことは可能かど

うかについてですが、介護保険法等の趣旨を踏まえますと、基本的には介護保険サービスの補完的役割や地域特性に応じたサービス提供が想定されています。特に、本人以外の部屋の掃除や家族のための家事、草むしり、ペットの世話、大掃除など、介護保険の趣旨から外れると判断される行為を市町村特別給付として実施することは、介護保険法第１８条に定めます「要介護状態等の軽減や悪化の防止に資する保険給付」という目的との整合性、また財政的な持続可能性や公平性の観点から、非常に難しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　樫﨑政治君

○１２番（樫﨑政治君）　ありがとうございます。今回の答弁で、介護保険で対応できない生活支援についても、高齢者が在宅生活を続ける上で必要な支援であるとの認識は、市としても共有されたかと思います。一方で、これらの生活支援を市町村特別給付で実施することについては、介護保険法の趣旨や財源面、公平性の観点から、現時点では難しいとの考えが示されました。制度上、制約があることも理解いたしますが、現状では、こうした支援がなければ生活が成り立たないケースも存在しており、その負担を訪問介護職員の善意や家族、ボランティアに、委ね続けている状況には限界があるのではないかと感じています。既に制度化が困難であっても、どのような支援が、どの場面で必要とされているのかを丁寧に把握していただき、将来的に支援の在り方について検討を続けていくことが重要だと思います。よろしくお願いいたします。

最後の質問でございます。私が介護現場で働く中で、制度では線が引かれていても、実際は線の外側で成り立っているという現実を日々感じているわけでございますが、制度上は介護保険外とされる業務であっても、それがなければ高齢者の在宅生活が維持できない場面も確かに存在しております。すぐに市町村特別給付として制度化することが難しいのであれば、まずは、実際にどのような介護保険外業務が行われているのかを丁寧に整理していただき、可視化し、その中で、市として独自に支援するべきものがあるかどうか、検討に着手する考えはないのか。この件は、市長の見解を伺いたいと思います。また、こうした生活支援を市独自の支援として位置づけることは、高齢者の生活を支えるだけではなく、現場で働く訪問介護職員の負担軽減や離職防止、更には担い手確保にもつながっていく可能性があると私は考えます。この点について、市としてどのような認識をされているのか、市長の考えをお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（野口修一君）　市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君）　御質問にお答えをいたします。

はじめに、訪問介護員が現場で行っている介護保険サービス外の業務の整理・可視化についてでございますけれども、介護保険サービス外の生活支援は、利用者ごとの要望や生活状

況、家族構成など、個別具体的な事情によって多岐にわたりますため、一律に整理・可視化することは困難であると考えております。

訪問介護員の方が、現場で非常に御苦労されていることも認識しております。樫﨑議員もそのようなお話をされましたけれども、その認識をした上で、訪問介護事業所におかれましては、利用者からの介護保険サービス外の業務の要望があった場合には、その内容や対応の可否について、利用者や御家族に丁寧に御説明いただき、御理解を得ていただく。そして、必要に応じてインフォーマルサービスや他の代替サービスを御提案していただくなど、適切な対応をお願いするしかないのではないかと考えております。

次に、訪問介護における介護保険サービス外の生活支援を、市の独自支援として位置づけることについてです。このような支援は、高齢者の生活を支えるのみならず、訪問介護員の担い手確保や離職防止にも一定の効果が期待できるものと認識しております。しかし、こうした生活支援の充実を図るためには、財源の確保等の課題がございますため、市が単独でサービスを提供することには限界があります。そこで、市としましては、地域のインフォーマルサービスやボランティア活動、民間事業者など、多様な主体と連携し、地域全体で支え合いながら支援していくことが重要であると考えております。行政が一方的に手を出して支える時代ではもうなくて、やはり地域を巻き込んだ形にする必要があるという意味でございます。

ただ、訪問介護サービスの担い手不足もありますし、一部の事業所における経営悪化の状況についても、市も調査をしておりまして十分に認識をしております。国や県においては、人材流出を防ぐための介護職員の賃上げ・職場環境改善支援や訪問介護の提供体制確保支援、物価上昇に伴うガソリン代等への支援など、様々な支援策が講じられております。本市としましても、高齢者の皆様の在宅生活を支える上で不可欠な訪問介護サービスを維持するために、市が総合事業で実施している訪問型サービスの報酬を見直すなど、間接的なことになりますけれども、制度の維持につながる、併せて利用者の安心につながるような市独自の支援策について検討を進めているところでございます。

今後も、国の動向や他自治体の先進事例等を注視しつつ、介護人材の確保や定着に資する方策についても調査・研究を行い、高齢者の皆さんが安心して暮らせるまちづくり、また併せまして訪問介護員も安心して働ける環境づくりに努めるべきだと考えております。

以上です。

○議長（野口修一君）　樫﨑政治君

○１２番（樫﨑政治君）　ありがとうございます。私も同感のところがあります。最後に、トータル的にお話ししたいと思います。制度上の整備は、子育て分野においても介護の分野においても着実に進みつつある一方で、それを支える人材不足や制度の枠組みだけで対応しき

れない課題が共通して存在していることが、極めて今回明らかになったと感じております。こども誰でも通園制度においては、全ての家庭を支える新たな仕組みとして大きな期待を寄せられている一方、その理念を現実的なものにするために、保育人材の確保が最大の課題となっていることが明らかになりました。今後は行政だけで完結させるのではなく、地域の人材や関係団体をつなぐ地域運営組織、いわゆるＲＭＯのような仕組みを活用していただいて、地域全体で子育てを支える体制づくりが重要になってくると考えております。また、介護の現場においても、訪問介護職員の担い手不足や介護保険制度の狭間で支援が届かない現実があり、現場での善意が存在した支援に限界があることが浮き彫りになっております。ここにおいても地域の資源や人材をつなぎ、支え合う仕組みを機能させるＲＭＯ的な発想が、高齢者の生活支援を支える大きな力になるのではないかと私は考えております。さらに今後は、熊本地震関連事業の償還の本格化や社会保障費の増大などにより、本市の財政環境はこれまで以上に厳しさを増していくことが見込まれます。しかしながら、本市の介護保険基金だけでも８億円、市全体でも７０億円を越える基金が積み立てられており、財源がないのではなく、むしろどう活用するかが問われる段階に来ているのではないかと思うわけでございます。全ての行政サービスで担い続けるのではなくて、地域の力を生かした仕組みづくりを進めるには、行政コストの抑制や財政負担の軽減にもつながる重要な視点だと考えております。このＲＭＯの導入は、単なる地域活動の活性化にとどまらず、人材不足への対応であり福祉施策の根幹でもあります。そして、持続可能な財政運営を支える戦力的な仕組みでもあるわけです。子育て、介護、地域づくりは、別々の分野のように見えて、実は人材、支え合い、持続可能性、財政という共通の課題でもあります。だからこそ、これからの市政を担う次のリーダーにおかれましても、財政が一層厳しくなる時代を見据え、ＲＭＯの導入を活用の重要な柱の一つとして捉え、分野を横断した地域の協力に取り組んでいただきたいと強く願っております。制度を整えるだけではなく、それを支える人と地域の仕組みをどう育てていくのか、その視点を持った政策展開を強く期待し、私の総括といたします。

最後にですね、本年３月をもって、４期１６年にわたり市政を担われてこられました元松市長に、一言お礼と感謝の言葉を申し上げたいと思います。私自身も、市長が初当選された１６年前に同じ１期目の市議会議員として議席を預かりました。当初は、市長を支える議員は決して多くはなく、いわゆる市長派と呼べる議員も数名でありました。その限られた中で、市長は市民目線の市政を掲げ、誰よりも現場を走り回っておられました姿がとても今でも印象に残っています。その当時は、結構スリムだったと思っております。議会中もあちらこちらと、もう足早に動かれ、時にはですね、私たちがいる控え室に立ち寄って一息つかれて、またすぐ現場へ向かわれるそのお姿は、市政に全力で向き合っておられる象徴のように私は感じておりました。私が市議会で初めて一般質問をさせていただいた際、宇土市の指定の有

料袋によるリサイクル回収について、「リサイクルであるならば、市民負担の少ない市販の安い袋で回収したほうがよいのではないか。」と提案させていただきました。その際、市長は御自身だけで判断されるのではなく、御家族や周辺の意見を耳に傾けながら、最終的には市民目線に立った判断への方針へ改められております。この出来事を通じて、市長は常に市民の立場に立ち、一人で決めるのではなく、声を聞きながら市政を進めていかれる方だと強く感じたことを今でも覚えております。これからも何らかの形で、地域の市民のために力を尽されるものと私自身は確信しております。４期１６年にわたり、市民のために尽力されましたことに、心より敬意と感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

これで、私の一般質問終わります。御静聴ありがとうございます。

○議長（野口修一君）　議事の都合により、暫時休憩いたします。１１時１０分から会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

午前１０時５７分休憩

午前１１時０９分再開

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（野口修一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行します。

７番、今中真之助君

○７番（今中真之助君）　こんにちは。宇土市政研「志」の今中でございます。質問の機会をいただきましてありがとうございます。今議会では、四つの質問をさせていただきます。一つ目に、行政区をはじめ地域運営の持続性について、二つ目に、西部活性化策について、三つ目に、小学校の学校給食について、四つ目に、中学校部活動の地域移行について、以上４点を質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野口修一君）　今中真之助君

○７番（今中真之助君）　それでは、早速質問に入らせていただきます。前回、１時間ぐらい質問させていただきました。今回はその反省といいますか、ルール内ではあるんですけれども反省を踏まえまして、お昼時でありますが、お昼はまたぐと思うんですけれども、極力短く簡潔にしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、一つ目の行政区別人口構造の変化と将来推計を踏まえた地域運営の持続性についてです。本市において人口減少、高齢化は避けられない課題でございます。しかし、その進行度合いは市内一律ではなく、行政区ごとに大きな差があります。地域運営の最前線である行政区において、従来と同じ形の地域活動や自治運営が今後も持続可能なのか。本日は感覚ではなく、データに基づいて現状と将来を確認したいと思います。まず、現在の行政区別

人口構造について、市はどのように認識されているのか。特に、高齢化率や担い手世代の減少が地域運営や防災体制にどのようにな影響を及ぼしていると整理されているのか。併せて、行政区単位での１０年後、２０年後の将来人口推計は行っているのか。また、その推計を踏まえた地域運営の協議や具体的対策の検討状況についても、併せて企画財政部長の代理である企画課長にお尋ねいたします。どうぞよろしくお願いします。

○議長（野口修一君）　企画課長、松下修也君

○企画課長（松下修也君）　御質問にお答えします。

現在、宇土市内においては１５７の行政区があり、住民基本台帳から抽出した、毎月の各行政区の年齢別・男女別の人口一覧表を市民保険課で作成しておりますが、これらのデータを活用した行政区単位での将来人口推計は行っておりません。

モニター若しくはタブレットを御覧ください。

令和７年３月に策定した宇土市都市計画マスタープランの令和２年から令和２７年にかけての区域別人口密度増減図や第３期宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲載している地区別の人口動向を見てみますと、宇土・花園の２地区においては、子育て世代の流入等による人口の増加若しくは維持がある程度の期間は見込まれますが、網田・網津・緑川の西部地区においては、今後も人口減少と高齢化が進むと予想されます。

これらのことを踏まえますと、西部地区の中でも特に行政区を構成する世帯数が少ない地区は、世帯数の減少や高齢化が今後ますます進み、行政区長の選出や区役等の地域維持活動が年を追うごとに難しくなっていくことは、間違いないと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　今中真之助君

○７番（今中真之助君）　現状認識と推計の有無については理解いたしました。特に西部地区では人口減少と高齢化が今後も進むとの認識でございました。しかし、人口構造は地域運営の前提条件だと思います。将来推計がなければ、地域の将来設計は難しいのではないでしょうか。そこで、市が行政区単位での推計を行っていないということでしたから、私なりに過去の実数を基に推計をいたしました。本来はですね、全地域１５７行政区を出したかったんですけれども、時間の関係もございますし、今回ちょっと網田地区を推計しましたので、それを表示したいと思います。タブレットをお持ちの方は、タブレットは拡大とかできますので見てください。これはですね、平成２７年から１０年後の令和７年のデータ、昨年までですね、この１０年を比べて、そのコーホート変化率、人口推計はコーホート変化率というその１０年の幅で、例えば、その平成２７年の１０歳の方が令和７年、１０年後の２０歳のときにどれぐらい減っているかとか、その変化率を機械的に推定したものでございます。例えば今、小池を出しているので小池を例にいくと、小池は私が住まう場所なんですけれども、

網田地区の中でも行政区の中では最も子どもがいる地域になります。そこでですね、２０１５年は５歳から１４歳は９人、消防団世代と書いていますけど、２０歳から４５歳の男子が１８人と、この区役世代と勝手に僕が３０歳から７９歳の方かなと、地域でこの草取りとかですね、清掃とかいろんな活動されている方はこの年代かなということで、３０歳から７９歳の男女の人数を示しています。これが昨年は１４、１１、８６と、これだけ減っていたり、子どもは多いですからちょっと増えていますけど、これが２０３５年、これから１０年後になると、このように様変わりするんですね。理由はですね、明確です。今現在、小池には小学校、中学校に通う子ども、そして保育園の年長はたくさんいるのに、１４人とありますけれども、その年長以下がゼロなんです。これから産み育てる若い人たちもいると言えばいるんですけれども、すぐに出産ができる環境にある方がいないということは、この令和７年の５歳年齢階級のところから見て取れると思います。やはり子どもを産むのは女性しかいません。その女性の人数が今後の子どもたちの数に影響するのかなというふうに思っています。このような形です。小池をはじめ、ほかの行政区でも１０年後、行政区が恐らくこれを担えないんじゃないかなと思えるようなところがあります。私が初めて選挙に出たのは１６年前になります。そのとき笠瓜地区は、１１人の方がいらっしゃいました。これがですね、今、実は２人しかいらっしゃらないし、その２人もかなりの高齢なんで、これが１０年後は恐らくゼロになってしまう。一人もそこに住まう人がいなくなるという現状になります。こういうその行政区は、全く誰も住まなくなるという行政区はいないにしても、区役などその地域の活動を担う人たちがもういなくなるということが予想されるんです。消防団も今回質問しませんでしたけれども、活動ができなくなっている班とかも増えてまいりました。これは、一つの地区の話ではなく、お隣の網津地区も増えてきているんではないでしょうか。こうした人口構造の変化を踏まえたとき、行政区機能の維持が困難となる局面は現実的な課題です。

そこで、次に行政区機能低下への危機認識と対策について伺います。高齢化と人口減少が進む中で、行政区長の選出や区役、自主防災組織としての機能など、維持が困難になる局面は現実味を帯びています。市として、この危機感をどのように共有されているのか、検討状況や具体的な対策についてどのように整理されているのか、まちづくり推進課長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君）　まちづくり推進課長、木村るみさん

○まちづくり推進課長（木村るみさん）　御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、本市においても高齢化や人口減少の進行により、これまで地域全体で担ってこられた区役による環境整備や自主防災組織による地域の防災・防犯など、行政区の機能が今後ますます担い手不足や負担増加によって維持が難しくなることを認識しております。

実際に、地域からは「行政区長のなり手がいない。」や「以前より区役などに参加する人が減っている。」といったお声もいただいており、市としても危機感を持って受け止めております。

こうした状況を踏まえ、行政区長業務の負担軽減策として広報紙の配布業務の委託や、行政区長が不在となっている行政区を対象とした行政協力員の導入について検討を進めてまいりましたが、現時点で導入には至っておりません。

今後も、行政区の制度や活動が持続できるよう、地域運営組織（ＲＭＯ）などの新たな仕組みや、集落支援員制度の導入など、各地域の実情に応じた支援策について、引き続き調査・検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　今中真之助君

○７番（今中真之助君）　御答弁ありがとうございます。危機感を共有している点は理解いたしました。今後は、前回も質問し、先ほど樫﨑議員も触れられました、ＲＭＯや集落支援制度を検討するということですけれども、私はですね、危機感の割には５年遅いというふうに思っています。検討段階にとどまるのではなく、どの段階で具体的支援や制度設計に移るのか、そのタイミングの整理が今後重要になると考えます。検討しながらですね、もう実行に移すというタイミングに来ているのではないかと思いますので、期限を決めて早急に協議を開始していただきたいと思います。

次に、教育の視点から伺います。先ほどの資料をちょっと使います。先ほどちょっと見てもらわなかったんですけど、この３４行政区がある網田地区の全体をまとめたものがございます。これは人口は入れていません、２０１５年、区役世代と勝手に私が付けているんですけど、これが３０歳から７９歳の方が網田地区には１０年前に2,２９０人いらっしゃった。昨年は1,６７７人とこれだけ減っている現状。これは１０年後ですから、一応９９歳までを数に入れているんです。もちろん１００歳でも元気な方がいらっしゃるんですけど、区役をされる方ということで７９歳にしているんですけど1,１８８人と、もう3割減から、またさらにその3割減となっていく形です。消防団もですね、今の半分ぐらいに１０年後はなってしまいいます。あくまでも対象を２０歳から４５歳にしたとしても、これだけ減るということになります。小中学校に関してはですね、２０３５年、３４と出ています。これはちょっとからくりがありまして、１０年後に産まれる子どもの数、これは予測ができません。なので一応ゼロにしていますから、ここには１０歳から１４歳しか入っていません。その数が３４人ということになっていますが、下を見てください。下は小学校1年生から中学校3年生までの実数と、２０３５年は将来これぐらいかなという自分の見立てを書いています。この見立ての２５人というのは、２０１５年から２０２５年の数がそのまま１０年後もいっ

た場合の数を書いています。ですから、子どもを産み育てる方は女性しかいませんから、その女性の数は実はものすごく減っているので、この２５人よりも減るというふうに私は思っています。それが１０年後は３４足す２５で、要するに６０人を小中学校合わせても切ってしまうという数字になるだろうというふうに私は思っています。

それを踏まえてですね、次の質問です。西部地区では、今後さらに児童生徒数の減少が予想されます。今すぐ統廃合を求めるものではございません。しかし、一定規模を下回った場合の複式学級の可能性や学校運営への影響について、教育委員会ではどのような議論がなされているのか。また、将来を見据えた具体的なシミュレーションは行われているのか、教育長にお尋ねしたいと思います。

○議長（野口修一君）　教育長、前田一孝君

○教育長（前田一孝君）　御質問にお答えします。

ただいま議員御指摘のとおり、少子高齢化の進展により、今後、西部地区においては更なる児童生徒の減少が懸念されています。こうした状況を踏まえ、小中学校の在り方については、単に学校数を増減させるといった数量的な議論にとどまらず、義務教育だけでなく高校以降も見据え、将来にわたって質の高い教育を確保し、持続可能な学校運営をいかに実現していくかという、教育行政の根幹に関わる重要な課題であるというふうに認識しております。

まず、最も基本となるのは、将来を見据えた児童生徒数の推移に関する客観的かつ詳細な分析です。また、既存の小中学校施設の老朽化や、今後見込まれる維持管理や更新に伴う財政的負担についても整理し、総合的に検討していく段階に来ているというふうに考えています。

また、本市が進めている定住・移住策とも連携し、子育て世代に選ばれる教育環境とまちづくりを一体的に進めていく視点も不可欠であるというふうに認識しております。

さらに、学校の在り方を検討するに当たっては、行政のみで判断するのではなく、まずは児童生徒や保護者、更には学校関係者や地域住民の皆様の思いや意見を丁寧に伺い、十分な理解と合意形成を図ることが極めて重要であるというふうに考えております。

教育委員会としましては、今後も人口動態、教育環境、学校施設の状況、地域の声といったあらゆる要素を総合的に捉え、将来にわたって子どもたちが安心して学び、健やかに成長できる教育環境を確実に次の世代へ引き継ぐという責任のもと、持続可能な学校教育環境の整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　今中真之助君

○７番（今中真之助君）　御答弁ありがとうございました。将来を見つめた検討の必要性を共有いたしました。ただ、人口構造の変化は待ってくれません。先ほどの質問で提示しました

ように、児童生徒の減少は急激に進んでいます。２０代、３０代が少ないのだから必然です。その２０代、３０代も少なくなった小学生、中学生の１０年後の２０年後ですから、将来産み育てる母数も急激に少なくなっているということです。地域に学校がなくなることは何を意味するのか、先進事例を見れば分かることです。これを打破するためには、教育への特別な取組や斬新な活性化策が必要であろうというふうに思います。この６０になるよう、皆さんどうするのということを、他人事で私は今回尋ねているわけはございません。地元出身で地元に住み、子ども３人産み育て、子どもが地元で通う、とても幸せを感じております。そしてその学校も、昔と変わらず素直な子たちがいます。半年前でしたか、教育部長、淵上課長と学校現場で授業を見ていただきました。その中で淵上課長がおっしゃっていたのが、「すごく網田っていいですね。」と「涙が出そうになりました。」と言っていただきました。本当にあの授業の中から子どもたちの表情を見て素直な子だなと、「このまま育ってほしいというふうに思っています。」ということを言っていただきました。私は今、小学校のＰＴＡ会長をさせていただいております。議員もしておりますが、ほかの学校には年間１回行くか、行かないときもありますけど、それぐらいしか行きません。ですから、ほかの学校の授業を見ることはなかなかないんですけれども、網田しか知らないから、それが当たり前だというふうに思っていたら、やはり違うんですね。この宇土市のためにもですね、やはりこの網田小学校、もちろん中学校もそうです。私はとても必要だというふうに思っています。ただ現状、これから産み育てる人というのは、先をすごく心配しています。これから網田小学校は残るのでしょうかと、どんな学校になっていくんだろうと、やはり心配する声はあるので、検討していただくことのは大変ありがたいことなんですけど、是非この保護者、そして現場にいらっしゃる先生と情報共有してほしいなというふうに思います。ちなみに明後日２０日、今年度最後の学校運営協議会がございます。是非、中学校の吉村教頭先生にも連絡を取っていただいて、教育長の出席は可能かどうか分かりませんが、是非お時間があれば参加してほしいなというふうに思います。

最後に、市長にお尋ねいたします。人口構造の変化を前提としたとき、従来型の行政区運営が難しくなる地域は確実に出てまいります。行政区の歴史や思いを尊重する姿勢は重要であります。しかし、主導するかどうかではなく、将来像を示すことが市の責任ではないでしょうか。行政区の統合や地域運営組織（ＲＭＯ）等の活用も含め、持続可能な地域運営の方向性について市長の見解をお尋ねいたします。市長お願いします。

○議長（野口修一君）　市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君）　御質問にお答えをいたします。

本市においても、少子高齢化や人口減少が進む中、地域福祉や防災・防犯、ごみ・環境美化などの地域活動について、担い手不足や地域力の低下が大きな課題となっていると感じて

おります。このままでは、将来的に行政区の維持管理が困難となる行政区が出てくる可能性があるという危機感は当然持っております。現時点で、もう不可能になっている地域も存在をいたします。

議員御指摘のとおり、行政区の統合は、行政区の機能維持や地域住民の暮らしを守るための有効な対応策の一つだと考えております。

ただ、この行政区は、もともと同一の大字又は字の区域内にまとまった住居地域を有する区域であり、当該地域住民の申請に基づき認定した区域となっております。それぞれの行政区には、長い歴史や文化、そして地域住民の強い思い入れもあるため、市が主導して一律に行政区の統合を推進することは難しいものがあると思っております。

市としましては、行政区の統合による問題・課題の情報提供を行って、メリット・デメリットをまず各地域の皆さんに御理解いただく取組を進めなければならないと思っています。その上で、今後、行政区の総意で統合を検討・実施される場合には、一定の負担が生じることも踏まえ、市として統合に関する支援策について検討しなければならないと考えております。

また、協力体制の構築については、様々な地域団体が連携し、地域課題の解決に向けて持続的に取り組む仕組みである、先ほどから何度も出ております地域運営組織（ＲＭＯ）の設立も重要な選択肢だと認識しております。一方で、地域運営組織の運営には担い手や財源の確保、既存組織との役割分担など課題も多いため、地域の皆様の御意見をお伺いしながら、引き続き、慎重に調査・検討を進めていかなければならないと思っております。

先ほど、議員に人口の推計も出していただきました。これは大体行政がすべきことなんだろうと思いますが、これができなくて申し訳ございませんが、現状のおられる方だけで推測するのは、やはり少し無理もあると思いますし、だからこそ西部に対する支援策を打っているわけでございます。そういったところも、そうならないように市としてやはり取り組んでいく、これは引き続き対応が必要だと思っております。余談になりましたが、お許しください。

以上です。

○議長（野口修一君）　今中真之助君

○７番（今中真之助君）　御答弁ありがとうございました。先ほどの答弁で最後のほうに言われた、だからこそ、こういうふうにならないように西部地区の網田に特化した策もそうですけれど、必要であるということでございました。もちろんそうです。ですから、私の存在もあるというふうに思っています。ですので、その次の質問として西部地区活性化対策について質問をさせていただくんですけれども、その前にですね、今回あえてちょっと危機をあおるための質問をさせていただきました。それは、将来世代に選択肢を残すための問題提起で

もございます。今、議論を始めなければ、１０年後には選択肢がなくなる可能性だってあります。是非市長、あと残すところ２か月ではございますけど、検討しながらも実行していってほしいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続いて西部地区活性化策についてです。西部地区活性化策は単なる地域政策ではないというふうに思います。本市における人口減少対策の試金石でもあるというふうに私は思っています。補助制度も拡充され、一定の実績も出ていると実感しておりますが、本日はその実効性を問います。効いている政策は何か、再設計が必要な施策は何か、検証させていただきたいと思います。令和６年４月から西部地区に特例措置として定住・移住、創業、新規就農支援策等が拡充されました。それぞれの実績、そして期待した効果はどこまで表れているのか、率直にお答えいただきたいと思います。まちづくり推進課長お願いします。

○議長（野口修一君）　まちづくり推進課長、木村るみさん

○まちづくり推進課長（木村るみさん）　御質問にお答えします。

令和６年４月から西部地区に特例措置として、定住・移住の促進、創業支援、新規就農支援のための補助金制度を新設・拡充し、豊かな自然環境を生かした子育て世代が集まるまちづくりに努めています。

令和６年４月１日から令和８年２月５日までにおける西部地区の各補助事業の実績について御報告します。

まず、定住・移住促進事業における新築又は建売住宅の取得に対する補助金の交付実績は、１９件となっています。そのうち、西部地区以外から中学生以下１４人を含む８世帯、内訳としましては市外から６世帯、市内東部地区から２世帯が転入されています。西部地区の豊かな環境や子育て支援策が評価されているものと認識しております。

次に、空き家バンク活用事業における空き家取得費補助金の交付実績は１３件で、定住・移住につながるなどの成果が出ており、幅広い年代層の住宅ニーズに応えるとともに、空き家の有効活用にも寄与しているものと認識しております。

なお、これらの事業の利用者からは、経済的負担の軽減や補助制度に対する高い満足度が示されており、特に定住意欲の向上につながっているものと考えております。

次に、創業支援事業における補助金については、これまでに具体的な相談を５件受けておりますが、交付実績は０件となっております。ただし、令和７年度中に申請予定の方が１件おられ、その方は市外からの転入予定者です。事業の効果としましては、創業に加えて市外からの転入促進にも寄与する点が挙げられますが、新たな雇用創出につながる相談は少ない状況です。

最後に、新規就農者支援事業における補助金の交付実績は、こちらも現在のところ０件となっておりますが、花園地区に居住し、本事業の補助金交付を受けていた方が、令和８年２

月以降に１件網田地区へ転居する予定であるため、今後、西部地区加算分として年間６０万円を加算して交付する予定です。事業の効果としましては、農業の担い手の確保を通じて、地域農業の維持及び地域経済の活性化につながる点が挙げられます。

なお、答弁いたしました各補助事業は、いずれも時限的な特例措置で、令和７年度末又は令和８年度末で終了する予定となっておりますが、引き続き、定住・移住や創業、就農を促進し、西部地区の活性化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　今中真之助君

○７番（今中真之助君）　御答弁ありがとうございました。定住・移住は１９件、子ども１４人の転入、空き家活用１３件、ここはもう大いに評価できると思います。しかし、創業支援は２年弱でありますが実績０件、新規就農も１件ありそうだという話です。この現状は重く受け止めるべきではないでしょうか。人は一定数来ている、しかし、仕事は生まれていない。これでは人口減少の根本改善にはならないというふうに思っています。補助金で人を呼び込む段階から、雇用と所得を生む段階へ移らなければ、活性化と言えないというふうに思いました。補助制度は時限措置ということですが、成果が十分に出ていないまま終了するのであれば、検証なき延長、あるいは形だけの終了になりかねません。この２年間の施策は人口構造を変える力があったのか、経済構造を変える力があったのか、その総括が必要ではないでしょうか。市長は、西部地区への思いを繰り返し語って来られました。網田地区出身かつ在住者として心強い意気込みで、本当に誇らしかったです。しかし、現実として人口減少に歯止めがかかっていない、この現状をどう受け止めておられるのか、そして今後どのような地域の発展を期待しているのか、率直にお答えください。市長お願いいたします。

○議長（野口修一君）　市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君）　御質問にお答えをいたします。

西部地域につきましては、今後も人口減少と高齢化が東部に比べたら高い割合で進むことが予測されております。このような状況は、行政区長の担い手不足や地域コミュニティの衰退、伝統文化の維持・継承に影響を与えると考えております。

市としましては、人口減少や少子高齢化に直面している地域社会を支える人材の確保と地域経済の活性化を喫緊の課題と認識し、様々な施策を推進してまいりました。

その中でも、定住・移住施策に重点を置き、先ほどまちづくり推進課長の答弁で申し上げましたとおり、令和６年４月から西部地区への定住・移住、創業、新規就農に対する補助金の新設や拡充を実施してまいっております。

また、地域おこし協力隊を活用して、空き家バンク制度の推進や地域産業及び観光資源などの魅力を広く発信する取組も続けてきました。

しかしながら、現状では、定住・移住施策に一定の効果は見られると思っておりますが、議員が御指摘のとおり、人口減少に歯止めがかかっていないというのも現実だと認識しております。

今後は、人口が減少する中でも持続可能なまちづくりの実現に向けて、関係人口の創出や国が検討しているふるさと住民登録制度などを活用し、地域の担い手となる人材の確保や育成を図っていく必要があると感じております。

西部地区が将来にわたって「このまちに住みたい、住み続けたい」と思われるような魅力ある場所であり続け、「ここに住んでよかった」と感じられること、更には「ここに住んでみたい」という選ばれるような地域となるような取組を今までしてきたつもりでございますが、必ずしもその成果は十分だったとは思っておりません。そのため、時限措置になっておりまして、次の体制によって、ここはやはりメスを入れて不要なものは削る、これは当たり前のことだと思います。その上で、今やっていることで足らない部分もあると思いますので、そのようなことについて取り組んでいくのが必要であろうと思います。

今回、東西格差の是正をしたいということで、いろんな取組をやってまいったところでございますが、これは、宇土市全体を考える上でも非常に重要なことだと私は思っております。西部地区の支援策等に関しましては、東部にお住まいの方からは、「なぜ、西部にだけこんなことをやるんだ。」と、「人もおらんところに何しよるんだ。」という厳しい御指摘、御批判も受けております。もう正直申し上げまして、そういう声はたくさんあります。ただ、今何かやらないと先に進まないからやっている。それが成果は出ている部分もあれば、出ていない部分もある。これももう仕方がないと言ったら無責任なんですが、そういう思いでやっていることは、私は理解してくださいということでいつも伝えているんです。こういった取組というのは、何も宇土に限ったことではなく、地方でやっているところは実は余りないんですが、政府が進める東京一極集中を防ぐための地方創生の取組と趣旨は同じなんです。地方を切り捨てたら全体が沈んでしまうからこそ、そこに手を打つ。そういう意味で西部地区に特にですね、ここ数年力を入れてきたところでございます。ただ、先ほども申し上げましたが、やってきたことの成果については十分ではないということも深く認識をしておりますので、このあたりについてもう一度原点に立ち返って、新しい体制で検討してもらう。そこの中で、是非網田に住まれている方、緑川に住まれている方、網津に住まれている方、人口減少が激しい地域に住まれている方、議員さんももちろんですけれども、いろんな方の御意見をいただいて、何をすれば人口減少に歯止めがかかるのかというところもですね、是非議論してもらって意見を頂戴できれば、より良い政策に成長していくのかなと考えております。

以上です。

○議長（野口修一君）　今中真之助君

○７番（今中真之助君）　熱い御答弁ありがとうございました。ちょっと先ほどの資料を、また皆さんに見ていただきたいと思います。今、網田地区の中でも一つ、ちょっと宮ノ前地区を見てほしいです。こちら皆さん分かりますかね、２０１５年はこんな感じ、ところが２０２５年は増えているんですね。ですから、２０３５年もある程度安定した数字を見せています。この宮ノ前地区というのは、皆さん行かれたことがあるか分からないですけど、網田地区のなかがわ橋を通って、踏切通って右に行けば学校ですけど、左に行ったら網田神社、旧網田支所があるところ、そっちのほうが宮ノ前地区なんですね。なかがわ橋から通って網田小学校に行く、このずうんと下って行く、一番の網田地区で冠水が多いところも宮ノ前地区になります。一部、西原もあります。ここにですね、なんとこの３年以内ぐらいで５軒の家が建っているんです。１軒は高規格道路のちょっと転居せざるを得ないところで、こちらを選ばれて建っているところなんですけど、ほか４軒は、あ、３年以内と言いましたけど５年ぐらいでその５軒ぐらいの家が建っているんですね。新しい新築です。そこに若い世代が住んでいるので、これだけ増えているということなんです。その在住者は、移住して来られたというよりも、もともと網田にいて違うところに住んでいたのが、家を建てるならそこだということでそこに家を建てられている場所になります。これを作っているときにですね、先ほど、西部地区の策にメスを入れる段階じゃないかとおっしゃっていました。このいいメスもちょっと入れる必要があるなと思っていて、宮ノ前地区が一つの網田の起爆地域になるんじゃないかなというふうに思いました。あそこは結構まだ土地があるんですよ。そこをちょっと水道とかの整備をするとですね、もっと人が家を建てたいなと思うような場所になるんじゃないかなと思った次第です。だって実際ね、この数年で網田地区で５軒の家が建つ行政区なんてないですよ、すごいなと思います。何年か前に佐美三議員がですね、チビッ子広場に水道を引いてもらわないといかんということで、いろいろ意見を言い合ったときもあるんですけれども、あそこにやはり水道があれば、あの辺に人が住むことになるというふうに思うと、あのときの佐美三議員は先見の明があったなというふうに思う次第でございます。こういうのも一つ事例を出させていただきましたけれども、市長の思いを十分私は理解をしました。人口が減る時代における活性化は、人を呼ぶ政策へ移らなければいけないと、地域が稼ぐ力を持つ政策へ移らなければいけないと思います。西部地区は挑戦の場だと思います。補助金が終わった後に何が残るのか、その設計こそ今問われているというふうに思います。市長が勇退される今、そのビジョンを後世に明確に示していただくことを期待して、この質問を終わりたいと思います。

次の質問です。学校給食についてです。学校給食は単なる昼食ではございません。子どもたちの体をつくり、心を育てる教育そのものだと思います。国が方針を固めた小学校給食費

の無償化は、子育て世帯にとって極めて大きな政策転換でございます。しかし、国会審議の遅れにより、制度の詳細はまだ未確定であり、４月実施が確実なのか、まだ不透明な状況でもございます。そして同時に、この無償化における給食の在り方は、本市としての姿勢が問われる局面でもございます。本日は、４月実施の確実性、市の財政的影響、軽減財源の使い道、そして幼稚園・中学校への展開について伺いたいと思います。小学校の給食費無償化について、本市として４月から確実に実施できる準備は整っているのか。また、仮に国の制度設計が遅れ、しかしその支援が遡って支給されることになるのであれば、市独自で４月から先行実施をする考えはあるのかを伺いたいと思います。教育部長お願いします。

○議長（野口修一君）　教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君）　御質問にお答えします。

国の学校給食費支援制度につきましては、令和７年１２月に行われました自民・維新・公明党の３党合意に基づき、令和８年度から全国の公立小学校において、給食費を抜本的に負担軽減する措置、いわゆる給食費実質無償化を実施する方針が固まったとされております。

対象となる時期につきましては、令和８年４月分から実施され、支援内容は、児童一人当たり月額５，２００円の１１か月分、年額５万７，２００円を国が２分の１、都道府県が２分の１を支援する制度となる見込みです。

この事業は、所得に関係なく全ての児童に栄養バランスの良い食事を保証し、子育て世帯の負担軽減と、物価高騰への対応を目的とされております。

なお、本事業については、国の当初予算が確定していないことから、現時点では制度設計ができかねる状況にありますが、予算が確定次第、早期に取り組めるよう準備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　今中真之助君

○７番（今中真之助君）　御答弁ありがとうございました。部長、初めて請求されるのは６月でしたか。ですから６月ぐらいまでに決まれば、このままいけば請求なしの可能性があるということですよね。はい、ありがとうございます。子育て世代にとって重要なのは確実性です。実証を前提に準備を進める姿勢を強く求めます。これまで市は、就学援助、第三子無償化を独自に実施してきました。この財源をどのように位置づけているのか、市の負担軽減がどう変わるのか、この教育無償化によってどう変わるのかを教育部長にお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（野口修一君）　教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君）　御質問にお答えします。

給食費における本市の負担軽減制度につきましては、これまで就学援助費での助成や第三

子以降無償化、幼稚園副食費無償化などを実施してきましたが、今回の公立小学校の給食費を抜本的に負担軽減する措置の開始により、現行の軽減制度の見直しが必要になります。

また、これに伴い、市が独自で負担してきた経費についても、縮小されることが見込まれております。

現在、本市では、子育て支援の一環として第三子以降の学校給食費無償化を市の独自施策として実施しておりますが、今後、全ての児童を対象に無償化を実施することで、第三子以降だけでなく、全ての小学生の保護者にとっても大きな負担軽減となります。

加えて、第三子無償化の制度が不要になることで、これまで市が負担していた第三子以降の無償化に要する経費については、全体としての財政負担の見直しを行うことができ、今まで第三子無償化に充てていた市の予算についても、他の事業に充当することが可能となります。

この見直しにより軽減される金額については、令和７年度の予算を例にすると、就学援助の小学生分が約１，７２５万円、第三子以降無償化分として約９７３万円、合わせまして約２，６９８万円が軽減されることになります。

なお、物価高騰対策として、令和７年度においては、給食に使用する食材価格の上昇が継続している影響により、材料費が不足する見込みとなっております。このため、昨年の１２月議会において、不足分を市が全額負担するとして１，６３５万円を補正予算に計上しておりますが、これは物価高騰による不足分を市が補てんしたものであり、次年度の予算から軽減されるものではありません。

したがいまして、制度見直しによる市の負担軽減額は約２，６９８万円程度と見込んでおります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　今中真之助君

○７番（今中真之助君）　御答弁ありがとうございました。約２，６９８万円が浮くということでございます。これは浮いたお金ではなく、この浮いた財源をどう子どもに返すかということかなというふうに思います。学校現場では、この物価高騰の影響もありますけれども、この前、学校の給食を協議する会にＰＴＡを代表して参加しました。そのときに栄養士さんがおっしゃったのは、やはりかなり努力をしていますということで、例えば、牛肉を豚肉に変えたり、魚を出したいんだけど高いからということで豚肉に変えたり、納豆を年間で本当に何回ぐらい出したいんだけど、年間でも僅か１回とか２回とか、そんな感じで制限をするというその質の変化が現場で起きています。これは、責任を問う話ではないんです。物価が上がるから、そういったその栄養をどうしたら下げないでいこうかということで、そういうふうになっているんだというふうに思っています。ここで一つ紹介させていただくと、昨日

か一昨日の熊本日日新聞で、八代市の話が出ていましたね。小学校給食費を月５００円は負担してもらうと、無償化を見送ったと報じられていました。中学校は三千幾らかという金額でした。その理由は、物価上昇が続く中、給食の質を維持したいということでした。無償化も重要だと思います。しかし、質を落とさないという判断もまた子どもを守る政策だというふうに思っています。宇土市は無償化と質の向上を両立させる覚悟があるのかと、私は質の向上をどうしてもしてほしいので、そこを問いたいと思います。軽減された財源を単なる負担軽減ではなく、この質と量の担保、ここに使う考えはあるのか、市長にお尋ねしたいと思います。市長お願いいたします。

○議長（野口修一君）　市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君）　御質問にお答えをいたします。

公立小学校の給食費を抜本的に負担軽減する措置の実施によりまして、これまで就学援助費の助成や第三子無償化などに要していた経費の縮小など、今後は、市にとって財政的な効果が見込まれます。これは先ほど説明があったとおりでございます。

一方で、原則受益者負担になっているわけですけれども、この原則受益者負担となる幼稚園、中学校の給食費についても、物価高騰の影響により大幅な値上げをせざるを得ない状況になっております。給食の運営協議会のほうでも議論があっていると思いますが、物価高騰でこのぐらいの影響があるといった中で出た意見を私も聞きましたけれども、質を上げてくれと、量を上げてくれと、さっき豚肉と牛肉の話もありました。何とかその量を確保するだけに質を落としてやっているところがあるので、ここは違うんじゃないかということで値上げ幅も大きくなったと聞いておりますが、このような影響もあって、新年度は大幅な値上げが予定されているようでございます。

そういうところも踏まえまして、先ほど出た財源については、保護者の負担を少しでも軽減するために、小学校公費負担により生まれた財源を活用すべきだと考えております。そこを今申し上げましたとおり、そこだけではなくて議員がおっしゃるとおりだと思います。やはり質を高める、カロリーベースでもう少し上げてあげるというような取組も併せて、給食の抜本的な見直しが必要ではないかというところを、今、教育委員会のほうでも検討しているとお聞きしております。

質の部分でいいますと、具体的には食材の更なる地産地消の推進や、より安全で栄養価の高い食材の導入、多様な食文化への配慮、またちょっと別の方向になりますが、調理環境や衛生管理体制の充実など、一番は児童生徒が安心して食べられる給食にしていくということ、そしておいしい給食を食べられる環境にしていくということに努めていかなければならないと思っております。

今後とも財源の有効活用を図りながら、やはり学校給食については安くするばかりではな

く、充実をさせるというところも中心においてですね、取り組んでいかなければならないものと考えているところでございます。

以上です。

○議長（野口修一君）　今中真之助君

○７番（今中真之助君）　御答弁ありがとうございました。給食はコストではないというふうに思います。未来への投資です。浮いた財源を一般財源化するのか、子どもの体づくりに再投資するのか、ここに市の姿勢が表れるというふうに思います。地産地消や栄養価の高い食材の導入、衛生管理に努めるという答弁もありました。八代市のように、少しだけ保護者負担をしていただくという策も検討の余地ありだというふうに思います。先ほど市長からもありました学校給食運営協議会にて、国の無償化ありきではない話の中で、給食費の値上げの話が主な議題でしたけれども、保護者の大半が、値上げして質を上げてほしいという意見でした。子どもにとって重要なのは、おいしい、満足できる、栄養が確保されるという実感だと思います。無償化はですね、ゴールではなく、スタートだというふうに思っています。本市の子どもの健やかな成長のための決断を何とぞよろしくお願いいたしまして、次の質問にいきます。

小学校の無償化は、国がこうやっていただく関係で実現できそうだという見込みがありますけれども、幼稚園、中学校への拡大方針について市長の見解をお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（野口修一君）　市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君）　御質問にお答えをいたします。

先ほどの教育部長答弁でも申し上げましたとおり、本市では、令和８年度から公立小学校の給食費を抜本的に負担軽減する措置、これはゼロでございますが、実施する予定でございます。先ほど少し話でも出ましたけれども、給食費の徴収は６月からになりますので、それまでに決着をつければこれはできると思っておりまして、そこまではつくという認識でおります。ただ、現時点でなかなか言えないところがあるので、その点は御容赦ください。小学生はゼロになるというところで準備を進めております。

御指摘の幼稚園や中学校への保護者負担の軽減拡大につきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、子育て世帯の更なる経済的負担軽減や、全ての子どもたちに等しく栄養バランスの取れた給食を提供する観点から、今後の重要な施策の一つであると認識しております。

しかしながら、事業を拡大する場合には、必要となる財源の確保や制度設計、運営体制の整備等、多くの課題が伴うのも事実でございます。

そのために今の段階で言えることは、まずは小学校での今回の事業を着実に実施をするこ

と。その上で、先ほどの財源の部分、これは６月以降になりますけれども、中学校、幼稚園あたりの給食費にどう反映させるか、また質をどうするかというところを考えていく必要があるのかなと思っております。

中学校をじゃあ今後拡大するのかということを、私が「はい、やります。」と言える状況でもございませんので、そこは新しい体制のもとで総合的に検討していただきたいと思います。ただ、方向性としては、安くて悪いじゃなくて、安くていいものが一番いいんですが、そうはうまくいかないと思いますので、質の高いところをベースにしたところで、軽減をどう図るかというところを考えていくことが必要なのかなと思っております。

国としても小学校だけを今回やるわけですけれども、中学校についても段階的に拡大していくという方針を示しておりますので、その動向を注視しながら、他自治体の事例や保護者、地域の皆様の御意見等も十分に踏まえ、計画的な拡大の可能性について調査・研究をしていってもらいたいと、そこに財源があるということも忘れずにやっていってもらいたいと、今、私は思っております。

以上です。

○議長（野口修一君）　今中真之助君

○７番（今中真之助君）　御答弁ありがとうございました。質の高いということをしきりに言っていただきました。ありがとうございます。その質の一部には、是非、有機野菜、オーガニックの要素も入れてください。かねてから言っておりますが、その決断も強く求めて、次の質問にいきたいと思います。

中学校部活動の地域移行に伴う３中学校の連携化における公平性の確保についてです。中学校部活動の地域移行は、教職員の働き方改革と生徒の活動機会確保を両立させる重要な制度転換です。本市では、令和８年２学期から３中学校を連携化する体制で実施予定とのことを聞いています。本日は、制度の目的と効果、地域的格差の認識、移動支援の現実性、そして、平等ではなく公平の確保について伺いたいというふうに思います。３中学校を連携化する目的として、活動機会確保、指導体制強化、地域連携推進が示されている一方で、移動時間、経済負担、運営のルールなどの課題も挙げられています。

そこで伺います。想定される課題のうち、最も深刻と考えているのは何か。また、制度開始までに具体的に解決できる課題と運用しながら改善する課題をどう整理しているのか、教育部長にお尋ねしたいと思います。

○議長（野口修一君）　教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君）　御質問にお答えします。

本市では、令和８年２学期から現在の中学校部活動から地域移行し、市内３中学校を連携化する目的につきましては、主に３点が挙げられます。

１点目は、生徒の多様なニーズに応えるための活動機会の確保です。

少子化や生徒数の減少等により、単独校では存続が困難となっている部活動について、市内３中学校が連携することで、より多くの生徒が希望するクラブ活動に参加できる環境を整備することです。

２点目は、指導体制及び指導者負担の適正化です。

教員の働き方改革の観点からも、外部指導者を配置することで、教員の負担軽減と、より専門的な指導体制の強化を図ることです。

３点目は、地域との連携・協働の推進です。

地域住民やスポーツ団体等の協力を得て、学校と地域が一体となったクラブ活動運営を進めることで、生徒の健全な育成と地域コミュニティの活性化を目指しています。

次に、現時点で想定している効果として、主に３点が挙げられます。

１点目は、現状の部活動と大きく変わらない仕組みを構築でき、生徒の選択肢も広がることで意欲的なクラブ活動参加が促進されること。

２点目は、外部人材の活用により、専門性の高い指導が期待でき、同時に教職員の負担軽減が図れること。

３点目は、学校間・地域間の交流機会が増加し、協働的な学びや人間関係の構築につながることなどを想定しております。

一方で、想定される課題といたしましては、地域指導者の確保や育成、関係者間の連携体制の構築、クラブ活動の質と安全確保、指導体制の安定化、移動手段や移動時間の確保、会費徴収による生徒・保護者の経済的負担増、連携体制下での運営ルールや役割分担の明確化などが挙げられ、今後も引き続き、具体的な運営方法や課題解決策について、協議・検討を重ねてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　今中真之助君

○７番（今中真之助君）　御答弁ありがとうございました。まだいろいろ検討中のところもあるということでございます。

次の質問ですが、３中学校のうち、特に小規模校や地理的に遠方に位置する学校の生徒については、移動距離や時間、保護者の送迎負担に差が生じると考えます。こうした地理的条件の違いをどのように認識しているのかを伺います。教育部長お願いします。

○議長（野口修一君）　教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君）　御質問にお答えします。

本市では、三つの中学校区において部活動の地域移行を進めているところですが、小規模校や地理的に遠方に位置する学校の生徒については、活動場所までの移動距離や所要時間に

よって活動時間に制限が生じたり、保護者による送迎などにおいて一定の負担がかかるものと認識しております。

こうした地理的条件は、地域クラブ活動への円滑な移行や生徒の活動参加の機会均等を図る上で、非常に重要な課題であると受け止めております。市としましても、単に活動の連携化を進めるだけではなく、各校の生徒ができるだけ活動に参加できるよう、移動手段の確保や活動場所の分散配置や経済的困窮世帯への支援など、今後も引き続き検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　今中真之助君

○７番（今中真之助君）　御答弁ありがとうございました。分散移行は、僕はちょっとどちらかというと反対のほうなんですけど、ただ、競技によっては必要だというふうに思います。やはりこの移動ですね、特に先ほどからこの西部について話をしていますけど、やはりこの西部地区の児童生徒の公平性を担保してもらいたいなというふうに思っています。なぜ小学校に上がるタイミング、中学校に上がるタイミングで、網田地区、網津地区から宇土中心部の花園地区へ引っ越しを検討されるところが多くなるのかというのは、やはりその競争力だったり、部活にウエイトを置く児童生徒の親が選択をしてしまうことだというふうに思っています。それで、今回のこの３地区連携というのは非常にいい政策だなというふうに思ったんですけれども、結局、その移動手段が担保されないと、逆にそれぞれの中学校の中で、今度は差別化が起きるというふうに思うんですよ。それまで同じ条件だったのに、今度は保護者等が送迎に余裕がある人は行ける、でも余裕がないと行けない。これは、ちょっと由々しき問題かなというふうに思います。

そこで次の質問ですが、保護者送迎に過度に依存しない体制を構築してほしいというふうに思っています。その手段として、公助版ライドシェア、共助版ライドシェアなどございますけど、そのライドシェアや地域ボランティアの送迎、公共交通機関の活用、またそれに類する移動支援策について、現在の検討状況及び今後の可能性をどのように考えているかをお尋ねしたいと思います。教育部長お願いします。

○議長（野口修一君）　教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君）　御質問にお答えします。

本市では、中学校部活動の地域移行に際し、保護者の送迎負担に差が生じることや、移動手段の確保が生徒の活動参加に影響を及ぼすことを重要な課題として認識しております。

議員御提案のライドシェアや地域住民によるボランティア送迎についても検討しましたが、生徒の安全確保や保険の適用、責任の所在の明確化といった観点から、具体化するまでには至っていないのが現状でございます。

移動支援策については、現在まで、教育委員会はもとより、中学校部活動地域移行検討委員会においても、公共交通機関や民間サービスの活用をはじめ、様々な角度から広い視野で協議をしてまいりましたが、有効な解決策を講じるまでには至りませんでした。

まずは地域移行可能な部活動から地域クラブ活動へ移行し、今後も引き続き、保護者の送迎負担軽減について、国や県の補助を精査しながら具体的な支援策を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　今中真之助君

○７番（今中真之助君）　ありがとうございます。ライドシェアやボランティア送迎は検討したが、具体化していないという答弁でした。しかし、安全性、保険、責任所在は、制度設計で解決すべき論点です。実施できない理由として終わらせるのか、制度設計を工夫して前に進めるのか、ここが問われていると思います。移動手段が確保されなければ、活動機会は理論上の保障にしか過ぎません。そこで検討するということですけれども、是非、本当に検討してほしいと思います。また、ここで国や県の補助を精査しながらとありました。釈迦に説法かもしれませんけど、その施策ですけれども、国もこのような現場の動きを見て、いろいろ施策を出しています。ちょっと資料が間に合わず出せないんですけれども、ついこの前、先週の１３日に研究勉強会といって国土交通省関係で勉強会があったんです。２月１３日だったんですけど、すぐ何か予算が付いて１３日から募集開始のやつがあって、交通空白解消関係事業の移動手段だったり、地域移行に伴う子どもたちの移動のためのバス・車の購入費用、例えば５００万円全額で出しますとか、１，０００万円全額で出しますとか、それを超えた分は３分の２補塡しますというすごくいい事業です。これは御存じでしたか。ありがとうございます。是非ですね、こういうのが要は２月１３日から始まるというのが、２月１３日に勉強会があるような事業で、すぐやってくれということですけど、準備ができているところはすぐ手を挙げられる状態なんですね。今、もし準備ができていないのであれば、これを準備して、すぐにでも手を挙げるような手段を講じてほしいなと思います。この内容はもうお持ちかもしれませんが、後で送りたいと思いますけれども、国土交通省管轄の部分です。今、国土交通大臣は地元の方がなされています。忖度してどうのこうのというわけではないんでしょうけれども、相談しやすい方だというふうに思っていますので、９月から移行ということで、まだ半年ございます。９月からいきなりスタートするということではなくても、方向性は何か言えるのかなというふうに思うので、是非、本当に検討してほしいと思います。

そこで、次の質問に移ります。このような中学校部活動の地域移行ですけれども、私はやはり公平性を担保してほしいというのが一番です。そこについて、私は教育長の考えを聞きたいです。教育長お願いします。

○議長（野口修一君）　教育長、前田一孝君

○教育長（前田一孝君）　御質問にお答えします。

本市としましても、中学校部活動の地域移行は、全ての生徒に活動機会を保障することが大変重要であるというふうに認識しております。しかしながら、生徒一人一人が置かれている地理的要因や家庭環境、経済的状況などの違いにより、実際の活動機会に差が生じる可能性もあるというふうに考えております。

そのため、本市では、制度設計に当たり、中学校部活動地域移行検討委員会を立ち上げ、各中学校長及び中学校部活動外部コーチの代表、うとスポーツクラブの代表、各種団体の長、各中学校のＰＴＡ会長などに委員として参加いただき、多様な立場から意見を反映させるべく９回の会議を重ねてまいったところです。この協議において、現場で実際に生じている課題、保護者の懸念や要望等を把握し、公平性の観点から具体的な方策を検討し制度に盛り込んだところです。

今後も引き続き、交通手段の確保や活動場所の分散化をはじめ、生徒・保護者への支援策等、各家庭や生徒の実情に応じ具体的な対策を検討してまいりたいと思います。また、制度や運用についても、必要に応じて見直しや改善を行い、生徒たちがスポーツや文化・芸術活動に継続して親しむことのできる機会の確保・充実を目指してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　今中真之助君

○７番（今中真之助君）　ありがとうございます。先ほど冒頭からですね、網田地区の現状だったり、子どもが少なくなっていることを今回出させていただきました。この中学校部活動の地域移行も、私は一つの西部活性化策につながるのであろうというふうに期待しているんです。先ほど言いました、小学校に上がるタイミング、中学校に上がるタイミングで部活動をしやすい環境に、網田を離れる人たちが網田を離れなくてよくなるわけでございますから、そこを網田のためだけに考えてくれとは思いませんけれども、そういった声もあるということを認識していただきたいと思います。地域移行は、生徒のための制度です。保護者の送迎力がある家庭だけが実質的に参加できる制度であってはなりません。選択肢が広がる制度になるのか、格差が広がる制度になるのか、その分岐点に当たります。制度開始前に公平性の具体策を明確に示すことを強く求めて、四つの質問を終わりたいと思います。

最後に、私からも一言申し上げます。樫﨑議員は結構熱い話をしていただきましたけれども、私は、明日質疑がありますので、そのときに市長への思いを述べさせていただきたいと思いますけれども、一言、一般質問ではですね、本当に生意気なことを言うときもありましたが、この１１年半にわたり、本当に真摯に向き合っていただきました。本当に感謝しております。特にコロナワクチン、３年間ずっと私は質問を続けました。もう何だ、こいつはと、恐らく胸くそ悪いこともあったでしょう。でも、ここじゃなくて陰ではいろいろ気持ちも分

かってくださり、本当に心強かったです。それでは明日ですね、質疑の後に思いを述べさせていただきたいと思います。今回は、残り２４分残して終わりました。私もですね、残り任期７か月半、何とかこの４年間の議員人生を一応任期として、残り７か月半の任期人生を全うして終わりたいと思いますということを申し上げて、終わりたいと思います。御清聴いただきありがとうございました。

○議長（野口修一君）　それでは、ただいまから昼食のため、暫時休憩いたします。

午後１時３０分から会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

午後０時２５分休憩

午後１時２８分再開

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（野口修一君）　午前中に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

４番、浦本晴美さん

○４番（浦本晴美さん）　皆さん、こんにちは。会派、風の浦本晴美でございます。本日は一般質問の機会をお与えいただきまして、誠にありがとうございます。本日の質問は、子どもの居場所、学校教育のＩＣＴ活用、子どもとメディア、高齢者の買い物環境の四つでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野口修一君）　浦本晴美さん

○４番（浦本晴美さん）　私は、令和５年３月、令和７年３月議会において、孤立しがちな子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりの必要性について質問をさせていただきました。当時、執行部からは、「異世代との交流を通して人や社会と関わる力を育むサードプレイスとして、小中高生にアンケートを実施した。」との答弁がありました。その後、Ｂ＆Ｇ財団の補助を受け、いよいよ本年９月に子どもサードプレイスが開所予定とのことです。そこで、居場所の利用方法についてお尋ねをいたします。登録制となるのか、子どもたちが自由に利用ができるのか、また、対象年齢や利用条件などの想定について、江河健康福祉部長にお尋ねをいたします。

○議長（野口修一君）　健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君）　御質問にお答えいたします。

初めに、子どもサードプレイス事業の所管部署につきましては、これまで教育委員会が所管となり準備を進めてまいりましたが、様々な事情を抱えた子どもたちが安心して過ごせる居場所といった児童福祉の要素も踏まえる必要があるため、令和８年度から運営などソフト面につきましては健康福祉部が所管し、施設建設のハード面につきましては、引き続き教育

委員会が所管することといたしました。

このサードプレイスは、多目的市民交流施設の東側に建設予定で、令和８年９月の開設に向け準備を進めております。

施設には、学習室・調理室・フリールーム・相談室・お風呂・事務室などの設備を設け、子どもたちが安心して過ごす居場所として提供し、生活習慣の形成、学習支援、食事の提供、学校やその他関係機関との調整連携、送迎支援などを行う予定といたしております。

また、財源としましてＢ＆Ｇ財団から助成を受ける要件などから、本施設の利用者は、様々な困難な状況にある子どもたちを支援することとしております。

対象年齢につきましては、事前に登録いただいた主に小学校低学年を考えておりますが、地域のニーズ等を踏まえて、小学校高学年以上の児童・生徒の受入れも今後検討してまいりたいと考えております。

また、開所日につきましては、平日の放課後から午後７時までとして、子どもたちが安心して過ごし、同世代の友だちや大人との信頼関係を築きながら、生活習慣や学習習慣の定着を図るとともに、将来の自立に向けて「生き抜く力を育む」居場所として運営を行うことを考えております。

なお、利用者には送迎支援を行うことにより、遠距離等のため利用ができないということがないよう配慮を行っていくとともに、学習支援や夕食・入浴支援も行うことで、御家庭の負担軽減を図っていきたいと考えております。

このような想定で、令和８年９月の開設に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　浦本晴美さん

○４番（浦本晴美さん）　丁寧な答弁ありがとうございます。本事業は、当初の構想から福祉的支援型へと明確にかじを切ったと受け止めました。様々な困難な状況にある子どもたちに対し、学習支援や生活支援、食事や入浴支援まで行うという本気の支援が始まることは、地域にとって大変重要な取組であり、意義ある一歩であると考えます。一方で、誰もが自由に立ち寄れる居場所というサードプレイス本来の概念については、今回の事業とは別の視点として、今後の地域づくりの中で引き続き議論と検討が必要であると感じています。本事業が当初構想から福祉的支援型へと性格を明確にしたことについては、今後、議会とも丁寧に共有しながら進めていただくことを望みます。行政による伴走型支援と併せて、地域や民間の力による開かれた居場所づくりも含め、両輪で子どもたちを支える視点が重要であると考えます。

それでは、主体となる運営者についてです。本施設の運営者、運営方法及び運営者の役割

について、江河健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君）　健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君）　御質問にお答えいたします。

子どもサードプレイスの主体となる運営者につきましては、当面の間は、市が直営で行うこととしておりますが、将来的には民間委託も視野に入れることも考えているところです。

次に、運営者の役割を御説明します。

まず、本市が行う子どもサードプレイス事業は、基本的な生活習慣を身につけ、学習や遊びの中で他者との関わりを経験し、生き抜く力を育むこと等を目的としております。

このため、子どもの権利を保障しながら、子どもたちの「行きたい」「居たい」「やってみたい」という気持ちを大切に、五感を使った食の体験をはじめ、屋外では農業体験やスポーツ体験など、多様な価値観に触れる取組を行っていくことが大切であると考えております。

また、こうした取組を通して、子どもたちが同世代の友だちや大人との信頼関係を築きながら、将来の自立に向けて「生き抜く力を育む」居場所となるよう運営していくことが重要だと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　浦本晴美さん

○４番（浦本晴美さん）　本事業において、子どもの権利を保障し、「行きたい」「居たい」「やってみたい」という気持ちを大切にするという御答弁をいただき、大変重要な視点であると受け止めました。その理念が単なる言葉にとどまらず、日々の運営の中でどのように具体化されていくのかが鍵になると感じています。特に体験プログラムの充実と合わせて、何も目的を持たずに、ただ居られる時間や空間がどのように確保されていくのか、子ども自身が主体的に関われる仕組みがどのように設けられるのかが重要ではないでしょうか。また、将来的な民間委託も視野に入れているとのことですが、地域の民間団体や市民との連携をどの段階からどのように進めていくのかも、今後の大きなポイントとなると思います。

続いて、子どもサードプレイスと地域との連携、これをどのように考えていかれますでしょうか。江河健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君）　健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君）　御質問にお答えいたします。

サードプレイスの運用につきましては、先ほど答弁しましたように、当面の間は、平日のみ開所を考えており、事業内容は子どもたちが安心して過ごす居場所として、生活習慣の形成、学習支援、食事の提供、学校やその他関係機関との調整連携、送迎支援などを想定しております。

しかし、将来的には休日において、施設及び園庭を開放し、居場所の提供や自由に遊ぶこ

とができるような体制も整えていきたいと考えております。

休日の利用では、子どもたちのやってみたい気持ちを大切に、思い思いの場所で遊んだり、施設の敷地内にある畑の手入れや収穫体験を行い、その畑で採れた野菜を使用した料理体験をしたりする取組を検討しています。

また、子ども食堂を開催して、子どもたちが実際におにぎりを握ったり、料理をして食事したりする等の取組も検討しており、こうした取組に対して、地域の方々のお力添えをいただくことで地域との連携を図ることを考えております。

地域と連携することにより、年代・世代を超えた異なる価値観を持つ子どもや若者と大人が交流を深め、子ども同士が共に学び生きる力を育み、人間関係を築き上げる居場所になると考えておりますので、サードプレイスの施設を運営するための様々な取組に関して、地域の方々の御支援をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　浦本晴美さん

○４番（浦本晴美さん）　答弁ありがとうございます。地域との連携について、自由度を意識された休日開放や体験活動への御協力いただくという方向性を示していただきました。地域の方々が子どもたちを支える存在として関わってくださることは、大変意義深いことだと受け止めます。一方で、地域が単なる協力者という位置づけにとどまらず、共に場を育てていく主体としてどのように関わることができるのかという視点も重要ではないかと思います。子どもたちの居場所が地域に開かれたものとなるためには、地域の力を支援として受けるだけではなく、共につくり上げていく仕組みや対話の場を設けることが鍵になると考えます。

では、次の質問に移ります。学校教育のＩＣＴ活用と文字を書く力の育成について質問をいたします。小学校国語の各学習では、学習用具としてタブレット端末と紙、鉛筆のどちらを中心に使用されていますか。また、タブレット端末を活用した学習が、子どもの漢字の定着や理解にどのような影響を与えていると考えておられますでしょうか。池田教育部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君）　教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君）　御質問にお答えします。

本市におきましては、文部科学省が令和元年１２月に示したＧＩＧＡスクール構想のもと、児童一人一人にタブレット端末を配備し、調べ学習や一人学び、意見の共有や学習、作品のまとめなど、多様な学習場面において有効に活用できる学習ツールの一つとして積極的な活用を図っております。

一方で、小学校の国語における書く学習、特に文字の正しい形や書き順、書写の技能、手指を使った筆づかいなどについては、紙と鉛筆を使って丁寧に書く経験が極めて重要である

と認識しております。また、特に低学年においては、手書きによる書く学習が中心となっており、児童が実際に紙と鉛筆で文字を書くことを大切にしております。

本市におきましては、小学校の国語の学習において、書く学習の中心は、紙と鉛筆を用いた手書きであり、タブレット端末は、補助的な利用や特別な支援を要する児童生徒への活用を行っている現状です。

今後も、児童の発達段階や学習内容などに応じて、紙と鉛筆による手書きとタブレット端末のバランスある活用を図り、文字を書く力とＩＣＴ応用力の双方の育成に努めてまいります。

次に、タブレット端末の活用による漢字の定着や理解への影響についてお答えします。

小学校では、漢字学習においてもタブレット端末を用いて、筆順を動画ソフトで確認したり、クイズやドリル形式の学習ソフトで繰り返し勉強したり、児童の興味・関心を高めながら定着を図る工夫を行っております。

一方で、漢字の正しい形や筆順、筆圧、手指の筆づかいなど、確実な定着や深い理解には紙と鉛筆による手書きの経験が不可欠であると考えております。実際に、紙に書いて覚えることは、記憶の定着等に効果的であり、漢字を書く力を身につける上で重要です。

タブレット端末での学習は、反復練習や自学自習の動機付け、視覚的な理解の促進といった面で一定の効果がある一方、デジタル上だけでは十分な定着が難しいという面もございます。そのため、本市では、紙と鉛筆による手書きとタブレット端末の活用をバランスよく組み合わせて指導を行っているところです。

毎年４月に小学校６年生と中学校３年生を対象に実施されている、全国学力・学習状況調査の国語科「言葉の特徴や使い方に関する事項」の過去３年間の平均正答率をみますと、小学校においては全国平均及び県平均を全て上回り、中学校においても過去２年間は全国平均及び県平均を大きく上回っており、比較的、効果的な学習が進められている状況です。

今後も、児童の発達段階や学習内容に応じて、漢字の確かな定着と理解が図られるよう、紙と鉛筆を使った手書きによる学習を基本とし、タブレット端末の効果的な活用も図りながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　浦本晴美さん

○４番（浦本晴美さん）　丁寧な答弁ありがとうございます。本市において各学習の中心を紙と鉛筆による手書きとし、タブレット端末を補助的に活用している方針については理解をいたしました。特に、低学年期における手書きの重要性は、文字の基礎形成や読解力の土台づくり、更には脳の発達の観点からも重要であり、今後も確実に実践されることを望みます。一方で、学力調査の数値だけでは測れない書く力の質や漢字の定着への影響については、継

続的な実態把握と検証が必要であると考えます。ＩＣＴ活用を否定するものではありませんが、特に低学年における活用の在り方については、発達段階に応じた基準をより明確にしていくことが求められるのではないでしょうか。子どもたちの基礎的な力を守る視点を大切にしながら、適切な教育環境の整備に引き続き努めていただきますようお願いをいたします。

続いて、ＩＣＴ活用による学習のメリットとデメリットについて、池田教育部長にお尋ねをいたします。

○議長（野口修一君）　教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君）　御質問にお答えします。

本市では、タブレット端末活用による学習のメリットとデメリットについて、令和３年１月に示された中央教育審議会の答申『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して』を基に整理しております。

まず、メリットについてですが、一つ目は、個別最適な学習の推進です。

これは、児童生徒一人一人の理解度や進み具合、あるいは特別な支援を要する児童生徒の特性、不登校や病気療養の状況に応じて、ドリルや学習アプリなどを活用した個別最適な学びが可能となります。また、繰り返し学習や自己評価などの振り返りも容易に行うことができ、学習意欲の向上にもつながります。

二つ目は、多様な表現や情報活用能力の育成です。

これは、タブレット端末を活用することで、文章だけでなく画像や音声、動画など様々な表現方法を用いた発表や発信、協働学習などが可能となり、情報活用能力の育成にも大きな効果があります。

三つ目は、教師と子ども、子どもと子どものコミュニケーションの促進です。

意見共有ツールや学習支援アプリを活用することで、子ども同士の意見交換や教師による子どもへのきめ細かなフィードバックが容易になり、学び合いの環境が広がります。

四つ目は、学習の効率化・利便性の向上です。

調べ学習や資料作成、課題提出などが効率的に行え、家庭学習や遠隔学習にも活用できるなど、学習の幅が広がります。

次に、デメリットについてですが、一つ目は、文字を書く力を育成していく上で配慮を要することです。

タブレット端末での入力やデジタルペンで文字を書くことは、紙と鉛筆で書く場合と比べて、漢字や文字の形・書き順、筆圧などの習得が十分でない場合があります。特に小学校の低学年では、手指の発達や筆づかいの育成を進めていく上で、タブレット端末の使用方法や内容において配慮が必要です。

二つ目は、目や身体への健康面の影響です。

長時間の画面使用による視力低下や姿勢の乱れ、疲労など、健康面への影響が懸念されます。使用時間や使用する際の環境などにも配慮を必要とします。

三つ目は、ＩＣＴスキルや家庭環境の格差です。

児童生徒のＩＣＴリテラシーや家庭でのインターネット環境の違いによる学習格差が生じる可能性があるため、本市でも家庭環境の格差が生じないようＷｉ－Ｆｉモバイルルーターの無料貸出しを行っています。

最後に、機器のトラブルや情報セキュリティの課題です。

機器の不具合やデータ消失、情報漏えい等のリスクがあり、本市でも各学校やＩＣＴ支援業者との連携を図り、適切な管理・指導を進めております。

本市といたしましては、ＩＣＴ活用のメリットを最大限生かしつつ、デメリットや課題への配慮を十分に行い、紙と鉛筆による手書き学習とのバランスを十分に図りながら、児童生徒の学力向上と資質・能力の育成に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　浦本晴美さん

○４番（浦本晴美さん）　丁寧な答弁をありがとうございます。ＩＣＴ活用のメリットとデメリットの双方について整理されていることは理解をいたしました。一方で、特に文字を書く力の育成や健康面への影響については、配慮が必要という段階にとどまらず、子どもの発達段階に照らして、より慎重な検証と継続的な見直しが求められる課題であると感じております。特に小学校低学年は、書字や読解の基礎を形成する重要な時期であり、この時期の学習環境の在り方は、将来に大きく影響いたします。利便性や効率性だけでなく、子どもの心身の健全な発達を最優先とした運用がなされているか、今後も注視してまいりたいと思います。本市として、ＩＣＴ活用のメリットを生かしつつも、発達段階に応じた適切なバランスについて、引き続き検討と検証をお願い申し上げます。

では、次の質問に移ります。子どものメディア利用の実態把握と安心して相談できる環境づくりについて質問をいたします。子どもとメディアの関わりが心身に及ぼす影響とリスクに対して、教育委員会としてどのように認識しておられるでしょうか。池田教育部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君）　教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君）　御質問にお答えします。

子どもと情報メディアの関わりが心身に及ぼす影響及びリスクについては、主に、次の４点を認識しております。

一つ目は、視力の低下や睡眠障害、運動不足等の健康面への影響です。

長時間の情報メディア視聴や深夜までの利用が、視力の低下や睡眠障害、運動不足につな

がるケースが指摘されております。特に成長期の子どもにとっては、生活リズムの乱れや身体の発達への影響が懸念されます。

二つ目は、インターネットやゲーム依存等の心理的リスクです。

ＳＮＳやオンラインゲーム等への過度な依存により、学習意欲や社会性の低下、不安やストレスの増大など、心理的な影響が表れる場合があります。

三つ目は、インターネット上のトラブルや犯罪、いじめ等の社会的リスクです。

ＳＮＳ等を通じた誹謗中傷やいじめ、個人情報の流出、不適切なサイトへのアクセスや犯罪被害に巻き込まれるリスクも高まっています。

最後に、対面でのコミュニケーションや実体験の機会の減少です。

情報メディア利用の拡大により、対面でのコミュニケーションや実際の体験活動の機会が減少し、豊かな人間関係や社会性の育成に影響を及ぼすことが懸念されております。

本市は、これらのリスクに対しましては、県の「心のアンケート」や市の情報活用能力チェックリストの結果を基に、各学校の児童生徒の実態に応じて指導しております。更には、児童生徒や保護者を対象とした情報モラル教育、講演会の実施、相談窓口の周知など、児童生徒や保護者に寄り添った環境づくりに取り組んでいます。

今後も、実態把握とともに、発達段階に応じた情報モラル教育の推進、相談体制の充実や情報発信を行い、子どもたちが、心身共に健やかに成長できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　浦本晴美さん

○４番（浦本晴美さん）　答弁ありがとうございました。本市として、子どもとメディアの関わりが心身に及ぼす影響について、健康面、心理面、社会面、体験機会の減少という四つの観点から認識されていること、またアンケートや情報モラル教育、相談体制の充実に取り組まれていることを理解いたしました。しかしながら、現在、子どもたちを取り巻くメディア環境は急速に変化し、ＳＮＳやオンラインゲームの影響はこれまで以上に深刻化、低年齢化していると感じています。大切なのは、リスクを知っているという段階から、どこまで踏み込んで守る体制を本気でつくるのかという点です。子どもが深みに入ってから支えるのではなく、追い詰められる前に手を差し延べられる環境を整えることが、私たち大人の責任です。今後は、実態把握にとどまらず、家庭、学校、地域が連携した予防的な取組の強化と、子ども自身が主体的にメディアと向き合える力を育む教育の更なる充実を強く求めます。

続いて、メディアの利用の実態についてです。先月、網田小中学校の学校保健委員会において、児童生徒とメディアの関わりの実情を把握するためのアンケート調査結果を基に、スクールカウンセラーの先生が授業を行われ、その現場に立ち会いました。そこで、本市の小中学校におけるメディアの利用状況について、実態をどのように把握されているのか、池田

教育部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君）　教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君）　御質問にお答えします。

昨年１１月から１２月に実施した熊本県公立学校「心のアンケート」の結果から、本市の小中学校の児童生徒が情報端末機器を所持する割合が、小学校では７割近く、中学校では９割を超え、ほとんどの児童生徒がスマートフォンやタブレット端末、パソコンなどを所有しています。特に、スマートフォンによるインターネットやＳＮＳ、動画視聴、オンラインゲームなどの利用が年々増加傾向にあります。

また、情報メディアの利用時間に関しては、平日・休日ともに長時間化が見られ、平均利用時間が３時間以上の児童生徒が一定数存在します。特に夜間の利用や、長時間情報メディアに触れていることによる睡眠不足や生活リズムの乱れ、家庭での団らんの時間の減少などが課題になっております。

さらに、先ほどの答弁でも述べましたが、ＳＮＳ等を通じた誹謗中傷やいじめ、個人情報の流出、不適切なサイトへのアクセスやネット依存傾向など、心身や社会性への影響も見受けられます。

本市としましては、こうした実態を踏まえ、学校や家庭、地域が連携し、適切な情報メディア利用に関する啓発や情報モラル教育の充実、相談しやすい体制づくりに引き続き努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　浦本晴美さん

○４番（浦本晴美さん）　御答弁ありがとうございました。小学生の約７割、中学生の９割以上が情報端末を所持し、平均３時間以上の利用があるという児童生徒が一定数いるという現状は、もはや特別な問題ではなく、本市のほとんどの家庭に関わる課題であると受け止めました。これは、どこかの家庭の問題ではなく、誰か一人の子どもの問題でもなく、このまち全体の子どもたちの問題です。そして同時に、私たち大人全ての問題でもあると考えます。啓発や教育に取り組まれていることは承知しておりますが、今の実態はさらに一段踏み込んだ対策が求められている段階に来ているのではないでしょうか。子どもたちの未来を守るため、教育委員会としてより具体的かつ実効性のある取組を進めていただくことを強く求めたいと思います。

続いて、子どもを守るために家庭・学校・行政がそれぞれ担う役割と子ども自身が安心して相談できる体制づくりについて、前田教育長にお尋ねをいたします。

○議長（野口修一君）　教育長、前田一孝君

○教育長（前田一孝君）　御質問にお答えします。

まず、子どもを守るために家庭・学校・行政が担うそれぞれの役割について御説明します。

１点目の家庭の役割についてです。

教育基本法第１０条では、「父母その他の保護者が子の教育について第一義的責任を有する」と明記されております。そのため、家庭においては、子どもの情報メディア利用についてルールやマナーを話し合い、利用時間や使い方についての約束をし、それを守らせるようにするとともに、日常的に子どもの様子に気を配り、困ったことや不安なことがあれば気軽に話せる雰囲気づくりが重要だと思います。また、保護者自身もインターネットやＳＮＳ等のリスクについて理解を深め、家庭での適切な指導・見守りを行うことが求められます。

２点目は、学校の役割についてです。

各学校では、年間指導計画を基に情報モラル教育やネットリテラシー教育を行い、子どもたちに情報メディアの適切な使い方やトラブル時の対応方法を指導するとともに、警察や民間施設と連携・協力して講話や体験教室なども開催しております。また、児童生徒が不安や悩みを抱えたときに気軽に相談できる風通しの良い環境づくりや信頼関係の構築にも努めております。加えて、授業参観や学級懇談会、ＰＴＡ総会や研修会で家庭や地域に向けて情報メディア利用の現状や正しい使い方、課題などについて情報を発信・共有する役割も担っております。

最後に、行政の役割についてです。

行政としましては、児童生徒の実態把握や啓発活動、情報モラル教育教材の提供、教職員、保護者向けの研修会の開催や情報提供などを行い、学校現場や家庭への支援に取り組んでおります。また、校長会や教職員研修等を通じて必要な情報を提供し、学校から児童生徒や保護者に分かりやすく伝えていただくよう努めております。

次に、子ども自身が安心して相談できる体制づくりについてです。

本市では、学校内外において児童生徒が悩みや不安を感じたときに、安心して相談できる体制づくりに努めております。学校内では担任はもちろんのこと、養護教諭やスクールカウンセラー等による相談体制の充実、校内相談室の設置、ＳＮＳ等を活用した匿名相談窓口の案内など、多様な窓口を設けております。また、児童生徒に対して定期的にアンケートや面談を行い、困っていることや不安に気づくことができるよう取り組んでおります。学校外では相談窓口としてヤング・テレフォンの設置、更には関係機関との情報共有や連携・協力を図りながら支援体制の整備を進めているところです。

今後も、家庭・学校・行政がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携を深め、児童生徒が安心して相談できる環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　浦本晴美さん

○４番（浦本晴美さん）　御答弁ありがとうございました。家庭・学校・行政それぞれの役割について、また相談体制の整備に取り組まれていることは理解いたしました。しかしながら、体制があることと、子どもがそれを実際に使えることの間には、大きな隔たりがあるのではないかと感じています。困っている子どもほど、自分から声を挙げることは難しいものです。子どもが一人で抱え込む社会であってはなりません。相談窓口が設けられていても、本当に安心して話せると子どもが感じているのか、ＳＮＳ相談やアンケートが形式的なものになっていないか、私たちはそこまで踏み込んで検証していく必要があるのではないでしょうか。また、家庭に第一義的責任があることは承知をしておりますけれども、今のメディア環境の複雑さを考えれば、家庭だけに委ねるにはあまりにも負担が大きい現状もあると思います。だからこそ、家庭を支える行政、現場を支える仕組み、そして何より子どもがここなら大丈夫と思える大人の存在を、より具体的に、より実効性のある形で整えていくことが求められていると思います。体制づくりに努めるにとどまらず、実際に宇土市は「こどもどまんなか」でもございます。子どもが救われているかどうかを基準に、不断の検証と改善を重ねていただきますようお願いをいたします。

次の質問に移ります。高齢者の日常の買い物環境と生活支援の在り方について質問をいたします。予約型乗合タクシーのりのり号の利用状況について、直近の登録者数や利用状況を松下企画課長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君）　企画課長、松下修也君

○企画課長（松下修也君）　御質問にお答えします。

本市では、網田地区及び住吉町の長部田・小部田地区から市街地への移動手段として、予約型乗合タクシーのりのり号を運行しております。

利用登録者数は、令和７年９月末時点で３１３人、対象エリア人口の約１割となっております。

利用状況としましては、年々増加傾向にあり、令和７年度の延べ利用者は１，５９５人で、昨年度に比べると３３９人増加しております。

しかし、利用登録者３１３人のうち、令和７年度に実際に利用された方は、昨年度より１２人増えて、８７人となったものの、登録者全体の３割弱にとどまっていることから、大半はリピーターであると言えます。

なお、下網田町、長浜町、住吉町の長部田・小部田の住民の方が多く利用されております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　浦本晴美さん

○４番（浦本晴美さん）　御答弁ありがとうございました。登録者数３１３人、対象人口の約１割、利用者数も増加傾向にあることが分かりました。一方で実際の利用者が８７人、登録

者の約３割にとどまっている現状からは、周知や利便性の面で、なお改善の余地があると感じます。特に高齢者にとっては、登録と実際の利用の間に心理的、手続的なハードルがある可能性も考えられます。先日、のりのり号をよく利用しているという高齢者の方とお話をしましたところ、「未登録の人に勧めているけど、なかなか登録をしようとされない。どうしてだろう。」とおっしゃっていました。このような声を丁寧に把握し、利用につながらない要因を検証することが、今後の充実につながるのではと考えます。高齢者の移動手段は、生活の基盤です。制度があることにとどまらず、実際に使われ、安心につながる仕組みとなるよう更なる工夫と改善をお願いいたします。

続きまして、利用者の年齢層や利用目的はどのようなものがありますでしょうか。松下企画課長にお尋ねをいたします。

○議長（野口修一君）　企画課長、松下修也君

○企画課長（松下修也君）　御質問にお答えします。

予約型乗合タクシーのりのり号を利用される方は、７０代が全体の約２割、８０代が約５割、９０代が２割弱と、７０代以上の高齢者が全体の９割を占めている状況です。

また、乗降される停留所が宇土シティモールやダイレックス、更には市内の各医療機関が多いことから、日常の買い物や通院などに利用される方が多いと思われます。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　浦本晴美さん

○４番（浦本晴美さん）　御答弁ありがとうございました。利用者の約９割が７０代以上、とりわけ８０代が半数を占めているという実態。また、主な利用目的が買い物や通院であることを伺い、この事業が高齢者の生活を支える重要な移動手段となっていることを改めて認識いたしました。一方で、利用者が８０代以上に集中しているということは、移動手段を失いやすい世代が、まさに頼りにしている制度であるとも言えます。買い物や通院は単なる外出ではなく、健康維持や生活の継続に直結するものです。今後さらに高齢化が進む中で、この制度を補完的な交通としてではなく、地域の生活インフラの一つとしてどのように位置づけていくのか、利用者の声を丁寧に把握しながら、持続可能でより使いやすい制度となるよう工夫を重ねていただくことを期待いたします。

続きまして、地域商店の閉店が進み、高齢者の買い物弱者が増加しています。高齢者の移動支援・買い物支援・見守りなど、一体的に捉えた支援が行われ、地域に収益が循環するような仕組みについて、他自治体などで取り組んでおられる事例はありますでしょうか。江河健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君）　健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君）　御質問にお答えいたします。

高齢者の移動支援・買い物支援・見守り等を一体的に捉え、地域に収益が循環するような仕組みづくりは、高齢化社会が進む中、非常に重要な取組であると考えております。

他自治体等において、実際に取り組まれている事例がございますので御報告します。

まず、農林水産省の「食と農をつなぐアワード　大臣官房長賞」の受賞団体である、徳島県に本社を持つ株式会社とくし丸の移動販売「移動スーパーとくし丸」の取組です。「移動スーパーとくし丸」では、地元のスーパーの生鮮品や日用品など約４００品目、１，２００点を移動販売車に積み込み、買い物にお困りの高齢者などを対象に移動販売サービスを提供しています。買い物という楽しみがあり、地域の方々も自然に集まることで、新たな地域交流も生まれております。また、顔なじみの販売員が、利用者と定期的に接しているため、利用者の異変に気づいたときは、地域包括支援センターや社会福祉協議会、民生委員など関係機関との連携体制が構築されており、移動販売を通じた地域の見守り役の機能も果たしております。

そのほかに、八代市では、令和４年度に総務省の事業を用いて、郵便局を活用した買い物サービス支援の実証事業に取り組まれております。この事業は、八代市内２１か所の郵便局にタブレット端末を設置し、高齢者が日用品等を郵便局窓口で注文できる環境を整え、配送はゆうパック等により郵便局員が行うもので、買い物支援とともに、郵便局員による見守りの機能も果たしております。

このように、高齢者がお住まいの地域にある拠点を活用することや、民間企業などと連携して仕組みを整えることで、高齢者の移動支援・買い物支援・見守りといった機能を果たすとともに、地域交流の場の創出や地域の収益の還元にもつながる取組がなされております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　浦本晴美さん

○４番（浦本晴美さん）　御答弁ありがとうございました。徳島県の「移動スーパーとくし丸」や八代市の郵便局を活用した取組など、移動支援・買い物支援・見守りを一体的に進める事例は、地域とのつながりや経済循環にもつながる示唆に富む取組であると感じます。これを本市の実情に合わせて、どう具体化するかという点が大事だと思います。

最後の質問に移ります。高齢者がそれぞれの地域で暮らしていくために、生活用品などの出張販売や配達について、地域住民や民間事業者・関係団体が力を集結させ、連携して取り組むといった仕組みづくりなどができないものでしょうか。江河健康福祉部長にお尋ねをいたします。

○議長（野口修一君）　健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君）　御質問にお答えいたします。

本市では、高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、生

活支援体制整備事業として、地域の様々な方々や団体と協力し、情報共有や連携を深めながら、地域全体で高齢者を支える体制づくりを進めております。

主な取組内容としましては、市社会福祉協議会に委託を行い、事業の中心となる生活支援コーディネーターを配置して、地域住民、シルバー人材センター、介護事業者、ケアマネジャーなどの構成員による協議体を設置して、構成員それぞれが把握している地域の高齢者のニーズを共有するとともに、生活支援、買い物支援、移動手段などの現状を把握し、課題を整理しながら、関係者間の連携を図っているところです。

今後、この協議体の中で、先ほどの答弁で紹介いたしました、買い物支援の事例や、他自治体の先進的な取組を参考にしながら、地域の実情や高齢者の具体的なニーズに沿った生活支援や買い物支援の在り方について、多角的な検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　浦本晴美さん

○４番（浦本晴美さん）　御答弁ありがとうございました。生活支援体制整備事業として、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置により、地域のニーズ把握と連携を進められていることは理解いたしました。一方で、今後さらに高齢化が進む中、協議や検討の段階にとどまらず、具体的な仕組みとして地域の中で実装されていくことが重要であると感じています。今回、まちの商店の閉店が相次いでいることを受け、高齢者の方々から悲鳴にも似た声を直接お聞きしました。女性の区長さんや一人暮らしの高齢者の方々とお話をする中で、買い物の不安は単なる不便ではなく、暮らしそのものへの不安であることを痛感いたしました。高齢者の買い物や生活支援は単なる福祉政策ではなく、地域経済の循環や孤立防止、見守り機能ともつながる地域づくりそのものであります。その中で一つの可能性として、地域の困り事や暮らしを応援する地域おこし協力隊員の活用、あるいは既存施設である西部老人センターや旧婦人会館などに、売店機能を持たせるといった取組も考えられるのではないでしょうか。新たに大きな施設を整備するのではなく、今ある場所や資源を生かしながら、小さくても実証的にチャレンジしてみるところから始めることが、現実的で効果的な一歩になるのではないかと感じております。地域住民、民間事業者・関係団体がそれぞれの強みを持ち寄り、実際に動き出せる仕組みづくりへと一歩踏み出していただくことを強く期待をいたします。検討を重ねるだけではなく、具体的なモデルづくり、実証的な取組にも挑戦し、地域に前向きな情報を提供くださることを期待をいたします。

これにて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

そして最後に、元松市長に御挨拶を申し上げます。議会では３年４か月、大変お世話になりました。私がそれこそ３年５か月前に選挙に出ようと思っているということを、家族以外で初めて伝えて相談しましたのが市長でした。２０２２年８月の２７日の早朝に、メッセン

ジャーでちょっとお尋ねをしたことでした。非常に長い丁寧な大変な文章が流れてきて、それでも、その文章を読んでも心が揺るがなかったのが何かすごく今思い出します。あまり話すと涙が出るので、まだしばらく御一緒できますし、また、引退なさいましても週１の夕食支援活動など、時間ができられるとそちらのお手伝いにも来ていただきますことを期待しております。本当にお世話になりました。ありがとうございます。

○議長（野口修一君）　議事の都合により、暫時休憩いたします。

１４時３５分から会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

午後２時２５分休憩

午後２時３５分再開

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（野口修一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

３番、中野洋一君

○３番（中野洋一君）　皆様こんにちは、公明党の中野洋一です。本定例会におきまして発言の機会をいただき、誠にありがとうございます。本日４番目の登壇でございます。お疲れとは存じますが、どうぞよろしくお願いいたします。本日は、脳脊髄液減少症の周知の取組についてなど、五つの項目について質問させていただきます。執行部におかれましては、誠実かつ明快な御答弁をよろしくお願いいたします。では、これより質問席にて質問させていただきます。

○議長（野口修一君）　中野洋一君

○３番（中野洋一君）　改めまして、公明党の中野洋一です。よろしくお願いいたします。それでは、一番目の質問、脳脊髄液減少症の周知の取組についてお尋ねいたします。皆様は、脳脊髄液減少症又は脳脊髄液漏出症という病気を御存じでしょうか。私は脳脊髄液減少症患者の方と一昨年にお会いした際に初めて知りました。脳脊髄液減少症は、転倒や頭部、頸部など体への強い衝撃で硬膜やくも膜に穴が空き、脳脊髄液が漏れることで頭痛、めまい、吐き気、倦怠感、集中力の低下、不眠などの症状を発症する病気です。学校では、体育の際や休み時間に遊んでいるときなどに発生することが多いようです。症状が他の病気と似ているものがある上に、診断できる医療機関が少ないため別の病気と診断されてしまい、脳脊髄液減少症の発見が遅れ、後遺症に苦しんでいる人が多いとのことでした。それから脳脊髄液減少症のことについて調べ始めたのですが、この病気の症状がかなりきつく、動くのも大変な人が多い。それに苦しみながら病院で症状の説明をするのですが、似た症状の別の病気と診断されてしまうことが多いそうです。大人でもそういう状況ですので、特に子どもたちは自

分の症状を正確に表現することができないことが多いため、診断がとても難しいと言われています。実際、脳脊髄液減少症の子どもたちを調査したところ、よく似た症状の起立性調節障害と過去に診断され、治療を受けていたケースが約４割あったと報告がなされています。こういった別の似た症状の病気と診断されていた場合、治療法が異なるため症状の改善にはつながらず、苦しい症状がずっと続いてしまいます。適切な診断がなされれば、ブラッドパッチなどの適切な治療を行うことで、頭痛、めまい、集中力の低下などの症状が大きく改善されます。脳脊髄液減少症についての知識がない人が多く、症状が見た目で分かりにくいため、怠けているとか、心因症ではないのかなどと言われ、このことが不登校などの原因になることもあるようです。本市においても、体調がすぐれず不登校状態になっている児童生徒の中にも、診断をしたら脳脊髄液減少症の症状に悩まされている児童生徒がいるかもしれません。その症状に苦しむ児童生徒がいるのであれば、治療してほしいと切に願っております。脳脊髄液減少症という病気を周知啓発することで、児童生徒本人だけでなく、保護者や学校の先生、市民の皆様がこの病気を知ってくださっていれば、症状を見聞きして、もしかしたらと、気づいてくださる方が増えますし、そのことから治療にもつながっていきます。ただ、熊本県には診断、治療できる医療機関は三つと数が少ない。きちんと診断ができる医療機関へ受診させないと治療へとつながりません。そこで本市の小中学校において、脳脊髄液減少症の周知啓発と適切な対応への今までとこれからの取組について、池田教育部長にお伺いいたします。それと、大変恐縮でございますが、同時に小中学生以外、保護者も含めた市民の皆様への脳脊髄液減少症への理解を深めていただきたいということについても、一緒に御答弁をお願いいたします。

○議長（野口修一君）　教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君）　御質問にお答えします。

脳脊髄液減少症は、スポーツ外傷等の後に、脳脊髄液が漏れ出し減少することによって、立位によって増強する起立性頭痛などの頭痛、頸部痛、めまい、倦怠感、不眠、記憶障害等の多様な症状を呈することが知られております。スポーツ外傷以外でも転倒やしりもち、くしゃみをする等、ごく普通の日常生活の中で起きた事故がきっかけで、体調不良となることもあります。中には議員の御指摘のように、症状があることで通常の学校生活を送ることに支障が生じることがあるため、特に児童生徒においては、早期発見・適切な対応が重要とされております。

文部科学省は、平成２９年３月２１日付け事務連絡「学校におけるスポーツ外傷等における脳脊髄液減少症への適切な対応について」において、学校現場に対し、本症の概要や対応のポイントについての周知を図るとともに、疑わしい場合には医療機関と連携した対応を行うこと等を通知し、令和５年５月１０日にはスポーツ庁健康スポーツ課からも、スポーツ活

動等による頭部外傷に起因する脳脊髄液減少症への留意や、学校現場での注意喚起について事務連絡が発出されております。また、熊本県は県内の診療可能な医療機関についても情報提供を行っております。

本市におきましても、これらの通知等を踏まえ、校長会や養護教諭部会を通じて情報共有を図るとともに、教職員向け研修等の機会を活用し、症状や対応方法について周知に努めてまいりました。また、児童生徒に頭部等への強い衝撃があった場合には、速やかに保護者と連携し、必要に応じて医療機関への受診勧奨を行うなど、適切な対応を図っております。

また、体調不良による不登校の児童生徒の中には、見た目で症状が分かりにくく、診察できる医師も少ないことから、脳脊髄液減少症である可能性に周囲が気づけていない場合も考えられます。こうしたことから、学校では体調不良を訴える児童生徒に対し、本人や保護者の声に丁寧に耳を傾け、安易に怠けや根性の問題と決めつけず、状況に応じて医療機関への受診を勧めるなど、きめ細やかな対応に努めているところです。

今後は、児童生徒に対しても、学級活動の時間などを活用し、脳脊髄液減少症の主な症状や正しい知識について学ぶ機会を設け、早期発見・早期対応につなげるとともに、偏見や差別の防止にも努めてまいります。

最後に、小中学生以外の市民の皆様には、広報紙やホームページなどを活用し、脳脊髄液減少症についての情報提供を行い、社会全体で理解を深めていくことにも努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　中野洋一君

○３番（中野洋一君）　池田教育部長、御答弁ありがとうございました。脳脊髄液減少症の患者さんとお話しをすると、頭痛がひどかったり、ものすごくだるかったりして身体的側面で苦しんでいる上、周りの人から症状が理解されず、怠けているなど心無い言葉により、精神的側面でも本当に悩み、苦しんでいらっしゃる方が多いようです。適切な治療がなされれば、そのような症状は起こりません。小中学校においては、きめ細やかな対応に努めていただきたいと思います。また市民の皆様には、脳脊髄液減少症についての情報提供を行い、理解を深めていただけるよう周知啓発をよろしくお願いいたします。

では、２番目の質問、終活支援についてお伺いいたします。「終活」という言葉、最近はテレビや新聞などでよく目にするのではないかと思います。人生の終わりのための活動の略で、就職活動の略「就活」をもじって作られた言葉です。人生の最期を迎えるための準備、それは葬儀に関する要望であったり、財産の整理であったりするかと思うのですが、それだけではなく、これからの人生をより良く生きるために自分を見つめ直す活動も含まれると考えます。そのように考えますと、終活支援とは、遺言書の作成のような人生を終えた後についてどういうふうにしてほしいということだけではなく、市民の皆様が生涯安心していきい

きと老後を過ごすことができるようにすることも、終活支援の大切な構成部分であると言えるのではないでしょうか。実際に、神奈川県大和市では終活支援条例を制定し、「おひとりさま」などの終活支援事業として終活支援を開始し、緊急連絡先や持病、葬儀の意向などを市へ登録する終活登録制度を導入し、緊急時や死後に情報が伝達されることから、多くの市民の皆様が活用し、相談件数も終活登録件数も増えているとお聞きしております。本市には、大切な御家族が亡くなった際、悲しみの中で様々な手続をしなければならない御遺族の不安や負担を軽減できるよう手続を支援するおくやみ窓口もございますし、遺言や相続手続について相談できる行政書士会による無料相談や司法書士会による相続登記相談などが既にございます。そこで、専門士業の相談窓口やおくやみ窓口、高齢者支援の取組など、現在、終活支援に関係する手続等を本市が要となり、有機的に結合させ、終活登録制度として拡充させていくことで、市民の皆様がより安心して暮らしていける宇土市になるのではないかと思慮いたします。そこで、終活支援制度が充実している他自治体の事例を参考に、終活支援・終活登録制度を導入することはできないか、江河健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君）　健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君）　御質問にお答えいたします。

人生の終末期を迎えるに当たり、御自身の意思に基づき準備を進める終活は、個人の尊厳を保持するだけでなく、残された御家族や関係者の負担を軽減し、円滑な社会生活を維持するためにも重要なものでございます。特に、核家族化や高齢化の進展により、一人暮らしの高齢者が増加している現状を鑑みますと、終活支援は地域社会が一体となって取り組むべきものであると認識しております。

本市における終活に関する現在の取組としては、御自身の人生の終末期に備えて、希望を書き留めておくノート、いわゆるエンディングノートを作成しております。令和４年度に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査においては、「人生の終末期に関して全く話し合ったことがない。」と答えた人が、全体の５５．７％と高い割合になっており、このエンディングノートを活用し、御自身の終末期の在り方に係る意思表明や、それを家族等に伝えておくことの必要性について、出前講座や市民フォーラムなどの開催により市民への周知を図っているところです。

一方、他自治体における取組としましては、専門的な相談に対応する終活相談窓口の設置や、御自身の財産や葬儀、埋葬に関する希望、医療・介護に関する意思、緊急連絡先、見守りに関する情報、更には遺言書の有無や保管場所といった多岐にわたる情報を登録する終活登録制度を導入している自治体もございます。一人暮らしの高齢者の中でも、特に身寄りのない方の場合は、本人の死亡や火葬に係る手続、ライフラインの停止に関する手続など、死後事務を誰が行うのかが大きな課題となります。このような相談窓口や制度を活用し、あら

かじめ身辺を整理することにより、関係者による迅速な対応が可能になると考えられます。

本市の現状としましては、御自身の最期について考えたり、周りに話したりすることを敬遠され、終活そのものの受入れを拒むケースも見られますが、これは終活についての正しい理解をしていただくことによって、御自身の最期について考えることの大切さを理解していただけるものと考えております。

引き続き、エンディングノートを活用した終活に関する正しい情報の普及啓発を行い、実際に行動しようとなさる方が困らないよう、本市においても専門家と連携を図りながら、終活登録制度の導入等につなげていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　中野洋一君

○３番（中野洋一君）　江河健康福祉部長、御答弁ありがとうございます。今後、デジタル遺言の創設や成年後見制度が柔軟に運用できるための見直しなど、終活支援に関係する制度が従来とは変わる予定です。そんな中、終活をやってみようという市民の方が行動しようとしたときに、市が終活支援・終活登録制度を行っているならば、これは本当に市民の皆様の安心感が大きくなると思います。そのことを自覚した上で、是非、終活支援・終活登録制度の導入へ向けて、前向きな御検討をしていただきますよう、強くお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、３番目、ビブリオバトルの開催についての質問です。ビブリオバトルとは、参加者がおすすめの本を一人５分で紹介し、投票で最も読みたくなった本を決めるゲーム感覚の知的書評合戦です。本との新しい出会いを提供する場であり、読書を通じた思考力や表現力、説明能力やコミュニケーション能力の向上にとても役立つイベントです。文化庁が実施しました２０２３年度の国語に関する世論調査によりますと、１か月に１冊も本を読まない人が６割を超え、読書離れ、活字離れが急速に進んでいることが明らかになっております。全国的に活字離れの傾向が見られておりますが、読書の楽しみを広める文化的イベントとして全国に広がりを見せているビブリオバトルを、新しい図書館で、新たにオープンする多目的市民交流施設のイベントの一つとして開催を検討してはどうでしょうか。新たな読書の喜びを発見できるだけではなく、様々な世代間の交流ができる多目的市民交流施設にぴったりの文化イベントとして、地域社会全体の活性化に寄与するビブリオバトルの開催について、池田教育部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君）　教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君）　御質問にお答えします。

ビブリオバトルとは、参加者がそれぞれおすすめの本を持ち寄り、順番にその本の魅力を紹介し合い、発表後に参加者全員で一番読みたくなった本を投票で決定する本の紹介イベン

トです。読書の楽しさを共有し、参加者同士の交流を促す活動として、全国の図書館や学校などで広がりを見せております。

このイベントのメリットは、参加者同士の交流やプレゼン能力の向上、また、新しいジャンルの本との出会いが挙げられます。

ビブリオバトルの開催は、読書意欲を高め、図書館の活性化にもつながる有意義な取組であると認識しておりますので、議員御提案のとおり、現在、事業を進めている多目的市民交流施設で開催するイベントの候補の一つとして、ビブリオバトルを加えたいと考えております。

なお、多目的市民交流施設は、運営に指定管理者制度を導入する計画ですので、事業展開は、指定管理者と協議をしながら準備を進めてまいります。

ビブリオバトルのように、好きな本を人に紹介することは、本に興味をもってもらうために有効な手法の一つだと思います。今後、おはなし会などの図書館イベントで、図書館利用者や図書館職員による本の紹介を盛り込むなど、できることから取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　中野洋一君

○３番（中野洋一君）　池田教育部長、御答弁ありがとうございます。最近では、漫画のビブリオバトルも行われているようです。本でも漫画でもビブリオバトルは行えます。是非、開催をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、四つ目の質問です。遺跡調査におけるドローンの活用についてお伺いしたいと思います。昨年１２月定例会一般質問で、「災害時にドローンを活用してはどうか。」と質問をいたしました。その際、「被害状況等の確認は提携しているドローンの専門業者に任せる。ただ、職員もドローンについて知っておいたほうがよいことから、ドローンの講習会をやります。」という旨の御答弁がございました。その後、危機管理課経由でドローン講習会の講師をお務めになる前田教育長へつないでいただきまして、大変ありがたいことに前田教育長より御了承をいただきましたので、講習会に多くの職員の皆様と一緒に参加させていただきました。ドローンを飛行させるための法令や様々な注意点、操縦の仕方について大変分かりやすく教えていただきました。前田教育長には、この場をお借りしてお礼を申し上げます。ありがとうございました。ドローンの操縦を実際にさせていただき、その操縦安定性や静止画、動画の撮影など、複雑な操作をする必要もなく取り扱うことができるという、ドローンはとてもすばらしいアイテムであると強く感じました。と同時に、ドローンは、本市において通常時から調査や業務に活用できるのではないかと思いました。特に、本市にある遺跡などの文化財の調査を行う際に、ドローンによって上空から全体を見渡し把握しながら、時に

近づきながら、気になった部分を見ることができるならば、本市の貴重な財産である遺跡などの調査が進み、より魅力ある文化財として情報発信ができるのではないかと思慮いたしました。お聞きしたところ、本市において市内の遺跡調査を行う際、上空からの写真撮影に当たっては、ドローン専門業者と日程の調整等を行いながら写真撮影を依頼しているとのことでございました。しかしながら、ドローンでの撮影費用は約４０万円から５０万円かかるとのことで、多くの遺跡調査では上空からドローンで撮影することはしていないとのことでした。せっかく調査しているのに、上空から撮影しないのはもったいないことです。本市にある数多くの貴重な遺跡などの文化財について、ドローンで全体を俯瞰して見ることができれば、調査を進めていく上でとてもプラスになると考えます。市がドローンを所有することで、調査の進捗に応じたタイミングで、迅速かつ何度でもピンポイントで撮影をすることができるようになります。上空から見ることで、新たな発見につながることがあるかもしれません。そうなれば、専門業者との日程調整も不要になり、職員が自らドローンを操作し撮影するため、時間的にも経費的にも削減され、更には調査の進捗管理にも役立つのではないでしょうか。このように市がドローンを所有し、遺跡調査に活用することは大変メリットが大きいと考えますが、池田教育部長、御見解をお尋ねいたします。

○議長（野口修一君）　教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君）　御質問にお答えします。

ドローンの活用については、昨年１１月から１２月にかけて、民間インストラクターの資格をお持ちの前田教育長を講師に迎え、職員を対象としたドローン講習会を開催しております。

業務時間外にもかかわらず、屋内での講習を３回、屋外での講習を１回、合計４回の講習には多くの職員が参加し、ドローン飛行に係る関係法令や基本的な操作方法を習得しました。参加した職員からは、「思っていたより操作が簡単」、「業務に活用できるのではないか」などの感想が出され、大変有益な講習会となりました。

議員御指摘のとおり、市がドローンを所有し、遺跡調査を行う際に職員が操作を行うことは、外部に委託した場合と比較して委託に要する時間や費用が削減され、かつ調査の進捗管理にも役立つなど、大きなメリットがあると認識しております。また近年、文化財調査において需要が高まっております３Ｄデータについても、ドローンの撮影画像を用いたデータ構築が可能となっており、こうした技術を調査に活用することで文化財に対する理解がより深まるものと考えております。

他自治体においては、文化財調査の際に役所が所有するドローンを職員が操作して遺跡などの撮影を行う事例もあり、経費削減に加えて、調査の効率が向上しているとのことでした。

また、議員御提案の遺跡調査のほか、学校や市民会館などの公共施設の調査・管理、道路

や橋梁のメンテナンス、特に本市が力を入れております観光分野での情報発信など、市の様々な分野の事業においても活用が見込まれると考えております。

ドローン飛行については、飛行に関する法令や規制もありますが、このように市がドローンを所有し、職員が操作するメリットもあるため、今後の導入について研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　中野洋一君

○３番（中野洋一君）　池田教育部長、御答弁ありがとうございます。宮崎県都城市は、市が所有するドローンを職員が操作し、市内の遺跡を上空から撮影しており、発掘調査報告書への掲載や調査の効率化にとても役立っている上に、経費が大きく削減されているとのことであります。昨年、経済建設常任委員会で、ドローンを活用し橋梁の検査を行っている千葉県君津市に視察へまいりました。君津市では検査がないときには、学校からの要請により運動会などの行事があると、ドローンによる空撮を行っているとのお話をされておりました。また、御答弁にもありました観光分野での情報発信についても、例えば、桜満開の美しい立岡自然公園を空撮し、ＳＮＳで情報発信をすることなども可能かと思います。市がドローンを所有し職員が操作することで、遺跡調査だけでなく、その他の業務にも活用できるというメリットもあるため、今後ドローンの導入について、是非とも前向きに御検討をお願いします。それと同時に、操作する職員には、ドローンを飛行させる上で様々な法令や規則等の遵守が求められます。機体の導入の際には、ドローン免許取得のための補助についても御検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

では、５番目の質問、くまもとアプリ等の災害時活用についてお尋ねしたいと思います。くまもとアプリとは、現在、熊本市が導入しているアプリで、災害時は、避難所での受付の円滑化など、避難者支援の向上につながるアプリです。平常時には地域活動やボランティア活動を行うことでポイントを付与したり、ボランティア活動証明書の発行を受けることができ、災害時でも平常時でも使うことができます。今回は、災害時におけるくまもとアプリ等の活用についてのお尋ねをいたしますが、あえて「くまもとアプリ」という名前を出したのには理由があります。本市から熊本市へ通勤、あるいは通学をしている人は多いと思います。逆に、熊本市から本市へ通勤・通学をしている人もいらっしゃいます。大規模な災害が発生した際、避難所へ避難なさる場合もあるでしょう。例えば、御家族は熊本市で被災をし、御自分は本市で被災し、それぞれが熊本市の避難所と宇土市の避難所へ、くまもとアプリを使って避難所の受付をすれば、なかなか電話が通じないときでも、家族がお互いにどこの避難所に今避難をしているのかが連携したアプリだから分かるわけです。市民の皆様や本市へ通勤・通学をしている皆様へ災害時に安心を提供でき、避難所の受付についてもＱＲコードを

読み込むだけですので、災害時に様々なことで忙しい職員の方の受付業務もかなり軽減されるのではないかと考えるからであります。ただ、災害時にしか使わないアプリであれば、使い方を覚えても、いざ災害時に使おうとしても使い方が分からないということにもなりかねません。ですので、平常時からいろいろ使うことができるような多様な柔軟性や拡張性のあるアプリがいいのではないかということで、そういった要望に応えることができ、熊本市が既に導入している「くまもとアプリ」の名前を挙げております。もちろん、ほかにも同様のアプリを開発している会社もあるかと思いますので、くまもとアプリ等としてお聞きいたします。災害時、避難所運営や災害ボランティアの受付に活用可能で、平常時からいろんなイベント等でポイントの付与などができるくまもとアプリ等を本市でも導入することで、市民の皆様の安心感や利便性の向上、職員の負担軽減に寄与できると考えますが、山口総務部長に御見解をお伺いいたします。

○議長（野口修一君）　総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君）　御質問にお答えをいたします。

くまもとアプリは、今、中野議員からも御紹介がありましたように、熊本市が提供しますスマートフォン向けのアプリで、災害情報や避難情報の発信、避難所マップの提供、また災害時のボランティア情報など、様々な機能がございます。平常時の備えや情報収集にも活用ができ、災害時には迅速な情報共有を図るための重要なツールとなっているところです。

本市では、これまで災害時の避難所運営や災害ボランティアの受入れについて、主に紙媒体によるアナログ方式で対応を行ってまいりました。しかし近年は、情報共有の迅速化や住民の安心感向上がより求められており、デジタル技術を活用したシステム導入が課題となっているところです。

特に避難所の情報把握やボランティア活動の調整では、紙媒体だけでは情報伝達の遅れや職員の負担増加が避けられません。そのため、情報を効率よく集約し、関係者間で迅速に共有できるシステムの必要性を強く感じているところです。

また、システムの導入に際しましては、デジタル操作に不慣れな方へのサポート体制の強化や、新規登録者の増加を図ることも重要な課題であると考えているところです。そのため、必要な方には職員による登録支援を行うとともに、市民の皆様への丁寧な周知や利用促進にも積極的に取り組んでいかなければいけないと考えているところです。

今後の導入に当たりましては、現在、様々なシステムが開発また提供されておりますが、本市の施設環境の実情や予算面を十分に考慮する必要がございます。

現時点では、様々な民間業者から提案を受けまして、デジタル機器の利用が難しい方や、紙媒体での対応が必要な方にも配慮し、既存の紙媒体との併用も視野に入れつつ、本市に適したシステム導入を調査・研究している状況です。

さらに、初期投資やランニングコストが費用対効果に見合うこと、また、市全体で平常時から活用できることも重要なポイントと考えております。

これらを総合的に判断しまして、くまもとアプリ等のシステムや、職員独自のシステム開発も視野に入れながら、本市に適したシステムの導入に向けて研究してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　中野洋一君

○３番（中野洋一君）　山口総務部長、御答弁ありがとうございます。アプリの導入については、御答弁にありましたように、市全体で平常時から活用できることが最も重要であると、私もそのように考えます。そのためには、やはりアプリの拡張性がとても大切で、そこに本市が提供している情報などを全て連携させることによって、そのアプリが本市のデジタルの土台となってくるものと考えております。是非、本市に適したくまもとアプリ等のシステムを導入していただきますようお願いいたします。

最後に、元松市長、４期１６年にわたる市政のかじ取り、誠にお疲れ様でございました。特に熊本地震から復興へ至る道のりは、元松市長の卓越したリーダーシップがあったからこそと感謝申し上げたいと思います。また、一般質問で多くの提案をいたしましたが、真摯に耳を傾けて、市の施策として取り上げてくださったことも大変感謝いたしております。ありがとうございました。まだまだ本市の更なる発展のために市長として頑張っていただけるのではないかと思っておりましたので、残念な思いはありましたが、自らの政治信念に基づいて勇退という道を御決断されました。政治家たるもの、引き際はかくあるべしとの姿を見せていただいたような気がいたします。長年にわたる激務、本当にお疲れ様でした。心から敬意と感謝を表し、私の質問を終わります。御静聴ありがとうございました。

○議長（野口修一君）　以上で、本日の質疑・一般質問を終わります。

次の本会議は、明日１９日木曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

－－－－－－－○－－－－－－－

午後３時１５分散会

第 ３ 号

２月１９日（木）

令和８年第１回宇土市議会定例会会議録　第３号

２月１９日（木）午前１０時００分開議

１．議事日程

日程第１　質疑・一般質問

一般質問

１．土黒功司議員

１　人口減少時代における宇土市経営と人材投資の考え方について

２．福田慧一議員

１　国民健康保険税について

２　認知症予防について

３　合併浄化槽設置促進と公共下水道について

４　小中学校の児童・生徒の不登校について

３．中口俊宏議員

１　多文化（外国人）共生について

２　安全な道路環境整備について

質疑

１．今中真之助議員

１　議案第３２号　令和８年度宇土市一般会計予算について

日程第２　常任委員会に付託（議案第９号から議案第３９号まで）

２．本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

３．出席議員（１８人）

１番　土　黒　功　司　君	２番　杉　本　　寛　君
３番　中　野　洋　一　君	４番　浦　本　晴　美　さん
５番　佐美三　　洋　君	６番　小　崎　憲　一　君
７番　今　中　真之助　君	８番　西　田　和　徳　君
９番　園　田　　茂　君	１０番　宮　原　雄　一　君
１１番　柴　田　正　樹　君	１２番　樫　﨑　政　治　君
１３番　野　口　修　一　君	１４番　中　口　俊　宏　君

１５番	藤 井 慶 峰 君	１６番	山 村 保 夫 君
１７番	村 田 宣 雄 君	１８番	福 田 慧 一 君

４．欠席議員（なし）

５．説明のため出席した者の職・氏名

市長	元 松 茂 樹 君	教育長	前 田 一 孝 君
総務部長	山 口 裕 一 君	市民環境部長	加 藤 敬一郎 君
健康福祉部長	江 河 一 郎 君	経済部長	山 崎 恵 一 君
建設部長	草 野 一 人 君	教育部長	池 田 和 臣 君
秘書政策課長	渡 邉 聡 君	総務課長	上 木 淳 司 君
危機管理課長	内 田 雅 之 君	企画課長	松 下 修 也 君
まちづくり推進課長	木 村 る み さん	財政課長	北 谷 太 示 君
市民保険課長	柘 植 さや子 さん	環境交通課長	渡 辺 勇 一 君
高齢者支援課長	久多見 さとみ さん	土木課長	下 田 竜 一 君
都市整備課長	坂 田 治 君	上下水道課長	岩 﨑 広 美 さん
学校教育課長	淵 上 真 行 君		

６．議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	田 尻 清 孝 君	次長兼議事係長兼庶務係長	薦 田 昌 臣 君
議事係参事	村 田 有 美 さん	庶務係参事	中 山 裕 輝 君

午前１０時００分開議

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（野口修一君）　これから本日の会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１　質疑・一般質問

○議長（野口修一君）　日程第１、質疑及び一般質問を行います。一般質問の発言通告があっておりますので、順次これを許可します。

１番、土黒功司君

○１番（土黒功司君）　改めましておはようございます。会派、風の土黒でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。本日は、人口減少における宇土市経営と人材投資の考え方について、この一つのテーマについて、全て市長のほうにお伺いしたいと思います。それでは以後、質問席のほうで質問させていただきます。

○議長（野口修一君）　土黒功司君

○１番（土黒功司君）　それでは、早速質問のほうに移らせていただきます。人口減少時代における宇土市の経営と人材投資の考え方について、まず、少し冒頭に御説明させていただきます。今回、市長答弁という形で一つ集中した質問をさせていただいておりますが、なぜこういった質問させていただくかについて御説明させていただきます。本日の質問は、特定の事業の是非や今任期中に新たな政策決定を定めるものではなく、今議会が市長にとって最後の定例会であり、また、市長御自身が「次のリーダーが見つかった」と明言されている、まさに今だからこそ、次の市政に何を引き継ぐべきか、その自治体経営の前提を公式の場で整理しておく必要があると考え、質問いたします。本日の質問は、過去の判断を評価、批判するものではなく、市長御自身がこれまでの行政運営の中で積み重ねてこられた経験から導かれる、次の市政に引き継ぐべき考え方や視点を御共有いただきたいと思い、質問させていただきます。

質問でございます。自治体経営における投資対象の考え方について。本市においては、これまで公共施設整備や各種システム導入など、一定のハード整備が進められてきました。一方で、市民からは整備された仕組みや施設が必ずしも十分に生かしきれてないのではないかという声も聞かれます。人口減少が進み、職員数にも制約がある中で、今後の自治体経営においては、ハード整備、制度設計、そしてそれらを運用する人材、これらをどのような優先順位で捉えていくべきか。特に人材への投資については、今後さらに重要性が高まる分野であるという認識でよいのか。次の市政に引き継ぐべき視点として、市長の考えをお伺いいたします。

○議長（野口修一君）　市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君）　御質問にお答えをいたします。

ハード整備、制度設計、人材の優先順位についての御質問でございますが、この三つを比較して優先順位を付けることはできないと、それはもう当然のことだと思っております。例えば、ハード整備の中で優先順位を付ける、例えば何々公園を造る、何々という施設を造るといった、そういった整備の中では、優先順位は当然付けられるんですけれども、ただ、それと人材育成とどっちが重要かと言われたら、どっちも重要ですと、もう三位一体としか言いようがないと思っています。これまで市長として１６年間務めさせていただいて、振り返ってみましても、その時々に応じて、その時代の背景とかもありますし、状況の違いもあります。また、課題ごとに判断をしてきたつもりです。例えば、熊本地震以降、復旧・復興の拠点となります庁舎建設は、最優先をしてきた事項ではございました。ただ、その前にやらなければならなかったのは、まず道路の復旧ですとか、河川の復旧、河川の修理とかですね、そういったことも必要ですし、庁舎建設は同時に進めているとはいえ、建設が少し遅くなったのはそういう理由がありました。それと並行してというか、少なくとも庁舎建設よりも先に市民の皆さんが元に戻れるためにはどうしたらいいかということ、そのようなことを考えながら様々な制度設計を行ってきましたので、それを後回しにしてきたつもりはございません。何事も並行してきたつもりです。また、人材についてもそうですけれども、その人材について後回しにしたつもりももちろんございません。人材の確保につきましては、仕事量の大きな変化があった時期でもありますので、職員採用ですとか、外部人材の登用ですとか、こういったものを、もともと職員採用の計画もあったんですが、そういうのを見直しながら、その状況に応じて進めてきたつもりではございます。この三つの視点だけではございませんけれども、行政の業務というと数えたらもう多分数えられないぐらいの業務がございます。役割もございます。これを並行しながら進めていく、その部門部門ごとでの優先順位は付けながら並行して進めていくのは当然のことでありますし、これからもそうあるべきだと考えております。ただ、議員の御発言のとおり、後の質問にもつながってきますけれども、人材について、その確保、育成は、今後さらに重要になってくるという認識は全く同じでございます。

以上です。

○議長（野口修一君）　土黒功司君

○１番（土黒功司君）　御答弁ありがとうございます。本当に思い返せば、市長の１６年の中で、熊本地震があったりとか、コロナがあったりとか、本当に大変な時期をこの宇土市を立て直すために御尽力されてきたと、そのためにハードの整備もされました。これから本当に人材が大切になってくるという御答弁ありがとうございます。そんな中で近年、民間企業に

おいては、人的資本経営という考え方が広がっており、国においても、地方公務員の人材確保・育成は、重要な政策課題として位置づけられています。これは、人材を単なる人件費、すなわちコストとして捉えるのではなく、将来の価値を生み出す源泉、すなわち資本として捉える考え方です。本市においても次の市政においては、人材を削減すべきコストではなく、自治体経営を支える基盤的な資本として捉える視点がより重要となると考えています。市長の認識をお伺いいたします。

○議長（野口修一君）　市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君）　御質問にお答えをいたします。

人材をコストではなく、資本と捉えるという視点ということでございますが、まさに人材は、市役所でいけば職員になりますが、これは自治体経営を支える基盤であります。財政と同じような基盤になります。人材の「材」をあえて財力の「財」と置き換えて表記することもあります。まさに職員は財産であり、その価値をいかに高めるかというのは、自治体経営にとって欠かせない視点であり、これによって自治体経営が大きく変わってくるということも当然のことだと思います。人材育成の重要性ということになるかと思いますが、今、人材育成のベースとなります人事評価制度の見直しに着手をしております。宇土市の人事評価制度、これは当時は人事考課制度と申しておりましたが、国に先駆けて、平成１６年度から試行導入を開始しました。平成１８年度には、九州では最も早く本格導入に踏み切りました。当時の評価制度というのはどこもそうなんですが、公務員の仕事ははかりで計れない部分がどうしてもあります。ですから、公務員の仕事をはかりに計って、処遇に反映するのはやりすぎだという風潮があった時期でございます。その時期に処遇反映、給与にも左右するような制度に変えた、これは九州で初めて宇土市がやった制度でございます。平成１８年です。それから２０年近く経ちましたが、これまでもですね、部分的な見直しをやってきました。しかしながら、やはりどうしても今の制度と合わない、もう少し見方を変えたやり方をしないと、人を育てるのは難しいというような結論に至っておりまして、抜本的な見直しを指示して、今取りかかっているところでございます。その当時のことを少し触れさせていただきますと、宇土市でもこの評価制度があったんですが、評価でＡＢＣＤＥまで当時はありましたけど、それを皆さん付けられるんですが、もう管理職の中にはＢ以下は付けるなとか、Ｃだったら職員がかわいそうだとか、何も処遇には反映しないんですけど、評価されているというのを見せたほうが部下に喜ばれるというような制度だったんです。こんな制度はもう何にもならないという時期でした。当時、宇土市が合併に失敗をしました。その中で、あめとむちも皆さんもお聞きだったと思いますが、合併してないところには交付税を減らすということをはっきり明言された時期でありますので、宇土市の財政が非常に不安になってきて、実際に減り出した時期でもございます。じゃあこれをどうやって乗り切るかという議論の中

で、当時、議論があったのがまず一つ、職員の給料を減らそうと、財政に貢献させようというような議論。私は平だったんですが、反対の立場でそうじゃないと。職員のやる気がなくなったら自治体経営が成り立たないのだから、職員は減らしてでもいいから、職員のやる気だけは持たせようというような議論をした覚えが、今もこの間のような思いで思い出します。そんな中、結果として職員は減らそうと、その代わり、職員のスキルアップでそこを補おうということで入れた制度がこの制度なんです。この当時のスローガンは二つです。「難しいからできないのではなく、必要だからやらなければならない」というものと、当時、人事考課と言っていたんですが、「人事考課は、人材育成のツールである」という二つのスローガンを立てて導入することになりました。この導入についても、私は中心的に携わっておりますが、人事のほうにはおりませんで、別の部署でプロジェクトで携わった業務でございます。この導入に当たって、ちょうど私が人事係長になって、その年に導入を決定したというような事業でございました。これも人事サイドが勝手にやった制度では職員に受け入れられないと。ですから、人事外の人がいっぱい入って考えた制度がこの制度だったということです。そういうことで、当初からですね、人材育成のツールであるという趣旨を明確にしてきたわけなんですけれども、今感じるのは、これが本当に人材育成につながっているかという大きな疑問です。最初はつながっていると思っていましたが、２０年も経つと制度としては古い。これを見直そうというのが、今の考えです。見直しの大きな柱の一つが、職員の頑張りを認める制度にしようと。職員のやる気を引き出す、成長を促すものとして、まさに人材を使えばなくなるコストではなくて、資本、財産と捉えて磨き上げ、その価値を高め、さらにはやらされるだけではなく主体的に動ける人材を育てていくことが大事だと考えております。これは原点に返ったのと変わらないんですけれども、原点に返ったというところです。この制度としてはですね、管理する側が必要とする制度ではなくて、働く側にとって役に立つツールにするということが大きな目的になります。そういう意味で人材育成は非常に重要だと。ただ、もちろん人材の確保・育成は大事なんですが、さっきも言いましたように、それだけはもちろん無理でございまして、市を運営していくためには財政的な視点も欠かせません。いい職員をよそから連れてきて１，０００万円、２，０００万円払ってということも考え方としてはあるでしょうが、そういうことができるわけでもございません。そういう意味で、経常的な経費となる人件費は、財政運営上はコストと捉える側面は当然必要でございます。なので、より効果的、効率的な人材の確保・育成に努めていかなければならないと考えているところです。

以上です。

○議長（野口修一君）　土黒功司君

○１番（土黒功司君）　過去の経緯、そして現在も人事評価制度について取り組まれていると

いう件、前回の一般質問のほうでも取り上げさせていただきましたが、そういったところの見直しを取り組まれているということ、本当にありがとうございます。この御時世ですね、今、課題が本当に複雑で、いろんな地域課題が多様化する中で目先の課題に取り組むだけではなく、全体的な取組が必要だし、それに向けての取組に評価が必要だということは、私も一つ大きな重要性を感じておりまして、今回の質問させていただいているところでございます。そんな中で、これまで本市においても、組織横断的な課題に対応するため、若手職員を中心としたプロジェクト型の取組が試みられてきたということを承知しております。一方で、そうした取組の中には、職員個人の能力や意欲の問題ではなく、当時の制度設計上、兼務を前提とした体制では限界があったという構造的な課題が見えてきたのではないかと感じております。もしかすると、そういったところも感じながら、今回、人事の評価制度を見直されているのかと思いますが、これの経験を踏まえると、今後は個人の善意や努力に依存する形ではなく、明確な役割と責任を持ち、全体を俯瞰して進捗管理を行う司令塔となる人材を組織の構造として位置づけることが重要ではないかと考えております。その具体的な仕組みとして、国においてはＤＸや先日からほかの議員も取り上げられております地域運営など、分野横断プロジェクトを統括する地域プロジェクトマネージャーを任期付きで登用する制度が設けられています。この地域プロジェクトマネージャーは、課を超えた調整、全体設計、進捗管理を担う自治体経営上の司令塔となる専門人材です。こうした司令塔人材を制度として位置づけることは、今後の自治体経営において必要性が高まるという認識でよいのか、市長の考えをお伺いいたします。

○議長（野口修一君）　市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君）　御質問にお答えをいたします。

まず近年、特に若手職員を中心としたプロジェクトチームで、行政課題の解決に取り組んでおります。例えば、九州のどまんなかプロジェクトでは、複数のチームに分かれて具体的なアイデアを出し、実現に向けて動きを進めているところです。もちろん職員が足りないという、どこかの部署に任せられないという部分もないわけではないんですけれども、これはですね、考え方がやはりちょっと違いまして、先ほど、当時の人事考課制度を入れたときにプロジェクトをやったという話をしましたが、特定の部署の職員を今集めてきて、じゃあここで新たな部署をつくるからやってくれと言ってもできないんです。視点が足りない。だからこそ、意欲のある人に出てきてもらって、いろんなことをいろんな視点からこの問題を考えようということで、このプロジェクトチームという体制を取っているわけでございまして、兼務だけではできないからという単純にそんな理由ではないということは、まず御理解ください。職員のやる気、考えを引き出して、主体性のある職員を育てたいという思いは、もう当然の、ここが一番強いところでございます。また、庁内で組織の垣根を越え、横断的に課

題に取り組むという視点は、参加職員個々の成長のみならず、組織としての政策の改善というか、そういったところも含めた部分での組織としての成長につながっていくという期待もございます。職員は、どの職員もどこかの部署に所属をしております。役所はどうしても縦割りになってしまうので、任された仕事をするのが職員ということになるわけですけれども、しかしながら、どんな仕事であっても視点を変えてこの業務を見つめれば、違ったものが見えてくる。これは、私が市長になったときから言っているものでございます。例えば、野球のクラブチームに入って、野球のグループの中で議論をする。そしたら住民の皆さんの声も聞けてくるし、役所がやっていることと住民のニーズが合っているのかというのも分かったりします、見えたりします、それを改善につなげるとか。役所内部であるならば、例えば、農業委員会にいる職員がいたとして、でも観光にものすごく興味があると、もう少し御輿来海岸をああすればいいのになと思っているんです。でも、思いを言う場がない。これをですね、やはり自分たちが意欲がある人、思いがある人は出てきてもらって発言をしてもらおうと。それがプロジェクトチームでございますので、そういう意味で、そのことが自己の成長、ひいては組織の成長につながっていくものだという思いでございます。地域プロジェクトマネージャーの御発言もありました。この制度につきましては、昨年１２月の定例会でも、今中議員からも御提案をいただいているものでございます。地域住民、民間事業者や行政など多様な関係者の橋渡し役として、今後の導入の可能性についても検討していくということになっておりまして、この検討はしているところでございます。もちろんですね、今おっしゃったように何かをするためにはリーダーは必要なんです。ただ、リーダーだけで組織はうまく運営できない。すばらしい方が来られて、能力のある方が来られて、職員が付いていけなかったら組織が回らないんです。ですから、大事なのはまず底上げをすること、その上での話という意味では、そういったプロジェクトリーダーというのは非常に役に立つと思うんですが、まだそこまでうちがいっているかどうか分かりませんし、このあたりは今詰めているところでございます。私は、市長になる前からずっと思っていたことは、やはり組織にはリーダーが必要だと。で、市長になってまず思ったのは、リーダーは１人じゃいかんと。大リーダーがいれば、至るところに小リーダーがいる、引っ張っていく人がいるということをまず思いました。ただ、熊本地震ぐらいから思い出したのは、リーダーだけじゃ仕事ができないということなんです。リーダーを支える人、目立たないけれどもしっかりとこつこつと業務をこなしてくれる人、そういう人がいてこそ、初めてリーダーの力が発揮できる、組織がうまく回っていくという気づきもありました。ですから、私が市長になる前、なった後、そして熊本地震あたりから、やはり考えが大分変わりました。大事なのは、もちろんリーダーも大事なんですが、まず職員が自分の役割をしっかりと認識して動ける職員になってもらうこと、そして自分の業務だけじゃなくて市全体を俯瞰した業務につなげてもらうこと、これ

が一番重要だと思っております。この地域リーダーを否定するわけじゃございませんので御理解ください。様々なタイプの職員が自分の能力を生かして相互に協力していく、一人一人がスキルアップをして、それが組み合ったのが本当にいい組織ではないかなと考えております。

以上です。

○議長（野口修一君）　土黒功司君

○１番（土黒功司君）　御答弁ありがとうございます。本当にリーダーという存在、非常に重要ではありながら、やはり物事を動かしていくためにはリーダーだけでは足らず、そちらを支えるメンバー、そして一つ一つの役割をそれぞれが担っていくということは、私もその市長という立場とは全然違いますが、小さな地域とかいろんな団体を回させていただく上で、関わらせていく上で、私も非常に強くそちらを感じているところでございます。本当にありがとうございます。とはいえ、そんな中で市政を回していかなきゃいけないというときの、そのリーダーの人材確保についてですが、この地域プロジェクトマネージャー制度については、総務省の公表資料によれば、一人当たり年額６８０万円を上限とした特別交付税措置が講じられるなど、自治体の自費ではなく、国費を活用しながら専門人材を確保できる仕組みがあります。人口減少下で一般財源に制約がある自治体にとって、必要な人材を全て自前の予算で賄うのではなく、国の制度をどのように活用するか自体が自治体経営上の重要な判断になると私は考えます。こうした国費を活用した人材確保の考えについて、次の市政に引き継ぐべき選択肢の一つとしてどのように評価されているのか、市長の認識をお伺いいたします。

○議長（野口修一君）　市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君）　御質問にお答えをいたします。

地域プロジェクトマネージャー制度には、議員から御発言がありましたとおり、特別交付税という形で国からの助成があります。また、重要なプロジェクトを推進していく一つの形であるということは言うまでもないと思います。現在、地域おこし協力隊の任用ですとか、地域力創造アドバイザー招聘事業、地域活性化起業人の派遣受入れなど、これもほとんどが国の費用による国費を活用した事業でございまして、専門的分野において外部人材に御活躍をいただいているところでございます。今回提案していただいている地域プロジェクトマネージャーは、多様な関係者を現場責任者としてマネジメントし、事業を推進していくという点で、かなり高度な知識・経験が求められるものではないかと理解しております。一つ、ここはさっき土黒議員はおっしゃらなかったんですけれども、役所内部のリーダーということなんですか、地域は関わらずに。役所内部なら私は可能だと思うんです。ただ、全く知らないところに来て、地域の人たちと接点を持つって多分できないと思います。そんな人材はい

ない。ただ、役所だけならいると思います。ですから、そこはちょっと分けて考えたほうがいいかなと思うところですけれども。今言いましたように、地域と行政の橋渡し役を地域プロジェクトリーダーに任せるのは、私は無理だと思っておりまして、やはり地域の歴史・特性を理解しないままに、やはりこれはできないと思うんですね。反発もありますし、やはり地域をまとめるのがいかに難しいかというのは、議員の皆さん一人一人が感じておられることだと思います。それをどんなに有能な人が来ても、地域をまとめるのはそんな簡単なことじゃないと思っています。ただ、同じ体制の中で、市役所の中でだったら、職員自体が同じ目的を持って仕事をしていますので、それは可能ではないかなと思っております。そういう意味で、地域との橋渡し役までは私は担わせられないのかなと。そういう部分で、何かのプロジェクトについて、そういうことに実際経験のある人を連れてくるとかですね、そういった部分では非常にいい制度かなと思っております。そういうことで今やっているのは、他の自治体での導入事例、これは実はいい面もあれば悪い面もあるようでございまして、こういったところをしっかり調べて、効果や課題などを整理してつなげていきたいと。さっき申し上げましたように、私の思いとして、ここに地域とのつながりを求めるのは酷であると。そこまでの人材はほぼいないと考えているところです。最後にですね、今御紹介しました国の制度は、いずれも限られた期間の支援になっておりますので、永遠にというわけじゃございません。そういう意味では、やはりこういう人たちに入ってきてもらって、職員はそれに刺激を受けて、職員が成長してもらうというのが今の時期なのかなと思っているところでございます。ここもやはり人材として職員の成長が欠かせないということです。

以上です。

○議長（野口修一君）　土黒功司君

○１番（土黒功司君）　御答弁ありがとうございます。本当に市長がおっしゃったとおり、結局、地域を動かしていくということは、やはり地域の皆様のその信頼、そういったところの結局は人が動きますので、人の動きをきちんと感じられて、そういった地域の事情、歴史、人柄、いろんなものを加味しないと、その地域というのは動かないというのは、私自身も非常に感じておりますし、そういった意味で、私たち議員というのも地域に根づいて、市につないでいく役割が、これからも私たち議員としても非常に重要になるというふうには考えております。ただ今回、地域プロジェクトマネージャーを御提案させていただいたのは、そういった人間関係もありながら、やはりこのプロジェクトマネジメントというのは、ある程度一定の能力であったりとか経験、そういったほかの自治体での事例とかというのをいろいろ加味した上で、やはりそういった人材が一つ入ってくることで、内部が活性化するという視点もあるのではないかと思いますので、そういったところは元松市長であり、次のリーダーが判断していくところではないかというふうには思います。また、地域おこし協力隊であっ

たりとか、地域活性化起業人であったりとか、宇土市にもいろんな人材が来ていらっしゃいますので、まずはそういった方たちともうまく関係性を築いてですね、地域の核になっていただくような人材がこれから生まれてくればいいかなというふうにも思っております。そういった中で、少しちょっと視点を変えますが、外部委託と判断の内製化について、市長はもう何度もこの職員のスキルアップというふうにおっしゃられていますが、現在、本市における業務改善やシステム改修においては、仕様の検討や要件整理といった上流工程まで外部委託に依存している部分はないのでしょうか。全ての職員だけで内製化することが目的ではありませんが、何を発注し、何を成果として求めるのかという判断や設計の中核部分を内部に持たなければ、外部委託に対する適切なオーナーシップを確保することは難しいと考えています。例えばＤＸ推進においては、思考停止的に外部に委ねる形から、判断と設計のノウハウは内部に持つ体制へと段階的に転換していく必要性について、市長の認識をお伺いいたします。

○議長（野口修一君）　市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君）　御質問にお答えをいたします。

市では、多くの業務を外部委託しております。専門性や効率性、また定型的な業務であるかどうか、さらに費用に見合う効果が期待できるかなどの視点で、外部委託の可否を決定しているところでございます。議員御発言のとおり、外部委託したとしても、その事業に関する重要な判断、意思決定は市内部が責任を持って負うべきであり、言うなら、最終責任者は外部委託の業者ではなく、市長であるという認識が不可欠であります。ある自治体で、土木とか建築の技術職がほとんどいない自治体で、この間災害があって非常に苦労されています。よそから応援は行っています。応援は応援なんです。それを決定できないということも聞きました。そういう意味では、内部で判断できるようになるというのは当然必要なことだと思います。さっきの派遣もそうなんですが、外部委託はもちろんするんですが、大事なのは、それを総体的に見れる人が本当にいるのかどうかという視点がやはり大事だろうと思います。そこはもう、まさに人材育成なのかなと。私もＤＸを例に挙げようと思ったら、ちょうどおっしゃったのでそれに乗っかかりますけれども、特に専門性が必要とされるＤＸ等の分野、これは最近の分野で私たちとかもうある程度年がいった職員はＤＸなんて知らない、言葉を聞いても分からないような内容です。それをじゃあみんな若い職員が知っているかというと、やはりみんな分かっていないというような特殊な分野でございます。こういった分野で職員の成長を待っていてもいつになるか分からないし、多分もう乗り遅れてしまうだろうということで、委託をするのは当然だと思いますが、ただ、うちがやっているのは外部委託をするのではなくて、地域活性化起業人に来てもらって、職員と一緒に仕事をしていただく。その上で職員もそれで学びながら成長していく。いずれは、そこの職員長くなっておりますけれ

ども、職員が宇土市のＤＸを担っていく人材になっていってくれるものという期待を込めて、そういうような対応をしております。ですから、委託といっても、単純な外部委託とうちがやっているような特殊技能のある人を派遣してもらって、そこと共に仕事をしてもらうというのは大きな意味の違いがあるのかなと。そういう意味では、ＤＸは本当に参考になる部分なのかなと考えています。

以上です。

○議長（野口修一君）　土黒功司君

○１番（土黒功司君）　御答弁ありがとうございました。そうですね、次がいよいよ最後の元松市長への質問となります。繰り返しになりますが、今議会が市長にとって最後の定例会となり、私も議員にならせていただいて、常に市長答弁を求めさせていただきまして、ついに、いよいよ最後の市長への質問となります。繰り返しになりますが、市長は「次のリーダーが見つかった。」と明言されています。その上で改めてお伺いいたします。人口減少、人材不足、財政制約という環境の中で、人材を資本として捉える視点、過去の構造的課題を踏まえ、司令塔を制度として位置づける考え方、国費を活用した戦略的な人材投資という経営判断、こちらについては、これまでの質問で御回答していただいておりますが、これらを踏まえ、最後の答弁として市長、これまで１６年の市政運営に関わられて、御自身がこれまでの行政経験を総括したときに、これだけは次の市政に渡しておきたいと考える自治体経営上の視点は何であるのか。その１点について、最後に市長の認識をお伺いさせてください。

○議長（野口修一君）　市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君）　御質問にお答えをいたします。

総括的な答弁をということであろうかと思います。今後、市政を運営していく際に、今回の御質問の中にありました人口減少、人材確保、財政運営は避けては通れない大きな、大きな、大きな課題です。人材を確保して、人材を育成しながら、当然、財政的な制約がある中で人口減少にどう立ち向かうか、簡単に解決策が見つかるものではないと思います。ただ、財源のことを言いますと、地域プロジェクトリーダーもそうなんですけれども、地域おこし協力隊も同じでございますけれども、有利な財源があったらそれを是非使わせていただいて、地域おこし協力隊の皆さんにしても、これは手出しはほぼゼロでございますので、ゼロでこんないい人たちが来てもらっているということは、これは使わないほうがおかしいぐらいの話でございますので、そういったところは当然工夫しながらやっていく。それを単に業務のサポートではなくて、職員のスキルアップにつなげるという視点が大事かなと思っております。今回、４期１６年の任期をもって、市長の職を退くという決断をいたしました。これまでも申し上げておりますとおり、確かに道半ばというものもありまして、今後の新市長のリーダーシップに期待をしたいという思いもございます。その中で、次の市政に渡したい自治

体経営の最も重要な視点を上げるというのは非常に難しいですけれども、でも基本の基本は、主役は市民であるということ、市民の皆様が中心であるということだけは絶対に忘れてはならないと思っております。じゃあそれの主役が市民であると考えたときに何が大事かと言われるときに、それは公園ではないし、道路ではないし、やはり人材なのかなと。人材というのは職員もありますし、地域人材も含めての人材ではないかなと思います。市民の皆さんが宇土に住んでよかったと思っていただけるような施策を実現するのに必要なものの一つは、今言いました議員が取り上げられている内部も含めた、外部を含めた人材であると思っております。財政の視点も不可欠ですけれども、とにかく行政を動かすのは人なんです。やはりここを育てるというか、任せるというか、そういったところが非常に重要になってくるのかなと思います。各地域で地道に活動されている方がおられます。また、宇土市に住んでいる方だけじゃなくて、宇土市に通勤されている方、通学されている方もおられます。また、子どもからお年寄りまで、いろんな立場の方がこの宇土市にはおられるわけですけれども、それらの市民の皆様の知恵、能力、そして宇土市への思いを出し合いながら、宇土市をさらに前進させていくというのが重要でございまして、そういう意味では、聞く耳を持つということは重要なのかなと思います。聞きすぎてわけが分からんという批判もされることもありますが、知っとってできないのと、知らんでやらないのは全く違います。聞いてできないことはできないと言う、これも重要です。これは、次の市長に言いたいことなんですが、ただ、もう最初から余り聞くななんていうことをやはり言う人もいるのですが、それは絶対に違う。やはり聞いて知ったことというのは、何らかのプラスになる、こういうことはできないという判断になるかもしれないし、そこは聞く耳を持つということは絶対間違いじゃないと思っておりますので、しっかり聞いてもらう、そこで考える、自分だけじゃなくて、組織で考えるというような視点を持って、行政運営に当たっていただきたいと思います。

今回、土黒議員の一般質問で６問の答弁の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。最後にですね、もうせっかくなので、いい機会なので私から思っていることを、これは職員の皆さんと新市長に対して申し上げたいと思います。職員は、市という大きな組織の歯車なんです。時計と一緒で、歯車が一つ欠けたら時計が動きません、狂います。ですから、それぞれの方が一人一つの歯車となって頑張っていただく。これも非常に重要なことです。大きな歯車もあります、動力もいります。ただ、小さい歯車であっても、その歯車がないと組織は動かない。それらを踏まえて、指示待ちの職員ではなくて、物申す職員になってもらいたい。自分の思いをはっきりと言う、言われたことだけするんではなくて、考えて、これはおかしいんじゃないですかと、こうしたらどうですかと言えるような職員になってもらいたいと思います。そしてまた新市長に言いたいこと。新市長は、それをもう下は黙っとけとか、まずそんなことをするとは思っておりませんけれども、上だけで決めるとか、そういう

意味じゃなくて、さっきのプロジェクトの話もそうですが、若い職員がこの行政運営の中核に携われるようなことをどんどんやってほしい。その上でさっき言った、物申す職員がいたとしても風通しのいい職場をつくって、そんな意見をどんどん聞いていく。聞いたからやるんじゃないです。まず聞くです。聞いてもらえるような職場にしてもらいたいという思いです。それができる人に次のリーダーになってもらいたいと思って、私は退任することにいたしました。貴重な機会をいただきました。ありがとうございました。

以上です。

○議長（野口修一君）　土黒功司君

○１番（土黒功司君）　最後の市長の熱い御答弁、本当にありがとうございます。６問の答弁で最初におっしゃった、市民が主体であるという宇土市、本当にこれが一番まず大事であるというふうには私も思っております。そんな中で、「聞く耳を持つ」、「物申す」という発言もされたように、これはもう本当に市役所内部だけでもなく、市民との対話だけでもなく、私はこの議員という立場の中でも、これからの議会運営、市政運営というのは、職員さんと議員のどちらが上というわけではなく、やはりそういったところで対話ができていくような関係性を構築していくのがこれからも重要ではないかと。私たちは市民の代表として議員をさせていただいているわけでありますが、やはり私たち自身も間違った視点を持つこともありますし、そういったところをですね、職員さんにはもちろん提言させていただくこともありますが、それをうのみにするわけではなく、やはりそういったところも議員と職員さんが一緒に対話しながら、より良い市政に向けて、今後、新しい新リーダーのもとに議会運営も、私たちも市のある町の要望だけを上げるわけではなく、議員としてもしっかり市政運営、今回「経営」という言葉を使わせていただいておりますが、宇土市の経営をする一員としてですね、私もこれから議員生活として頑張っていきたいと思っております。今回、市長から新しいリーダーに対する力強いメッセージをいただきましたので、それを真摯に私としても受け止め、新しいリーダーを支えて、これからより良い宇土市運営に頑張っていきたいと思います。本当にこれまで１６年間、本当にお疲れ様でございました。ただ、まだ任期はございますので、あと数箇月間よろしくお願いします。

それでは、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野口修一君）　議事の都合により、暫時休憩いたします。１０時５０分から会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

午前１０時４２分休憩

午前１０時４９分再開

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（野口修一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

１８番、福田慧一君

○１８番（福田慧一君）　日本共産党の福田です。国民健康保険税問題の４点について質問いたしますので、執行部の誠意ある答弁を求めまして、質問席より質問いたします。

○議長（野口修一君）　福田慧一君

○１８番（福田慧一君）　国民健康保険税の子育て支援交付金上乗せ問題について質問いたします。国民健康保険税は、２０１８年度から都道府県下によって多くの自治体で値上げされております。こうした中で、今度は２０２６年度より２０２８年度にかけて、子ども・子育て支援交付金が各医療保険に対して、一人当たり月額２００円から６００円程度上乗せして課税徴収されることになっております。この上乗せ分は月額どの程度になるのか。また、給与収入３００万円の夫婦２人世帯、給与収入４００万円夫婦及び大学生の３人世帯での負担はどうなるのか、市民環境部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君）　市民環境部長、加藤敬一郎君

○市民環境部長（加藤敬一郎君）　御質問にお答えします。

令和６年６月に子ども・子育て支援法が改正され、少子化対策の財源を確保するため、少子化対策に受益を有する全世代や全経済主体が子どもや子育て世帯を支える新しい分かち合い・連携の仕組みとして、令和８年度に子ども・子育て支援金制度が創設され、児童手当の拡充や育児期間中の国民年金保険料免除など、子育て世帯への支援を強化するための財源として活用されます。

国民健康保険においては、国民健康保険税に上乗せして課税されます。本市におきましては、県から示された令和８年度の標準保険税率を基に所得割０．２７％、均等割１，４００円、１８歳以上均等割１００円とした国民健康保険税条例の改正案を、宇土市国民健康保険運営協議会での諮問・答申を経て、今回の定例会に上程させていただているところでございます。

負担につきましては、平均になりますが、国の試算によりますと、一世帯当たりは月額で、令和８年度が３５０円、令和９年度が４５０円、令和１０年度が６００円、一人当たりは月額で、令和８年度が２５０円、令和９年度が３００円、令和１０年度が４００円となる見込みで、令和１０年度までに段階的に増やしていくこととされております。

本市の令和８年度の負担額は、御質問の例で計算しますと、給与収入３００万円の夫婦２人世帯の場合、世帯当たり月額６００円、一人当たり月額３００円、給与収入４００万円の夫婦及び大学生の３人世帯の場合、世帯当たり月額９００円、一人当たり月額３００円となります。このように、世帯構成や所得によって違いはございますが、平均すると、一世帯当たり月額３５０円、一人当たり月額２１０円程度と試算しております。

なお、令和９年度以降は、県からそれぞれの年度の標準保険税率を示されてからの算定となりますが、おおむね国の試算に近い数値になると思われます。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　福田慧一君

○１８番（福田慧一君）　モニターを見てください。この表は、厚生労働省の説明資料により作成したものでございますが、これを見ますと、各医療保険の子ども・子育て支援金の加入者一人当たりの平均月額の試算表ですが、この表を見ますと、協会けんぽや健康組合などの被用者保険に比べ、国保の負担が軽いように見えますが、それは違います。協会けんぽなどの加入者は労働者ですから、所得ゼロはほとんどいません。一方、国保は年金生活者など、所得ゼロに近い低所得者が多く含まれております。こうした低所得者を含めた平均額であるため、国保の負担額が低くなっております。同じ年収で比べれば、国保が高くなることは間違いありません。そこで、子ども・子育て支援交付金の中で、国は子どもの均等割額について１０割減額し、ゼロにするとしております。なぜゼロにするのか。また、減額分は誰が負担するのか。この点について、市民環境部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君）　市民環境部長、加藤敬一郎君

○市民環境部長（加藤敬一郎君）　御質問にお答えします。

１８歳未満被保険者の人数に応じて負担を求めた場合、子育て世帯を支援するための事業費に充てるという、子ども・子育て支援金の趣旨に反し、子どもがいる世帯の負担が大きくなるため、１８歳未満被保険者の均等割を全額減額することとしております。

また、均等割の減額に要する費用は、１８歳以上の被保険者に対して１８歳以上均等割を賦課することにより賄うこととしております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　福田慧一君

○１８番（福田慧一君）　１０割削減の理由として、子ども・子育て支援交付金は子育て世帯を支援するための事業費に充てるため、子どもがいる世帯に負担を求めることは、負担が大きくなるため、子ども・子育て交付金の趣旨に反するということで全額減額するということでございます。しかし、それではなぜ国民健康保険税では乳幼児も含め、子どもに後期高齢者医療保険料の負担もさせているのか。これも趣旨に反するのではないかと思いますが、やはり廃止すべきだと考えております。この削減分については、国保加入者に振り分けられるわけですので、この表で比べると、より高くなるということは間違いありません。

そこで次に、国民健康保険加入者は、年金生活者や非正規で賃金の安い労働者が多く加入しております。年間所得２００万円以下の世帯が８割を占めていますし、収入が少ないのに中小企業の労働者が加入している協会けんぽより２倍程度の保険料になっております。その

ため全国知事会や市長会は国に対し、財政支援を増やし、協会けんぽ並みにすべきではないかと要望しております。子育て世帯に対する支援は重要と考えておりますが、そのための財源を医療サービスの削減や医療保険料に上乗せして徴収すべきではないと考えております。大企業や富裕層に応分の負担を求め、税制の改革や大軍拡計画を見直すなど、子育て支援の財源を確保するようにすべきであります。高い国保税にさらに上乗せして、少ない収入で暮らす年金生活者に求めるべきではないと考えますが、市の考えを市長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君）　市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君）　御質問にお答えします。

子ども・子育て支援金は、社会全体で子育てを支える基盤をつくるため、医療保険料と合わせて、高齢者や企業を含む全世代・全経済主体から拠出をいただくこととなります。

医療保険と子ども・子育て支援金は、それぞれ目的が異なるものですが、どちらも社会保障制度の一環として、健康で安心して暮らせる社会の実現を目指すものです。医療保険の枠組みを活用することで、効率的かつ公平な運用が可能となり、子育て支援の充実が期待できるとされています。

なお、この増額分については、医療保険本来の目的とは明確に切り分けて管理され、子ども・子育て支援金としてのみ活用されます。被保険者の皆様には負担をお願いする形となりますが、子どもたちの未来への重要な投資であることは間違いございませんので、これにより、長期的には少子化対策による社会全体の安定が図られることが期待されているところです。

また、国民健康保険税については、所得が少ない方への負担軽減策として、所得に応じて均等割及び平等割を７割・５割・２割軽減する制度があり、その減収分は公費で補てんされる仕組みとなっております。

市としましては、財源不足解消及び財政健全化を図るため、令和７年度から国民健康保険税率の見直しを実施しました。それに引き続きの改定となりますが、少子化・人口減少が深刻な状況にある中で、実効性のある少子化対策の実施は極めて重要であり、国による財政支援は求めていかなければならないと思います。財政支援を求めるのは、これは当然のことだと思います。しかしながら、自治体は国の制度を基盤として進めていくしかありませんので、その点は御理解いただきたいと思います。

現在、この間選挙が終わりまして、これから消費税の議論が盛んになされることだと思いますが、私の思いとしては、どうかこの国保を含めた社会保障制度について、国会で真剣な議論をしてもらいたい。現実を見つめた真剣な議論を、今の政府には期待をしているところでございます。

社会保障制度は、社会全体が支え合う仕組みとなっております。将来の子どもたちにより

良い環境を届けるため、被保険者の皆様に御理解、御協力いただけるよう、市としては丁寧な説明に努めていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（野口修一君）　福田慧一君

○１８番（福田慧一君）　国民健康保険税については、所得が少ない方への負担軽減策として、所得に応じて均等割及び平等割を７割、５割、２割軽減策があり、その削減分は公費で補てんされている仕組みになっているということですが、その対策が取られていても、同じ公的な医療保険制度である中小企業の労働者が加入している協会けんぽよりも、先ほど述べましたように保険税は倍程度になっております。そのため、全国知事会や市長会は、国の財政支援を増やして、協会けんぽ並みの保険税負担にすべきとしているわけであります。こうした格差を改善することこそに力を入れるべきではないかと、この点を指摘をして、次の認知症予防について質問いたします。

認知症は、年齢にかかわらず、誰でもかかるものとされております。一人一人が自分のこととして理解する必要がありますし、認知症になってからも、本人の意思を尊重する必要があります。認知症は年齢が高くなれば、発症する割合も高くなりますが、６５歳以上で認知症と軽度の認知症を合わせると３０％程度と発表されております。全国及び市での発症状況はどうなっているのか、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君）　健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君）　御質問にお答えいたします。

お手元のタブレット又はモニターの資料を御覧ください。

この表は、令和５年度に厚生労働省から公表された研究に基づく推計値等を資料として、全国及び本市の２０２５年及び２０４０年の認知症高齢者数の推移を掲載しています。なお、表にあります「ＭＣＩ」とは、軽度認知障害のことを言い、物忘れなどの軽度認知機能障害は認められるものの、日常生活は自立しているため、認知症とは診断されない状態のことを指します。

まず、２０２５年の状況を説明します。認知症高齢者の数は、全国で４７１万６千人、また、ＭＣＩの人数は５６４万３千人と推計されております。また、６５歳以上の高齢者人口に対する比率は、認知症が１２．９％、ＭＣＩが１５．４％となっており、この割合を本市の６５歳以上の高齢者人口に置き換えると、認知症の人数が１，５００人、ＭＣＩの人数が１，７００人と推計されます。

次に、１５年後の２０４０年の状況を見てみますと、認知症高齢者の数は、全国で５８４万２千人、また、ＭＣＩの人数は６１２万８千人と推計されており、６５歳以上の高齢者人口に対する比率は、認知症が１４．９％、ＭＣＩが１５．６％と、２０２５年と比べ認知症及

びＭＣＩの人数が共に増加することが見込まれております。なお、本市の高齢者人口に置き換えると、認知症の人数が１，７００人、ＭＣＩの人数が１，８００人であり、２０２５年と比べ、合わせて３００人の増加が見込まれます。

一方で、表の一番右の欄を御覧いただきますと、前回２０１４年度に公表されました将来推計では、２０２５年の認知症の人数は６７５万人と予測されておりましたが、今回の公表では４７１万６千人、同じように２０４０年の認知症の人数は８０２万人と予測されておりましたが、５８４万２千人と減少しています。厚生労働省の見解によりますと、前回（２０１４年度）の推計より今回の推計が減少した理由といたしまして、認知症の発症リスクを高めるとされる喫煙をする人の割合の低下や生活習慣病の改善、健康意識の変化が主な要因とされております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　福田慧一君

○１８番（福田慧一君）　モニターで表示されておりますとおり、２０２５年度では、全国で４７１万６千人、軽度の認知症で５６４万３千人と推計されています。市でも２０２５年度で１，５００人、軽度の認知症で１，７００人となっております。国は、こうした認知症発症予測を踏まえて、令和６年１２月に認知症施策推進基本計画を策定し、県や市町村に計画作成を求めております。市の認知症政策について、どのような取組になっているのか、計画の策定状況などについて、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君）　健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君）　御質問にお答えいたします。

令和６年１月に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき、令和６年１２月に、国の認知症施策推進基本計画が制定されました。この計画には、認知症の人に関する国民の理解の増進、認知症の人の社会参加の機会の確保や認知症の予防など、１２項目の基本的施策が設定されており、この計画に基づき、地方自治体は認知症施策における推進計画を策定することが努力義務とされております。

本市におきましては、認知症施策推進基本計画を個別に策定はしておりませんが、令和６年３月に策定した第９期宇土市高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、認知症施策の推進に関する取組内容や数値目標を定め、認知症になっても安心して暮らせる体制の構築を目指し、認知症施策に取り組んでいるところでございます。

この第９期宇土市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、市が行っている主な取組といたしましては、まず、認知症の方の病状進行に応じた適切な対応方法などを掲載した認知症ケアパスの配布や、住民参加型の認知症フォーラムなどを開催し、市民の認知症に関する理解を深める取組を行っております。

次に、地域包括支援センターとの連携により、認知症を正しく理解し、地域の認知症の方やその家族にできる範囲で応援し、手助けする認知症サポーターを養成するため、企業や小・中学校、地域団体、一般住民向けに、サポーター養成講座を随時開催しております。また、サポーター養成講座を受講した人を対象に、さらに実践的な支援に関する研修を開催し、今後、地域において認知症に関する啓発活動等を行っていただく認知症アクティブサポーターの養成も行っています。

さらには、認知症に関する相談窓口である地域包括支援センターや認知症疾患医療センターを広く周知するための啓発活動や、認知症の初期段階に家庭訪問や家族支援などを行う初期集中支援チームの運営などに取り組んでいます。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　福田慧一君

○１８番（福田慧一君）　認知症については、長い間予防ができないとされておりましたが、最近では、国や民間の研究機関及び医療機関などの取組で予防ができると発表されております。予防策としましては、一次予防が発症予防、二次予防として早期発見・早期の対応、三次が病気になった方の進行防止、このようになっているわけであります。対策は年齢によって違い、例えば４５歳から６５歳までは加齢による難聴が一番大きな危険因子とされております。聴力が低下すると他人との会話が減少してしまい、社会から孤立することによって発症する。そのため、耳鼻咽喉科に受診をし、補聴器を使用することによって発症を防ぐことができる。そのため、全国の自治体の中でも補聴器購入に対する補助金を支援する自治体が増えております。本市においても補助金を支給すべきと思うが、市の考えを聞きたい。認知症に対して危険因子が見つかっていますが、これに対応する取組をすれば発症を防ぎ、発症の進行を抑制することができます。市としてもこうした対策を取り入れて、予防に力を入れるべきだと思いますが、市の考え方を健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君）　健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君）　御質問にお答えいたします。

認知症の予防対策につきましては、認知症のリスクを高める危険因子に対し適切な対策を講じることで、認知症の予防又は発症を遅らせる可能性があることが認められています。

高齢者が加齢とともに聴覚が衰えていく、いわゆる加齢性難聴につきましても危険因子の一つとされており、他者との会話によるコミュニケーションに支障を来すことで交流や外出の機会が減り、人間関係や外界からの刺激が減少することにより、認知症の発症リスクが高くなると言われています。

現在行っている主な難聴対策といたしましては、聴力に不安を感じる方や御家族からの相談を市の保健センターや地域包括支援センターで受け付けており、必要に応じて、専門の医

療機関への受診勧奨を行っております。また、定期的な健康診断の中で、聴力に関するチェックを推奨し、早期発見・早期対応を促しています。

その中でも、補聴器の使用は難聴対策の有効な手段とされておりますが、令和６年９月の中野議員からの一般質問で答弁させていただいたとおり、加齢性難聴者への補聴器購入費用の助成につきましては、対象者が多数であること、市単独での助成制度となる可能性が高いことから、現時点での助成制度を創設するのは難しいと考えております。今後も引き続き、他自治体の動向等の調査・研究を行っていきたいと考えております。

その他の認知症のリスクを高める危険因子に対する適切な対策といたしましては、糖尿病や高血圧症の生活習慣病の予防、運動不足の改善、社会参加による社会的孤立の解消などが効果的であると考えられているところです。

本市におきましては、認知機能の維持・向上により認知症予防が期待されるｅスポーツの高齢者への普及に、令和５年度から取り組んでおります。市老人クラブ連合会を中心に、老人センターで実施しておりますが、今年度からはこれに加えて、地域おこし協力隊や老人クラブ会員のサポートにより、地域の公民館で開催されるふれあいクラブでｅスポーツ体験会を行うなど、地域への普及が広がっております。これらにより、高齢者の皆様の交流の場への社会参加にもつながり、認知症予防の相乗効果も期待されます。

本市におきましては、引き続き、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施による健康増進事業の充実や、お元気クラブやふれあいクラブなど、高齢者が集える通いの場の充実、さらには、老人福祉センター、老人クラブ連合会、シルバー人材センターなどの関係機関と連携した、高齢者の生きがいづくり及び社会参加の機会を充実させてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　福田慧一君

○１８番（福田慧一君）　加齢難聴者に対する補助金支援については、補聴器の使用は難聴対策にも有効な手段とされているが、対象者が多く、助成制度を創設することは難しいと考えておりますということであります。今後もほかの自治体の動向等の調査・研究を行いたいと考えているとのことですが、補聴器の使用は有効な手段というのであれば、早急に補助制度を創設するべきではないか。また、認知症の発症を予防し、進行を抑制することは、医療費の負担や介護費用を抑え、加入者の負担軽減にもつながるわけであります。補助制度を強く求めて、次の問題について質問をいたします。

合併浄化槽設置と公共下水道について質問をいたします。家庭から出る生活排水などから地域の環境を守るためには、公共下水道や合併浄化槽の設置と加入促進が大変重要だと考えております。過去３年間の合併浄化槽の設置状況はどうなっているのか。市民環境部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君）　市民環境部長、加藤敬一郎君

○市民環境部長（加藤敬一郎君）　御質問にお答えします。

初めに、合併処理浄化槽の役割について御説明いたします。合併処理浄化槽は、し尿だけでなく台所やお風呂、洗濯などから出る生活排水も一緒に処理できる浄化処理装置であり、家庭から出る排水がそのまま川や海に流れ込むことを防ぎ、水質の保全に大きく役立っています。

また、下水道が整備されていない地域では、合併処理浄化槽が下水道の役割を果たし、地域住民の衛生的な生活環境を確保しております。合併処理浄化槽であれば比較的短期間で設置でき、地域の衛生環境を整えることができます。

さらに、し尿と生活排水の両方を適切に処理することによって、悪臭や害虫の発生を防ぐことができ、住民の皆様が快適で衛生的な環境のもとで生活できるようになるなど、生活環境の向上にも大きく寄与しております。

最後に、過去３年間の合併処理浄化槽設置状況を申し上げます。

令和４年度が４４基、令和５年度が４４基、令和６年度が３８基となっております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　福田慧一君

○１８番（福田慧一君）　下水道が整備されてない地域では、合併処理浄化槽が下水道の役割を果たし、地域住民の衛生的な生活環境を守っているとのことですが、環境を守り大事なことは施設に対する検査が必要であります。そこで、合併浄化槽世帯に対し、法定検査と年１回の清掃をしなければ、法律で定められた基準を守る排水はできず、地域の環境を守れず汚染につながります。法定検査と清掃はどうなっているのか。市の指導と併せ、市民環境部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君）　市民環境部長、加藤敬一郎君

○市民環境部長（加藤敬一郎君）　御質問にお答えします。

浄化槽法で浄化槽を使用する管理者は、適切に汚水を処理するために、浄化槽機能を正常に保つための保守点検及び浄化槽内に生じた汚泥等の清掃並びに毎年１回、指定検査機関の行う定期検査を受けなければならないことが規定されております。

定期検査では、浄化槽の放流水質が法令に基づく水質基準を満たしているか、また、保守点検、清掃等の維持管理と浄化槽の使い方が法令に従い適切であるかを判定し、不適正な管理者には、改善通知にて指導を行っております。

次に、未受検世帯に対する取組について申し上げます。

定期検査の未受検者に対しては、県浄化槽協会と本市の連名により文書通知を行うとともに受検拒否者については、県浄化槽協会と共同で個別訪問を行うなどの対策を行っておりま

す。

通知や戸別訪問後の検査実施については検証はしておりませんが、少なからず法定検査の促進につながっているものと考えております。

今後も定期検査の受検、保守点検の実施について、広報等を通じて呼び掛けを行うとともに、引き続き、戸別訪問を行うなど浄化槽法に基づき指導、助言に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　福田慧一君

○１８番（福田慧一君）　浄化槽の機能を正常に保つためには、答弁のとおり、保守点検及び年１回の清掃が必要であります。検査を受けていない世帯に対する指導をお願いをいたしまして、次の公共下水道と漁業集落排水施設の未加入世帯数と未加入の原因と加入促進の取組について。合併浄化槽については年間設置数が四十数戸ということであり、これでは２千世帯以上ある未加入世帯数に設置を完了させるためには長期間かかります。設置戸数を大幅に増やし、一定期間内に完了するよう計画を立てた取組が必要ではないかと考えますが、市民環境部長に市の考えをお聞きいたします。

○議長（野口修一君）　市民環境部長、加藤敬一郎君

○市民環境部長（加藤敬一郎君）　御質問にお答えします。

初めに、公共下水道と漁業集落排水施設の未加入者数についてですが、令和６年度末時点の世帯数で申し上げます。

公共下水道は、処理区域内世帯が１万２，４２０世帯、水洗化処理戸数が１万１，７９０世帯であり、未加入世帯は差引き６３０世帯となります。漁業集落排水施設は、処理区域内世帯が２００世帯、水洗化処理戸数が１２２世帯であり、未加入世帯は差引き７８世帯となっております。

なお、処理区域内の数値につきましては、住民基本台帳の処理区域が含まれる行政区の世帯数を用いており、世帯分離等による重複がある世帯や一つの行政区で排水処理区域でない世帯も含まれております。

次に、未加入の原因についてですが、排水施設の切替え工事に伴う負担が生じることから、既存の浄化槽を継続使用することで経費を節約されることなどが挙げられます。特に、家を継がれる方がいらっしゃらない高齢者世帯において、こうした傾向が多く見られるところです。

下水道加入の促進につきましては、これまでも、施設整備に併せて加入のお願いを行ってきたところですが、今後も環境保全の観点から、引き続き、広報紙などを活用し普及啓発に積極的に努めてまいります。

次に、合併処理浄化槽の普及促進の取組について申し上げます。

まず、単独浄化槽及び汲み取り便槽の設置状況につきまして、令和６年度末時点の使用者数で申し上げますと、単独処理浄化槽の使用者数は２，３５６人、汲み取り便槽の使用人数は３，４７１人、計５，８２７人となっております。

なお、合併処理浄化槽の設置には、補助制度を設けており、新規設置及び単独処理浄化槽や汲み取り便槽からの転換の場合などに対し、設置者の負担軽減を図っております。

補助の内訳につきましては、新規に５人槽を設置する場合は、設置費として３３万２千円を補助しております。なお、西部地区（住吉中学校区及び網田中学校区）に住居を新築する場合に限りますが、５０万円を加算し、総額８３万２千円を上限とする補助を設けております。

また単独処理浄化槽を５人槽に転換する場合は、設置費として３３万２千円、転換分として１６万６千円、撤去費として１２万円、宅内配管工事費として３０万円を上限に、総額９１万８千円を上限とする補助を設けております。

毎年、合併処理浄化槽への切替えは、一定数進んでいるものの、単独処理浄化槽や汲み取り便槽を使用されている世帯も多いことから、本市としましても合併処理浄化槽への転換が進んでいる自治体を参考に、さらに転換が進むようしっかりと取り組んでまいります。併せて、水質保全のため、生活排水処理に対する市民への普及啓発にも努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　福田慧一君

○１８番（福田慧一君）　下水道や漁業集落排水事業の未加入者への加入促進と、合併浄化槽の設置数を大幅に増やすようお願いをいたしまして、次の小中学校の児童生徒の不登校問題について質問をいたします。

小中学校の児童生徒の不登校は、この１０年間で全国では３倍と増加し、３５万人となっております。不登校にはいろいろな原因があると思いますが、その原因と、市における過去３年間の不登校の状況について、教育部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君）　教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君）　御質問にお答えします。

まず、本市における過去３年間の不登校児童生徒数の状況について御報告いたします。

令和４年度、小学校４０名、中学校４５名、合計８５名、令和５年度、小学校４５名、中学校２６名、合計７１名、令和６年度小学校６５名、中学校２３名、合計８８名となっており、小学生は増加傾向、中学生は減少傾向が見られております。

次に、不登校の主な原因についてですが、国や県の調査結果及び本市の状況から推察しますと、大きく次の３点が考えられます。

一つ目は、生活リズムの乱れや無気力・不安等の心理的要因

二つ目は、親子関係、家庭の経済的困窮など家庭環境に起因する問題

最後に、友人とのトラブルなど交友関係をめぐる問題です。

特に近年では、ＳＮＳ等を含む人間関係の複雑化や、コロナ禍によるオンライン化等、生活様式の変化などが新たな要因として指摘されており、さらには様々な要因が重なり合っている複合的な場合も多く、個々の児童生徒において多様なケースが考えられます。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　福田慧一君

○１８番（福田慧一君）　不登校の児童生徒数は、この３年間で２４４名とのことですが、この児童生徒の不登校の原因として３点について述べられましたが、不登校は子どものせいではなく、様々な理由で心が折れた状態で学校に行けない。この学校に行けない児童生徒は、日中をどこで過ごしているのか、教育部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君）　教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君）　御質問にお答えします。

本市における不登校の児童生徒が日中どこで過ごしているかにつきましては、随時、学校や関係機関からの聞き取りや調査を行っております。

それらによりますと、多くの不登校児童生徒は自宅で過ごしており、家庭内で学習や趣味、インターネットなどをして過ごしている状況です。なお、タブレット端末を活用して授業に参加している児童生徒もいます。

また、一部の児童生徒は、教育委員会が設置運営しているほっとスペースや民間のフリースクール等を利用し、学習活動や社会的な体験活動に参加しております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　福田慧一君

○１８番（福田慧一君）　不登校の児童生徒の多くが家庭で過ごしているとのことですが、不登校の児童生徒への家庭では、保護者が仕事を休んで対応しなければならない場合があります。一定条件が認められれば、介護休暇が使用されております。しかし、こうした介護休暇については、ほとんどの保護者が知らないと思いますし、市での利用状況と制度の周知徹底が必要と思いますが、教育委員会ではどのような対応をされておりますか。教育部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君）　教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君）　御質問にお答えします。

不登校の児童生徒の保護者が育児・介護休業法等に基づき、介護休暇や看護休暇等を取得できる場合があることは承知しております。

本市においても、不登校の児童生徒の保護者が、このような制度を利用されているケース

もあると考えられますが、学校等への連絡や相談の中で、休暇制度の利用状況について把握する仕組みが十分でないため、具体的な利用件数や利用率については把握できておりません。

今後、不登校児童生徒の保護者に対し、介護休暇や看護休暇等を取得できる場合があるということの周知に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　福田慧一君

○１８番（福田慧一君）介護休暇の制度があることを知らない家庭が多いと思いますし、周知を徹底していただきますようお願いいたしまして、次に、不登校について子どもも親も安心できる政策や取組が必要だと思いますが、国や市の取組はどうなっているのか、教育部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君）　教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君）　御質問にお答えします。

まず、国の方針について申し上げます。

国におきましては、近年の不登校児童生徒の増加を受け、令和元年１０月に文部科学省が「不登校児童生徒への支援の在り方について」を通知し、「不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。」を明確にしております。

また、各学校に対して、児童生徒の各々の状況に応じた多様な学びの場の確保や、学校外の学習活動も出席扱いとする柔軟な対応、さらにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による支援の充実なども求めております。

次に、本市の主な取組について申し上げます。

一つ目は、不登校児童生徒に対して、学習支援や社会的スキルの向上を目的とした支援の場としてほっとスペースを設置しております。

二つ目は、大規模校における校内教育支援センターの設置です。

大規模校である宇土小学校及び花園小学校において、校内に教育支援センターを設置し、専任の教育支援指導員を配置し、担任等と連携しながら、校内でも安心して過ごせる居場所や学習・相談の場を設け、おのおのの児童生徒に応じたきめ細やかな支援を行っております。

三つ目は、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置です。

これは、学校現場へ専門家を配置することで、児童生徒や保護者への心理的・社会的支援を強化するものです。

今後につきましても、不登校児童生徒やその保護者に寄り添いながら、きめ細やかな支援、また多様な学びの場の確保に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　福田慧一君

○１８番（福田慧一君）　国の方針や市の取組について、これまで様々な不登校対策を取り組んでこられておりますが、特に３点について述べられましたが、そうした取組をしながら不登校児童生徒は減少しておりません。どこに問題があると考えているのか、教育部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君）　教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君）　御質問にお答えします。

本市においても様々な不登校対策に取り組んでまいりましたが、中学生は減少傾向にあるものの、小学生は増加傾向にあり、全体としては減少しておりません。

この背景としましては、主に次の３点が考えられます。

一つ目は、社会環境や価値観の変化です。

現代社会においては、多様な生き方や価値観が広がる中で、学校以外の学びや過ごし方を選択する児童生徒や家庭が増えています。また、ＳＮＳ等を通じた人間関係の複雑化や、情報過多によるストレスの増大も不登校の要因となっています。

二つ目は、不登校の捉え方の変化です。

先ほどの答弁でも述べましたように、不登校を問題行動として捉えるのではなく、子どもの意思を尊重し、休養の必要性に配慮した対応を基本とする考え方が一般的となっております。そのため、従来に比べて不登校の実態がより正確に把握されるようになったことも影響していると考えられます。

三つ目は、複雑・多様化する不登校の要因です。

不登校の要因は、いじめや学業不振だけではなく、発達障がいや家庭環境、生活習慣の乱れ、精神的な不安など、複雑かつ多様化しています。一人一人の状況に応じたきめ細やかな対応が求められる中、従来の画一的な対策だけでは十分に対応できない現状もございます。

このように、不登校の背景には時代や社会構造の変化、おのおのの児童生徒の環境など多様かつ複合的な課題が存在しており、単一の対策で解決することは困難な状況です。

本市としましては、引き続き、一人一人の児童生徒の実情に寄り添い、学校・家庭・地域・関係機関が一体となった支援体制の充実と、多様な学びや居場所の確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　福田慧一君

○１８番（福田慧一君）　国の方針や市の取組は、学校に行けない児童生徒に対して、「ほっとスペース」や学習支援センターでの教育を受けるようにする学習支援に重点を置いているのではないか。不登校児童生徒の気持ちを尊重する取組に対応したものが少ないのではない

かと思います。これまでの取組の見直しが必要ではないか。親に対する支援など、教育委員会の考えを教育長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君）　教育長、前田一孝君

○教育長（前田一孝君）　御質問にお答えします。

先ほどの教育部長の答弁と重なるところもございますが、国の方針につきましては、近年、不登校の児童生徒が増加し、その背景や要因が複雑多様化していることを受け、令和元年１０月に文部科学省は「不登校児童生徒への支援の在り方について」を通知しております。それには、「不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。」が明確に示されております。学習面のみならず、心身の健康や社会的なつながり、家庭や地域との連携も重視した多角的な支援が求められているところです。

次に、本市の対策についてですが、これまでほっとスペースや校内教育支援センターの設置、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、多様な学びの場の確保など、学習支援に加え、心理的・社会的なサポートにも取り組んできたところです。さらに、令和８年９月には、学校や家庭とは異なる第三の居場所として、子どもサードプレイスを設置し、様々な困難な状況にある不登校の児童生徒が安心して過ごせる環境で自己肯定感、人や社会と関わる力、生活環境も含め、将来の社会的自立に向けて生きる力を育む場を提供する予定としております。

また、不登校児童生徒の保護者に対しましては、学校からの電話連絡や家庭訪問による相談、また、必要に応じて専門機関である児童家庭支援センターの紹介、さらにはほっとスペースでの面談等の支援に取り組んでおります。

議員御指摘のとおり、不登校対策が学習支援に偏りすぎてしまうと、子どもたちが本来必要としている心の居場所や社会的なつながり、休養や自己回復の時間といった側面への支援が十分でなくなるおそれがございます。本市としましても、学習支援のみならず、心身の健康や社会性の回復など、児童生徒一人一人の状況やニーズに応じた総合的な支援が必要であるというふうに認識しております。

今後も、国の動向や先進事例を参考にしつつ、現在の方針・対策の検証を行い、必要に応じて見直し、新たな取組の導入を検討してまいります。また、学校・家庭・地域・関係機関が一体となり、子どもたちを取り巻く多様な課題に寄り添う体制づくりを推進してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　福田慧一君

○１８番（福田慧一君）　不登校の児童生徒が増加し、その背景や要因が多様化していること

を受けて、文科省の通知も子どもの意思を尊重し、休養の必要性に配慮した対応を基本とするということになっているということですが、子どもの意思を尊重し、子どもが喜んで通いたくなる学校にしていただけますようお願いいたしまして、今回の一般質問を終わります。

○議長（野口修一君）　議事の都合により、暫時休憩いたします。１２時から会議を開きます。諸事情により昼食時間にかかりますが、質疑・一般質問を続けますので御協力のほどよろしくお願いいたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

午前１１時４９分休憩

午前１１時５８分再開

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（野口修一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

１４番、中口俊宏君

○１４番（中口俊宏君）　皆さん、こんにちは。中口です。本定例会に質問の機会をいただき感謝申し上げます。質問は、多文化共生について、安全な道路環境整備について、２点を質問いたします。質問席から質問いたします。

○議長（野口修一君）　中口俊宏君

○１４番（中口俊宏君）　３月定例会の一般質問、最後のバッターとなりました。また、元松市長、草野部長も最後の議会ではないかと思います。それぞれ昨日から皆さんがいろんな言葉で締めくくりをされておりましたが、私も何かいい言葉がないかなといろいろ考えましたけれども、市長、草野部長に共通するのは、いろんなことを考えてですね、総合的にいろんなことでお世話になりましたと、もう二文字です、「感謝」の二文字でした。それぞれ各議員の方々が質問をされておりました。樫﨑議員は同期でありまして、平成２２年１０月の選挙で議席を得まして、それから平成２２年１２月、私どもの第１回の市議会定例会。その日から質問を始めまして、ただいま申しましたように樫﨑議員、１６年連続して６１回目が昨日でした。私はブランクありましたので、５３回目の今日の一般質問になります。これまで各議員さん等々が、市長に対していろんな思いを言われておりましたけれども、私も幾つかありますが３点に絞って、いろんな思い出の中の一つが、市長が１期目のとき、我々は議員にまだなっていなかったと思います。我々は１０月に選挙がありまして、１２月議会からでしたので、市長は３月でしたので６月の議会か９月の議会、どちらかと私は分かりませんけれども、要するに市長が職員のミスはトップの責任ということで自ら給料のカット、条例を改正して職員のミスは市長の責任ということで、２回ほど条例改正をして給料をカットされたことがあったと思います。それと二つ目が、熊本地震。熊本地震の直後、私も自転車で駆

け付けまして、市役所の裏はもう右往左往でしたけれども、トラックが来て多量の飲料水を運んでまいりました。名前は忘れましたけれども、あれはどこから来たのかと聞きました。日置市の市長さんから、宇土市長に、言うならば同じ仲間で市長が頼まれたところ、すぐ来たということで、多量の飲料水が日置市から来たことも記憶に鮮明にあります。それとまた三つ目ですけれども、先ほど土黒議員の質問の中で、市長が答えておりましたけれども、人の声を聞くということは、市長も自らいろんな会合で人の意見をよく聞かれて、記憶にあるのは、ちょっと小さいノートによくメモされていたような記憶があります。そういったことで市長と最後の質問、答弁ですので、３点だけ私の思い出に浸らせていただきました。

それでは１点目の多文化（外国人）共生について質問をいたします。本日質問いたしますのは、昨年１１月、総務市民常任委員会におきまして埼玉県川口市へ視察研修に参りました。本件については、この宇土市議会だより２月号の後ろのほうに、各常任委員会の視察研修報告があります。これらを見られたと思いますけれども、市民の方から問合せや質問、意見がありましたので、本日、現状と今後の対策について質問することといたしました。この総務市民常任委員会の皆様の御理解をお願いいたします。そういったことで、私のほうからこれについて質問しますので、委員の皆様の御理解をお願いいたします。まず、現在本市における外国人の方々の国別及び人員について。次に、本市の小中学校に通う児童生徒の数について。当該児童生徒は、宗教上の理由で豚肉等々が食べられない場合、そのまま提供をしているのか。または、別のメニュー、別の代替的な給食を提供しているのか。次に、現在、宇土市が外国人対策として取り組んでいる課題、問題はあるのか。あれば、その対応につきまして、企画課長に質問いたします。

○議長（野口修一君）　企画課長、松下修也君

○企画課長（松下修也君）　御質問にお答えします。

本市では令和７年６月現在、５０８人の外国人の方が居住しており、最も多い国はベトナムで１７３人、次にインドネシアが７３人、ネパールが５３人と続きます。

また、本市の小中学校に通う外国人の児童生徒数は、令和７年５月１日現在で小学校が１１人、中学校が３人となっており、この中で、宗教上食べられないものがある児童生徒の給食については、以前は代替食を提供することもありましたが、現在は弁当を持参いただくことで対応をしております。

なお、現在本市において外国人による犯罪等の深刻な問題は発生しておりませんが、例えば、ごみ出しのルールが守られない等の地域でのトラブルは、幾つかの行政区で発生しております。この場合、担当の環境交通課に連絡があった際は、行政区長等の地区役員と協力の上、対象世帯を訪問し、外国語に翻訳したごみ出しルールのチラシを渡して説明をする等の対応を行っております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　中口俊宏君

○１４番（中口俊宏君）　課長から答弁がありまして、現在は５０８名の外国人の方が居住しておられるということです。また、給食は代替食じゃなくて、弁当を持参していただくということでした。今後の取組について質問をいたしますけれども、先ほどのうと市議会だよりを読まれたと思いますけれども、市民の方から幾つかの御意見等がありまして、その一部でありますけども御紹介をさせていただきます。一つが、外国人の方が日本に来るときは、日本語を少しは勉強して、また習慣等も理解してから来るべきだというような意見もありました。給食については、宗教上の理由で食べられない場合は、自分で食べるものを、あるいは弁当を持ってくるべきだと、市が代替食をやるべきじゃないと、これは以前の問題ですけれども、そういった声もありました。また、他市の外国人とのトラブル等の出来事などを踏まえて、本市においてはそういったことがありますので、他市でいろんな事案が報道されておりますので、外国人の方との共生は宇土市では不可能ではないかというような声もありました。ちょっと、声からして高齢の方の声みたいでした。その方いわく、「こういった意見は、私たちの年代は多いんですよ。」と、「宇土市で外国人の方との共生は難しいという声は、多々ありますよ。」と。大体年齢別は分かりませんけれども、そういったいろんな主義や主張を聞くことができました。そこで、今後、本市のこの多文化共生、外国人に対しての取組ですけれども、元松市長にお尋ねをいたします。

○議長（野口修一君）　市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君）　御質問にお答えをいたします。

近年の少子高齢化に伴う人手不足の影響で、今や技能実習生等の制度を利用した外国人労働者の確保は、全国のどの自治体でも避けられない状況であり、本市におきましても他自治体と同様に、外国人住民が年々増加をしております。外国人技能実習生によって、いろんな工場とかで仕事をされるところも多々あって、そこが経済を回しているという一面もございます。

先ほど議員が御紹介されました、研修に行かれた埼玉県川口市のように、ここは非常に外国人が多いところだと聞いておりますけれども、急激な増加に伴いまして、日本人住民との大きなトラブルが起こっている自治体があることも事実でございます。また本市におきましても、大きなトラブルはないにせよ、先ほど企画課長が答弁しましたとおり、ごみ出しのルールが守られないというようなトラブルは発生しております。

これらのことから、外国人が増えて治安が悪くなるのではないか、さっき議員も御紹介されましたように、外国人との共生は不可能ではないかと考えられる市民がいらっしゃるのも理解できます。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、少子高齢化が続く限り、今後も外国人労働者の確保とそれに伴う外国人住民の増加は避けては通れません。もちろん、今後国が外国人労働者の受入数の制限等の政策を打ち出すのであれば話は別ですけれども、基本的には、今後も増え続けるであろう本市に住む外国人の方々には、ごみ出しなど本市のルールをきちんと守っていただきながら、同じ地域に住む住民として、国籍は関係なく、共に生活していっていただく必要がございます。

もし、文化やルールの違い等により、今後何らかの問題が起こるようであれば、問題の内容に応じて市役所が対策を行うことで、日本人も外国人も安心して暮らせる地域であり続けるように、取り組んでいく必要があると考えております。

以上です。

○議長（野口修一君）　中口俊宏君

○１４番（中口俊宏君）　市長の答弁がありましたけれども、冒頭で申し上げたとおり、感謝の言葉です。市長との議場での質問、答弁は終わりましたけれども、市長にはまだいろんな課題がありますので、今後とも御指導をお願いしたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

２点目が、安全な道路環境整備につきまして質問をいたします。歩道に街路樹が植えてありますけれども、この街路樹が余りにも成長して、根が張り、大きくなって、そして歩道のタイルを押し上げ、一部にはこの押し上がったタイルが割れて危険な状態になっている箇所があります。本日は、このことについて質問をいたします。第６次総合計画後期基本計画では、「歩行者の安全を確保するため、通学路等となる歩道整備を行う」とあります。この場所は、宇土地区の入地方面の歩道のことです。肥後銀行から入地団地方面、轟方面に行くあの道路です。特に入地団地前のセブンイレブンから轟方面の歩道についての質問であります。この地域には、あそこのセブンイレブンから４階建ての団地の入り口まで付近は、たしか両脇に合わせて５０本から６０本ぐらいの樹木があるかと思います。その歩道は、全部タイル張りです。本町通りなどの県道は、全て舗装です。質問の一つが、歩道をタイル張りにしたその理由、県道は舗装ですけれども、市道はタイル張りです。その理由そして費用面、どちらが高いのか、安いのか。次に、歩道には街路樹が植えてありますけれどもその種類。その街路樹の根が周囲に張り出し、そして成長し大きくなり、その根が大きくなりますとだんだん土が上がっていきます。タイルも上がっていきます。中には土が上がった感じでタイルが上がりますので、タイルの段差ができます。その段差を歩くとき、若い人とかは別ですけれども、特に高齢者の方々は、歩くのはこう足を上げて歩きますけども、高齢者になるとだんだんすり足になるんですね。私もだんだん近くなってきましたけれども、ちょっとした段差でつまずいて転倒するといったことが十分にうかがえます。本市におけるこの箇所での対応

状況につきまして、建設部長に質問をいたします。

○議長（野口修一君）　建設部長、草野一人君

○建設部長（草野一人君）　御質問にお答えします。

本市では、都市計画道路をはじめ、幹線道路の一部区間に歩道を整備しております。特に都市計画道路におきましては、車両交通の円滑化や歩行者の安全確保、さらには良好な都市景観の形成や快適で安心できる歩行空間の創設を目的に、タイルやレンガ、カラーブロック等による舗装、街路樹や植樹帯の整備、街路灯の整備などを実施しております。

議員御質問の肥後銀行から入地団地までの区間における歩道のタイル張り、レンガ張りを実際採用しておりますけれども、その理由につきましては、歩道をアスファルト舗装とせずレンガ張りとした背景には、景観の向上と周辺区域との調和を図り、より快適な歩行空間を提供することがございます。また、レンガ張りはアスファルト舗装に比べ意匠的に優れており、美観形成の一助となることから採用をしております。

費用面につきましては、一般的にアスファルト舗装のほうが施工コストや維持管理費用の面で安価である一方、レンガ張りは耐久性が高く、部分的な補修が容易であるといった利点がございます。

次に、街路樹の種類についてですが、当該区間の街路樹として植栽しているのはアメリカフウであり、秋になると葉が紅葉する特性を生かし、街路の美観向上を目的として選定しております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、街路樹の成長に伴い、根が歩道のタイル張りを押し上げ、段差が発生している箇所がございます。この段差は、歩行者にとって転倒などの危険を招くおそれがあるため、現在、段差が発生している箇所にカラーコーンを設置することで安全確保を図るとともに、補修業者へ依頼を行い、修繕作業を進めている状況でございます。

今後も引き続き、安全で快適な歩行環境を提供できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　中口俊宏君

○１４番（中口俊宏君）　私が先ほど申しました樹木の関係、この写真を御覧になって分かると思いますけれども、右のほうはもう根っこが出ているわけです。そして、手前あたりはですね、ちょっと左側は段差があって隙間もある。歩行者にとっては危険な場所です。また、歩道の半分は樹木に覆われている、歩道が半分しかないというような状況です。次、お願いします。これも同じ状況で、根っこがこう成長して道路の縁石も損壊している。セーフティーコーンは右斜めになっておりますけれども、あれも根がこう張って土が盛り上がって、ちょっと斜めになっているような状況です。こういった状況が幾つかあります。そこで、今写真で示しましたこの樹木の中には、根っこの部分の周囲が１４０センチから１６０センチぐ

らいの大きさの樹木もあります。私の身長でこうやって抱くのも精一杯です、樹木の大きさ。根っこにいきますとこうなっています。とても大きい。この樹木は枯れることはないと思いますので、今後も成長していって根を張るならば、今の危険箇所が増加することは目に見えております。今後はどうするかというようなことですけれども、現状のままこの樹木をそのまま植えておくのか、あるいは他の樹木に植え替えるのか。または、もう思い切って伐採してあの花いっぱい運動事業がありますので、そういった事業の一環として花を植えるか。そういったことも踏まえて、いろんな検討をお願いしたいと思いますし、今後の対策について建設部長にお伺いをいたします。

○議長（野口修一君）　建設部長、草野一人君

○建設部長（草野一人君）　御質問にお答えします。

まず、レンガ張り等の歩道部分における段差の発生につきましては、定期的な巡視を実施し、異常が確認された箇所については、速やかに補修を行います。特に街路樹の根による影響が大きい箇所につきましては、根の処理を含めた適切な対策を講じることで、歩行者の安全性を確保してまいります。

また、街路樹につきましては、定期的な維持管理として、２年に１度の剪定や消毒等を適切に実施することで、街路樹の健全性を保つよう努めてまいります。これにより、街路樹と歩道機能の維持の両立を図っていきたいと考えております。

なお、アメリカフウにつきましては、先ほど説明しましたとおり、街路の美観向上に貢献する優れた樹木である一方、秋には大量の落ち葉により近隣の方々に落ち葉集めで御負担をお掛けしている現状があります。加えて、先ほどの根による歩道の破損という問題もありますので、現状を永続的に維持することは難しいと考えております。

今後は、景観的な側面だけではなく、将来的なメリットやデメリットを慎重に分析し、必要に応じて他の樹木との植え替え等も検討してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　中口俊宏君

○１４番（中口俊宏君）　草野部長から答弁がありました。草野部長には、道路の改修、整備の件、あるいは治水対策等々の要望について、大変お世話になりました。特に、私ども２０１６年にスポーツ施設誘致推進議員連盟を議員１３名で立ち上げました。その際、代表として当時の杉本信一議員から我々を代表して市長に要望書を提出しました。それは、スポーツ施設の誘致についての要望でありました。今、写真がありますけれども、野球場を旭町の前田地区に造れないかというような話が出まして、じゃあ誰かに頼もうかということで草野部長にお願いして、この図面は草野部長に書いてもらった野球場です。このＡ３でありますけど、これはコピーですけれども、あれが野球場です。あの右のほうがシティです。左側が元

の消防署。あそこに野球場の施設が入ると、当時の教育委員会の担当者の方とよく議論して、じゃあ宇土市も取り組もうというようなことで、その方が市長名で熊本県知事宛てに要望書も作りました。しかし、「地権者には何も話しとらんけん、一回、地権者の方ともそういった話をせなんな。」と言いながら終わりましたけれども、その教育委員会の担当者の方は定年で退職されました。これが私が今まで宇土地区の利便性を生かした野球場、あるいは防災的施設を併用した野球場といって、私の活動の重点となった野球場です。草野部長のおかげで私の活動の重点の出発点でもあります。大変感謝しております。

以上で、３月定例会最後の質問者となりましたけれども、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口修一君）　以上で、一般質問は全部終了いたしました。

これより質疑を行います。

ここで、提出議案に対する質疑について申し上げます。

質疑は一括質疑とし、質疑の回数は会議規則第５６条の規定により１回となります。また、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができませんので御注意ください。

それでは、質疑の発言通告があっておりますので、これを許可します。

７番、今中真之助君

○７番（今中真之助君）　それでは通告に従い、質疑をさせていただきます。

今議会で提案されています議案第３２号、令和８年度宇土市一般会計予算について。予算審議に当たり、常任委員会以外の所管に関して採決に大きく影響しますので質問をさせていただきます。特に、地方バス路線維持費補助金２，２５３万３千円についてでございます。

令和７年度における地域公共交通会議の開催状況及び主な協議内容は何か。路線維持に関する市の財政負担の見通しについて協議はなされたのかを知りたいです。一つ目の質問、地域公共交通会議において、この１年間どのような協議がなされたのかをお尋ねいたします。

次に、松橋・宇土間の減便の理由及び決定経緯。減便以降、市として事業者及び県とどのような協議を行ってきたか。減便後の利用者数の推移はどうなっているかを知りたいです。二つ目の質問、松橋・宇土間の減便について、１０月の減便以降、どのような協議がなされ、そして対応されてきたのかをお尋ねいたします。

最後に三つ目、宇土・三角間の現在の収支状況及び将来的な撤退可能性について。廃止となった場合の代替交通の検討状況について、そして補助金２，２５３万３千円の路線別内訳についてを知りたいです。三つ目の質問、宇土・三角間においてバスが廃線になった場合のシミュレーションなど、先んじた対応はなされているのかをお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（野口修一君）　企画課長、松下修也君

○企画課長（松下修也君）　ただいまの御質問にお答えをいたします。

今年度２回、地域公共交通会議を行っておりますが、こちらで路線バスに関する事項としまして、人件費や燃料費高騰により、宇土・三角間の運行費用に係る財政負担が増加する懸念があること、また、交通事業者のドライバー不足により、将来的に市民の移動手段が損なわれ、日常生活に支援を来す時期が到来するおそれがあることから、ライドシェアの導入も見据えていく必要があることなど、課題として共有をしたところでございます。

次に、二つ目の質問ですが、利用者の大幅な減少、また運転手の確保が難しいということから、昨年１０月より、松橋・宇土をつなぐバスのほうが大幅に減便となっております。この減便に伴いまして１０月以降の対応としましては、まず令和７年１０月８日付けで産交バス株式会社に対しまして、要望書を提出しております。その内容は、１、宇土本町二丁目を起終点とするバス路線について、宇土本町二丁目から宇土駅前までの区間を延伸すること。２、松橋方面から宇土駅前まで運行する便については、通学及び通勤の方々の交通手段を確保するために、午後５時台から午後７時台にかけての便を増便すること、この２点でございます。

また、令和８年１月１５日付けで、快速あまくさ号につきまして、国道５７号から宇土市街地へ乗り入れるルートへ見直すよう要望書を提出しております。

さらに、路線バス再編の影響を大きく受けました松山地区への対応としまして、本市が地域コミュニティ交通として運行しております、ミニバスのんなっせのルート見直しも実施をしたところでございます。また、減便後の利用者の推移は正確な数字のほうはございませんが、コミュニティ交通の行長しゃん号の乗客のほうは増えてきているというところでございます。

最後に、三つ目の質問でございますが、こちらにつきましては、産交バスの運行系統が廃止になった場合のシミュレーションにつきまして、特に、宇土・三角間の路線バスは、網田小・中学校に通う児童・生徒の通学にも利用されているため、廃止によって通学に支障を来さないよう、代替交通手段の確保は必須であると考えております。

このため、市としましては路線バスの廃止を見据えまして、行長しゃん号など、市が運行する地域コミュニティ交通の運行体系や車両の必要台数の見直し等につきまして、検討を進めているところでございます。

なお、宇土・三角間のバスにつきましては。運行します産交バスに確認しましたところ、現在では撤退について検討は行っていらっしゃらないということでございました。また、補助金につきましては、この三角線及び現在砥用から本町二丁目を結ぶ路線、また、松橋と宇土を結ぶ路線がございますので、こちらに対しての補助金というふうになっております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　どなたもないようでありますので、質疑を終了いたします。

以上で、質疑及び一般質問を終結いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２　常任委員会に付託（議案第９号から議案第３９号まで）

○議長（野口修一君）　日程第２、市長提出議案第９号から議案第３９号までの３１件につきまして、本日配布の令和８年第１回市議会定例会議案常任委員会付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、常任委員会は、２４日総務市民常任委員会、２５日経済建設常任委員会、２６日文教厚生常任委員会となっておりますので、よろしくお願いいたします。

次の本会議は、３月４日水曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

午後０時３８分散会

令和８年第１回市議会定例会常任委員会別付託議案一覧表

総 務 市 民 常 任 委 員 会

議案第９号　　専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第１号　令和７年度宇土市一般会計補正予算（第９号）について

議案第１０号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第１１号　宇土市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第１２号　宇土市行政手続条例の一部を改正する条例について

議案第１３号　宇土市文書管理条例の一部を改正する条例について

議案第１４号　宇土市情報公開・個人情報保護等審査会条例の一部を改正する条例について

議案第１５号　宇土市犯罪被害者等支援条例について

議案第１６号　宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第２２号　熊本広域行政不服審査会の共同設置について

議案第２３号　熊本市及び宇土市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について

議案第２４号　辺地総合整備計画の変更について

議案第２５号　令和７年度宇土市一般会計補正予算（第１０号）について

議案第２６号　令和７年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について

議案第２８号　令和７年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について

議案第３２号　令和８年度宇土市一般会計予算について

議案第３３号　令和８年度宇土市国民健康保険特別会計予算について

議案第３６号　令和８年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について

経 済 建 設 常 任 委 員 会

議案第１０号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第２０号　宇土マリーナ条例の一部を改正する条例について

議案第２１号　宇土市営住宅条例等の一部を改正する条例について

議案第２５号　令和７年度宇土市一般会計補正予算（第１０号）について

議案第３０号　令和７年度宇土市水道事業会計補正予算（第４号）について

議案第３１号　令和７年度宇土市下水道事業会計補正予算（第４号）について

議案第３２号　令和８年度宇土市一般会計予算について
議案第３４号　令和８年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計予算について
議案第３８号　令和８年度宇土市水道事業会計予算について
議案第３９号　令和８年度宇土市下水道事業会計予算について

文教厚生常任委員会

議案第１７号　宇土市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
議案第１８号　宇土市つどいの広場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
議案第１９号　宇土市予防接種健康被害等調査委員会設置条例について
議案第２５号　令和７年度宇土市一般会計補正予算（第１０号）について
議案第２６号　令和７年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について
議案第２７号　令和７年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第５号）について
議案第２９号　令和７年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第１号）について
議案第３２号　令和８年度宇土市一般会計予算について
議案第３３号　令和８年度宇土市国民健康保険特別会計予算について
議案第３５号　令和８年度宇土市介護保険特別会計予算について
議案第３７号　令和８年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算について

第 ４ 号

３月４日（水）

令和８年第１回宇土市議会定例会会議録　第４号

３月４日（水）午前１０時５０分開議

１．議事日程

日程第１　地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告

（質疑・討論）

日程第２　各常任委員長報告

１．総務市民常任委員長報告

２．経済建設常任委員長報告

３．文教厚生常任委員長報告

（質疑・討論・採決）

日程第３　委員会の閉会中の継続審査及び調査について

（採決）

日程第４　議員派遣の件について

２．本日の会議に付した事件

日程第１　地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告

（質疑・討論）

日程第２　各常任委員長報告

１．総務市民常任委員長報告

２．経済建設常任委員長報告

３．文教厚生常任委員長報告

（質疑・討論・採決）

日程第３　委員会の閉会中の継続審査及び調査について

（採決）

日程第４　議員派遣の件について

（追加日程）

日程第５　議案第４０号　字の区域の変更について

３．出席議員（１８人）

１番　土　黒　功　司　君	２番　杉　本　　寛　君
３番　中　野　洋　一　君	４番　浦　本　晴　美　さん

５番	佐美三　　洋　君	６番	小　崎　憲　一　君
７番	今　中　真之助　君	８番	西　田　和　徳　君
９番	園　田　　茂　君	１０番	宮　原　雄　一　君
１１番	柴　田　正　樹　君	１２番	樫　崎　政　治　君
１３番	野　口　修　一　君	１４番	中　口　俊　宏　君
１５番	藤　井　慶　峰　君	１６番	山　村　保　夫　君
１７番	村　田　宣　雄　君	１８番	福　田　慧　一　君

４．欠席議員（なし）

５．説明のため出席した者の職・氏名

市　　長	元　松　茂　樹　君	教　育　長	前　田　一　孝　君
総　務　部　長	山　口　裕　一　君	企画財政部長	野　口　泰　正　君
市民環境部長	加　藤　敬一郎　君	健康福祉部長	江　河　一　郎　君
経　済　部　長	山　崎　恵　一　君	建　設　部　長	草　野　一　人　君
教　育　部　長	池　田　和　臣　君	秘書政策課長	渡　邉　　聡　君
総　務　課　長	上　木　淳　司　君	危機管理課長	内　田　雅　之　君
企　画　課　長	松　下　修　也　君	まちづくり推進課長	木　村　る　み　さん
財　政　課　長	北　谷　太　示　君		

６．議会事務局出席者の職・氏名

事　務　局　長	田　尻　清　孝　君	次長兼議事係長兼庶務係長	薦　田　昌　臣　君
議事係参事	村　田　有　美　さん	庶　務　係　参　事	中　山　裕　輝　君

午前１０時５０分開議

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（野口修一君）　これから本日の会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１　地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告

○議長（野口修一君）　日程第１、地域高規格道路促進等対策特別委員会の審査の経過についてを議題といたします。

特別委員長の中間報告を求めます。

地域高規格道路促進等対策特別委員長、宮原雄一君

○地域高規格道路促進等対策特別委員長（宮原雄一君）　おはようございます。

ただいまから、地域高規格道路促進等対策特別委員会のこれまでの経過及び審査内容について、中間報告をいたします。

まず、去る２月１５日に、金子恭之国土交通大臣が熊本天草幹線道路を視察されましたが、その視察に市議会から本特別委員会の委員及び正副議長も参加させていただきました。初めに、宇城市三角支所において、工事の内容や進捗状況などの概要説明を国土交通省から受けました。その後引き続き、熊本宇土道路及び宇土道路で現在工事が行われている、網津長浜トンネルや城塚インターチェンジ付近などの実際の現場を確認し、大変参考になる視察となりました。

続きまして、去る２月１７日、執行部出席のもと、本委員会を開催し、現在までの取組状況について、執行部から説明がありましたので御報告申し上げます。

まず、熊本宇土道路、宇土道路及び宇土三角道路における用地進捗率、事業進捗率につきましては、前回の報告から変更はあっておりません。予算配分の変更及び入札に伴う公告が行われた業務等がございますので、御報告させていただきます。

まず、熊本宇土道路につきまして御報告申し上げます。

令和８年度事業の調査設計で、令和８年度・令和９年度熊本天草幹線道路工事監督支援業務の入札に伴う公告が行われております。これは、請負工事の契約に必要な資料作成や施工状況の管理等、工事の監督補助となっております。

次に、宇土道路につきまして御報告申し上げます。

令和７年度予算については、当初予算額３９億円に対して１１億４，０００万円を増額する補正が行われております。

令和６年度繰越事業の調査設計で、令和６年度宇土道路裁決申請図書作成等業務の工期が延長されております。

令和７年度事業の工事で、割井川橋の下部工工事を行う熊本５７号割井川橋下部工（Ｐ３）

工事、長浜地区の地盤改良工事を行う熊本５７号長浜地区改良７期工事、城塚地区の盛土及び地盤改良工事を行う熊本５７号城塚地区改良２７期外工事、網津地区のボックス工事を行う熊本５７号網津地区４号函渠３期工事、平原地区の地盤改良工事を行う熊本５７号平原地区改良１期工事、長浜地区の地盤改良工事を行う熊本５７号長浜地区改良８期外工事、９期工事及び１０期外工事の計８件の工事で、入札に伴う公告が行われております。

令和７年度国庫債務負担事業の工事で、熊本５７号網津長浜トンネル（長浜工区）新設工事の契約締結がなされております。

令和８年度事業の調査設計で、令和８・９年度熊本天草幹線道路工事監督支援業務の入札に伴う公告が行われております。これは、先ほど熊本宇土道路で御報告したものと同様です。

次に、宇土三角道路につきまして御報告申し上げます。

まず、令和７年度予算については、当初予算額１億２，０００万円に対し、１億２，０００万円を増額する補正が行われております。

次に、令和７年度事業の調査設計で、令和７年度熊本天草幹線道路地質調査（その６）業務から（その８）業務の３件の工期が延長されております。また、弾性波探査等を行う令和７年度熊本天草幹線道路地質調査解析業務、ボーリング調査等を行う令和７年度熊本天草幹線道路地質調査（その１０）業務及び生活環境の環境調査を行う令和７年度熊本天草幹線道路環境影響調査業務の入札に伴う公告が行われております。

令和８年度事業の調査設計で、令和８・９年度熊本天草幹線道路工事監督支援業務の入札に伴う公告が行われております。これは、先ほど熊本宇土道路及び宇土道路で御報告したものと同様です。

以上の報告を踏まえ、委員会で論議されました主な内容を御報告いたします。

まず、前回の委員会で、委員から「熊本宇土道路の予算について、執行状況と現在の事業の動きはどうなっているか。」との質疑が出されていたため、執行部から「国土交通省に確認したところ、毎年取得用地の除草や設計検討を行っており、未執行はない。現在、地盤改良の修正設計や関係機関協議を進めていると回答があった。」との報告がありました。

次に、今回の委員会で、委員から「２月１５日の現地説明会の際、三角側の宇土三角道路完成後のイメージ動画が国土交通省から示されたが、網田側の区間についても作成される予定はあるのか。」との質疑があり、執行部から「国土交通省に確認する。」との答弁がありました。また、別の委員から「同じ日の網津長浜トンネルでの現場視察で、工事を進めるに当たり、付近の集落の住民がトンネルに避難できるような経路と場所の確保をお願いしたが、今後災害に対する備えが必要なほかの箇所の工事でも、そのような意識を持って事業を進めてほしい。」との意見がありました。

最後になりますが、当委員会としましては、今後も執行部と共に、熊本天草幹線道路の一

日も早い全線開通を目指して、取り組んでまいりたいと思います。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（野口修一君）　地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告は終わりました。

これより、ただいまの特別委員長の中間報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告を終了いたします。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２　各常任委員長報告

○議長（野口修一君）　日程第２、去る２月１９日の本会議において、各常任委員会に付託いたしました、市長提出議案第９号から議案第３９号までの３１件につき、審査の経過と結果について、それぞれ報告があっておりますのでこれを一括して議題といたします。

順次、各常任委員長の報告を求めます。

総務市民常任委員長、中口俊宏君

○総務市民常任委員長（中口俊宏君）　おはようございます。前回も申し上げましたが、元松市長の最後の議会であります。１期目のときに頂きましたブルーのチーフを今日も胸に収めて、そして初心に返りまして委員長報告をさせていただきます。

ただいまから、総務市民常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る２月２４日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過及び結果について御報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、条例関係７議案、予算関係６議案、専決処分の報告及び承認１議案、その他３議案の合計１７議案であります。

まず、議案第９号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、専決第１号、令和７年度宇土市一般会計補正予算（第９号）について。これは、衆議院議員選挙費として２，２３９万１千円を増額するものであります。

次に、議案第１０号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。これは、附属機関の委員等の見直しを行ったため、条例を改正するものであります。

次に、議案第１１号、宇土市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について。

これは、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、職員等の旅費の支給額等を見直すため、条例を改正するものであります。

次に、議案第１２号、宇土市行政手続条例の一部を改正する条例について。これは、行政手続法の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第１３号、宇土市文書管理条例の一部を改正する条例について。これは、文書管理において、現行の管理方法に加えて、新たに導入する文書管理システムを使用して管理を行うため、条例を改正するものであります。

次に、議案第１４号、宇土市情報公開・個人情報保護等審査会条例の一部を改正する条例について。これは、共同設置されている熊本広域行政不服審査会への加入に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第１５号、宇土市犯罪被害者等支援条例について。これは、犯罪被害者等の支援施策を総合的に推進することで、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、誰もが安心して暮らすことができる社会を実現するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第１６号、宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。これは、地方税法の改正に伴い、令和８年度国民健康保険税から子ども・子育て支援納付金課税額を賦課徴収等するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第２２号、熊本広域行政不服審査会の共同設置について。これは、熊本広域行政不服審査会の共同設置について、地方自治法第２５２条の７第３項において準用する同法第２５２条の２の２第３項の規定により、議会の議決を必要とするものであります。

次に、議案第２３号、熊本市及び宇土市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について。これは、熊本市と宇土市との間における連携協約の一部を変更するため、地方自治法第２５２条の２第４項の規定により、議会の議決を必要とするものであります。

次に、議案第２４号、辺地総合整備計画の変更について。これは、辺地に係る総合整備計画を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条の規定により、議会の議決を必要とするものであります。

次に、議案第２５号、令和７年度宇土市一般会計補正予算（第１０号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、議会費では、議会一般経費として２０７万円を減額するものであります。

次に、総務費では、熊本県物価高騰対応生活者支援事業（ＬＰガス使用世帯支援）（Ｒ７補正分）として３，８０６万８千円を増額し、ＤＸ推進事業として４，８７２万８千円を減額するものであります。

次に、民生費では、国保会計繰出金経費として２，２５６万７千円を増額するものであります。

次に、衛生費では、浄化槽設置事業経費として３，７９９万４千円を減額するものであります。

次に、消防費では、熊本県消防ポンプ操法大会経費として３４８万４千円を減額するものであります。

次に、公債費では、公債費利子として２，４８４万２千円を減額するものであります。

また、熊本県物価高騰対応生活者支援事業（ＬＰガス使用世帯支援）（Ｒ７補正分）など２事業については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行い、納税通知書等発送に要する経費については、債務負担行為の変更を行っております。

次に、議案第２６号、令和７年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について。補正額は６２４万３千円を減額するもので、補正後の総額は４４億６，５５６万５千円であります。これは、国県支出金過年度返還金の増額及び事業の実績見込みによる減額補正となっております。

次に、議案第２８号、令和７年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について。補正額は１，４１６万２千円を増額するもので、補正後の総額は６億７，５１７万７千円であります。これは、事業の実績見込みによる増額補正となっております。

次に、議案第３２号、令和８年度宇土市一般会計予算について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、議会費では、議員経費１億３，００４万９千円

次に、総務費では、宇城広域連合負担金（総務費）４，０９７万８千円、地域公共交通会議経費１，８５８万３千円、基幹系電算システム経費６，０９１万９千円、ＤＸ推進事業４，０５３万１千円、自治活動支援経費５，０９７万２千円、結婚支援事業３，５５８万９千円、社会保障・税番号制度経費３，４１５万２千円

次に、民生費では、国民健康保険特別会計繰出金３億１，４１５万６千円、後期高齢者医療広域連合負担金５億５，３２８万５千円、後期高齢者医療特別会計繰出金２億９１４万４千円

次に、衛生費では、清掃収集業務経費１億３，３４５万６千円、廃棄物減量化対策経費９，５３０万３千円、宇城広域連合負担金（宇城クリーンセンター費）２億２，３４３万５千円、宇城広域連合負担金（環境再生センター費）１億２，６１３万４千円

次に、消防費では、宇城広域連合負担金（常備消防費）５億９，４８７万５千円、消防団経費５，８４１万９千円等であります。

また、ＤＸ推進事業など３事業については、年度内の完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行い、広報うとの印刷製本に要する経費など３事業については、債務負担行為の設定を行っております。

次に、議案第３３号、令和８年度宇土市国民健康保険特別会計予算について。歳入歳出総額は４３億６，４２４万４千円となっており、対前年度比で１億３４３万４千円の減額となっております。

次に、議案第３６号、令和８年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について。歳入歳出総額は７億３，４６０万９千円となっており、対前年度比で８，１５８万９千円の増額となっております。

以上が、総務市民常任委員会に付託を受けました議案の概要でありますが、議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第１０号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。委員から「来年度から市内の産業医との契約を終了し、市外の合同会社に業務委託料を支払うこととなり、これまでより金額が上がるようだが、経緯はどうなっているのか。」との質疑があり、執行部から「これまで市内の医師に依頼し、長年産業医を引き受けていただいていたが、来年度の更新が難しいと医師から申出があった。地元医師会との協議も行ったが、他市町の事例を調査したところ、外部の会社と委託契約を行っている事例があり、それを参考にした。」との答弁がありました。

次に、議案第２５号、令和７年度宇土市一般会計補正予算（第１０号）について。まず、環境整備協力金について、委員から「コロナ禍で、サテライト宇土での場外車券の売上げが落ち、最近では若年層を中心として、インターネットでの購入も増えていると聞くが、コロナ前後の協力金の状況は。」との質疑があり、執行部から「確かにインターネットで購入する人が増えてきており、新型コロナで拍車がかかった。協力金については、令和３年度は約１，４００万円、今年度は約１，１００万円納入があったが、ピーク時は２，０００万円を超えることもあった。」との答弁がありました。さらに、別の委員から「コロナ禍で下げていた協力金の算定に使用する率を下げてほしいとの話はないか。」との質疑があり、執行部から「話はある。」との答弁がありました。それに対して、委員から「安易に率の引下げを了承しないようにお願いしたい。」との意見がありました。

次に、定住・移住に係る補助金について、委員から「結婚新生活支援補助金の実績は。」との質疑があり、執行部から「令和７年度は、現時点で２９歳以下に対して１３件、３９歳以下に対しては７件支出し、計２０件である。また、令和６年度は計４４件支出している。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から「今回減額する前の令和７年度当初予算での見込みは。」との質疑があり、執行部から「７０件で積算している。まだ申請期間の途中のため、今後実績は増えると予想している。」との答弁がありました。さらに、委員から「制度を知らない人もいると思うので、増額補正をするくらい周知を行ってほしい。」との意見がありました。

次に、はり・きゅうマッサージ券について、委員から「後期高齢者医療保険分の券の交付枚数は。」との質疑があり、執行部から「一人当たり１０枚である。」との答弁がありました。それに対して、委員から「後期高齢者世帯の夫婦の一方の容体が回復し、券が不要となった場合、もう一方が残った券を使用できるようにできないか。利用者と施術所の双方にメリットがあると思う。」との意見がありました。

次に、議案第３２号、令和８年度宇土市一般会計予算について。システム標準化について、委員から「よく言葉は聞くが、どのようなものか理解しづらいことがある。標準化することのメリットは。」との質疑があり、執行部から「システムを標準化することで、レイアウトなどが統一化され、選定の際に今まで既存のシステム会社しか参入できなかった契約に、新規の事業者が参入することができ、競争力が生まれ、経費削減に期待ができる。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から「日頃から関わることがない分野で、難解な用語が多い。分かりやすい資料の提供など検討してほしい。」との意見がありました。

以上が、論議された主な内容でありますが、本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で全て原案のとおり承認及び可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、総務市民常任委員会の報告を終わります。

○議長（野口修一君）　総務市民常任委員長の報告は終わりました。

次に、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、佐美三洋君

○経済建設常任委員長（佐美三　洋君）　おはようございます。

ただいまから、経済建設常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る２月２５日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係３議案、予算関係７議案の合計１０議案であります。

まず、議案第１０号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。これは、附属機関の委員等の見直しを行ったため、条例を改正するものであります。

次に、議案第２０号、宇土マリーナ条例の一部を改正する条例について。これは、宇土マリーナにおいて、令和９年度から串型桟橋係留を廃止することに伴い、当該利用料金の規定を廃止するとともに、その他の利用料金も併せて見直すことで、長期的な安定した運営維持を図るため、条例を改正するものであります。

次に、議案第２１号、宇土市営住宅条例等の一部を改正する条例について。これは、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第２５号、令和７年度宇土市一般会計補正予算（第１０号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、農林水産業費では、船場川湛水防除事業として２億１，９４５万３千円、宇土南部２期農免農道整備事業経費として５，３８９万７千円を減額するものであります。

次に、商工費では、ふるさと宇土応援基金経費として１億９，９１９万５千円、企業誘致一般経費として９，９４５万円を減額するものであります。

次に、土木費では、社会資本整備総合交付金事業（改築）（国補正分）として３，０００万円、都市計画道路整備事業（国補正分）として４，８２５万円を増額し、社会資本整備総合交付金事業（改築）として２，８１９万１千円、橋梁長寿命化事業経費として３，７３６万４千円を減額するものであります。

次に、災害復旧費では、令和７年８月豪雨災害対策経費（土木課：道路単独災害）として２，３７０万円、令和７年８月豪雨災害対策経費（土木課：河川単独災害）として２，０００万円を減額するものであります。

また、担い手育成支援経費などの１４事業については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定及び変更を行っております。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第３０号、令和７年度宇土市水道事業会計補正予算（第４号）について。補正額は収益的支出について４，８７３万７千円を減額するもので、補正後の総額は６億７，７６４万１千円であります。

また、資本的支出については、５００万円を減額するもので、補正後の総額は４億９，５４８万８千円であります。

いずれも、事業の実績見込みによる減額補正であります。

次に、議案第３１号、令和７年度宇土市下水道事業会計補正予算（第４号）について。補正額は収益的支出について４，９５４万１千円を減額するもので、補正後の総額は１０億１，２４９万４千円であります。

また、資本的支出については２億８２８万６千円を減額するもので、補正後の総額は６億４，１１１万７千円であります。

いずれも、事業の実績見込みによる減額補正であります。

また、２号ポンプエンジン更新工事については、債務負担行為の変更を行っております。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第３２号、令和８年度宇土市一般会計予算について。当委員会所管の主なもの

を申し上げます。

まず、衛生費では、水道事業経営支援補助金２，０５９万８千円

次に、農林水産業費では、新規就農者育成総合対策事業５，１０２万３千円、船場川湛水防除事業１億５，３８５万５千円、住吉地区埋立整備事業１億３，７００万円

次に、商工費では、住宅リフォーム助成事業１，５０７万８千円、ふるさと宇土応援基金経費５億２０２万円５千円

次に、土木費では、社会資本整備総合交付金事業（改築）５，８５０万円、都市計画道路整備事業１億５，８５０万円、下水道事業経営支援補助金１億８，５９４万７千円

次に、災害復旧費では、令和７年梅雨前線豪雨災害対策経費（土木課分：道路）１１７万２千円です。

以上が主なものであります。

また、宇土市土地開発公社が取得する用地及び開発公社が行う事業に係る債務保証については、債務負担行為の設定を行っております。

次に、議案第３４号、令和８年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計予算について。歳入歳出総額は１千円となっており、前年度と同額であります。

次に、議案第３８号、令和８年度宇土市水道事業会計予算について。収益的支出額は７億２，８８８万６千円、資本的支出額は７億５，５４６万１千円となっております。

次に、議案第３９号、令和８年度宇土市下水道事業会計予算について。収益的支出額は１０億７，６３９万９千円、資本的支出額は７億８，４８７万１千円となっております。

以上が、経済建設常任委員会に付託を受けました議案の概要でありますが、議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第２０号、宇土マリーナ条例の一部を改正する条例について。条例改正による宇土マリーナの施設利用料金の改定について、委員から「今回の料金改定に伴い、本市としての収入はどれくらい増えるのか。」との質疑があり、執行部から「あくまでも条例に規定する料金は上限であり、実際の料金を決めるのは指定管理者である。今回の改正による条例の額で算出した場合、施設利用料金は２００万円程度の増収が見込まれるが、市としての収入は、指定管理者の指定期間終了後に納入される決算剰余金の３割以上となる。」との答弁がありました。

次に、議案第２５号、令和７年度宇土市一般会計補正予算（第１０号）について。走潟地区かわまちづくり事業（都市整備課分）について、委員から「進捗が遅れているとは聞いているが、今年度はどこまで進む予定だったのか。」との質疑があり、執行部から「今年度は実施設計までを行う予定であったが、どういった規模の施設を整備するかを決めるのに時間を要している。」との答弁がありました。さらに、委員から「実施設計とは、具体的にどこ

まで行うのか。」との質疑があり、執行部から「公園やアーチェリー場等の工事発注に必要な図面や数量などの作成までを行う。」との答弁がありました。

次に、議案第３２号、令和８年度宇土市一般会計予算について。地域おこし協力隊事業について、委員から「農林政策課での地域おこし協力隊員は、どういったことをしているのか。」との質疑があり、執行部から「赴任して２年目になるが、主に、網田地区において、農地の保全管理及び耕作放棄地の解消を行っている。」との答弁がありました。これに対し、委員から「赴任して２年目ということだが、現在どのような状況か。」との質疑があり、執行部から「この協力隊員は、現在、網田に住宅を購入し、将来本市において、夫婦でかんきつ農家として就農を目指している。」との答弁がありました。

次に、議案第３９号、令和８年度宇土市下水道事業会計予算について。富合町からの生活排水や九州新幹線から出る汚水等については、本市の下水道終末処理場にて受け入れて処理しているため、熊本市から下水道受入負担金を収入している。このことについて、委員から「本市では、水道料金の増額改定を予定しており、市民の負担が増える。このような状況下、熊本市からの下水処理に係る下水道受入負担金については、見直し等の検討・協議を行っているのか、年額１億１，０００万円程度を見込んでいるが、これが適正な金額なのか、安くはないのか。」との質疑があり、執行部から「負担金は、熊本市との協定に基づいて算出するよう取り決めており、算出方法の見直しについて熊本市とは協議をしているが改定に至っていない。」との答弁がありました。それに対し、委員から「市では、水道料金も上がり、物価高や人件費の高騰もあるため、もっと強い姿勢で協議し協定の改定を行うべきではないか。」との質疑があり、執行部から「協定の処理単価は、物価高等に合わせて上がるようになっているが、毎年行っている熊本市との連絡会議において、本常任委員会から意見があったことも伝え、見直しが必要な部分については申入れを行っていきたい。」との答弁がありました。

以上が、論議された主な内容でありますが、本委員会に付託を受けました議案については、議案第３２号及び第３８号については賛成多数、その他の議案は全会一致で原案のとおり可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（野口修一君）　経済建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、園田茂君

○文教厚生常任委員長（園田　茂君）　おはようございます。

ただいまから、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る２月２６日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係３議案、予算関係８議案の合計１１議案であります。

まず、議案第１７号、宇土市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について。これは、子ども・子育て支援法の改正により、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要があるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第１８号、宇土市つどいの広場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について。これは、宇土市つどいの広場事業の実施場所を宇土市保健センター内へ移転するため、条例を廃止するものであります。

次に、議案第１９号、宇土市予防接種健康被害等調査委員会設置条例について。これは、附属機関の見直しにより、宇土市予防接種健康被害等調査委員会を附属機関として整理したため、条例を制定するものであります。

次に、議案第２５号、令和７年度宇土市一般会計補正予算（第１０号）について。当委員会所管の主なものについて申し上げます。

まず、民生費では、物価高騰対策事業（保育所分）として５７１万２千円を増額し、児童扶養手当経費として3,６４７万９千円を減額するものであります。

次に、衛生費では、乳幼児学童定期予防接種事業として3,３２５万６千円を減額するものであります。

次に、教育費では、多目的市民交流施設整備事業（図書館分）（国補正分）として６億2,３９０万２千円、船場川調整池周回コース整備事業（国補正分）として8,４８７万６千円を増額するものであります。

次に、災害復旧費では、令和７年８月豪雨災害対策経費（史跡宇土城跡保存整備事業）として4,２４６万３千円を増額するものであります。

また、物価高騰対策事業（保育所分）など５事業については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定及び変更を行っており、学童クラブ運営に要する経費については、債務負担行為の廃止を行っております。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第２６号、令和７年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について。当委員会所管の主なものとしましては、事業の実績見込みにより、特定健康診査等事業費６７３万７千円を減額するものであります。

次に、議案第２７号、令和７年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第５号）について。

補正額は２，４６９万９千円を減額するもので、補正後の総額は４０億４，１７９万円であります。これは、介護保険基金利子積立金の増額及び事業の実績見込みによる減額補正であります。

次に、議案第２９号、令和７年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第１号）について。補正額は２７万５千円を減額するもので、補正後の総額は１０６万３千円であります。これは、入学準備祝金給付基金積立金の増額及び事業の実績見込みによる減額補正であります。

次に、議案第３２号、令和８年度宇土市一般会計予算について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

民生費では、障害者福祉サービス事業経費１２億９０６万９千円、子どもサードプレイス事業１，６３０万円、子どものための教育・保育給付事業１９億７，２４１万７千円、乳児等通園支援事業１，３７５万２千円、児童手当費９億５，１４３万円

次に、衛生費では、乳幼児学童定期予防接種事業１億３４５万３千円、母子手帳交付・妊産婦健康診査事業３，１１９万５千円、妊婦のための支援給付事業３，５８１万８千円、がん検診等各種健診事業４，４３１万１千円

次に、教育費では、特別支援教育事業（幼・小・中）１億６，２５７万円、多目的市民交流施設整備事業（図書館分）６億２，７１６万４千円、船場川調整池周回コース整備事業８，４８７万６千円、学校給食調理経費３億９２７万９千円等であります。

また、学校情報セキュリティに要する経費については、債務負担行為の設定を行っております。

次に、議案第３３号、令和８年度宇土市国民健康保険特別会計予算について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

特定健康診査等事業費４，１９０万１千円、人間ドック委託料２１５万円等であります。

次に、議案第３５号、令和８年度宇土市介護保険特別会計予算について。歳入歳出総額は４１億１，１４１万５千円となっており、対前年度比で８，１８３万３千円の増額となっております。

次に、議案第３７号、令和８年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算について。歳入歳出総額は１３７万１千円となっており、対前年度比で３万３千円の増額となっております。

以上が、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案の概要でありますが、議案の審査の過程において論議されました主なものを御報告いたします。

まず、議案第２５号、令和７年度宇土市一般会計補正予算（第１０号）について。史跡宇土城跡保存整備事業について、委員から「保存するだけではなく、観光客を呼び込むために

スマートフォン等を用いて映し出すバーチャル映像によって、当時の様子を復元するストリートミュージアムを導入したらどうか。」との質疑があり、執行部から「需要はあると思うが、多額の経費を伴うため、まずは有利な財源の調査を含め、情報収集を行う。」との答弁がありました。また、別の委員から「文化財への落書きなどのいたずらが、全国的に増えているため、防犯対策についても検討してほしい。」との意見がありました。

次に、議案第３２号、令和８年度宇土市一般会計予算について。まず、多目的市民交流施設整備事業について、委員から「今後のプロデュース業務委託の内容は。」との質疑があり、執行部から「これまでは、施設整備について意見をいただいてきたが、今後は、図書館と地域住民とのつながりの強化など、施設運営についてアドバイスを求めていく。」との答弁がありました。また、委員から「施設の愛称は考えているか。」との質疑があり、執行部から「施設自体の愛称にするのか、子どもサードプレイスやジョギングコースを含めた一体としての愛称にするのか検討中だが、何らかの愛称は付けたいと考えている。」との答弁がありました。さらに、別の委員から「目立つ場所に、大きな看板を設置してほしい。」との意見がありました。

次に、文化財史跡解説板設置委託について、委員から「江部にある天草四郎ゆかりの里の解説板が損傷しているが、修理の予定はあるか。」との質疑があり、執行部から「年度内に現在の解説板を撤去し、場所を変えて新たな解説板を設置する予定である。」との答弁がありました。それに対して、委員から「市外の方に本市を案内する際、解説板は重要な役割を担っている。他の解説板も損傷しているものがあるのではないか。」との質疑があり、執行部から「随時、状況を確認し、更新している。」との答弁がありました。

次に、議案以外について。まず、宇土市健康福祉館あじさいの湯について、委員から「周辺の温泉施設と比べて利用料が安いため、値上げしてよかったと思う。今後値上げする予定はあるか。」との質疑があり、執行部から「現時点では予定していない。今後予定している改修工事が完了した後、かかった経費等も勘案して検討する。」との答弁がありました。

次に、市内産科医院の経営維持のための取組について、委員から「『こどもどまんなか』をうたう本市において、市内唯一の産科医院の維持は重要だと思う。例えば、市民への補助として市内医院の利用を要件とするなど、市として医院を支援する考えはあるか。」との質疑があり、執行部から「特定の事業者に対して金銭的な支援をすることは難しいが、例えば、市と医院が共同で学びの場を開催し、市民と医院をつなぐ取組を行うなど、できることはあると考えている。」との答弁がありました。

以上が、論議された主な内容でありますが、本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で全て原案のとおり可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりま

すので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（野口修一君）　文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

以上で、各常任委員長の報告は全部終了いたしました。

これから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

１８番、福田慧一君

○１８番（福田慧一君）　提案されている議案の中で６議案に反対をします。

議案第１６号、宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。この条例改正は、子ども・子育て支援交付金を確保するために医療保険に上乗せして課税し、徴収するものです。これまでの国保税は、協会けんぽと比べ２倍程度の保険税を負担しているのに、物価高が続く中での新たな負担は許せません。目的の違う財源を医療保険に求めるのではなく、国の責任で財源を確保すべきとの立場から反対をいたします。

議案第３２号、令和８年度宇土市一般会計予算について。市の業務は、介護保険制度や後期高齢者医療制度など新たに導入され、大規模災害が発生するなど業務量が増えているのに正職員は削減され、正職員がしていた仕事を非常勤職員が行っております。そのため、非常勤職員は大幅に増えております。非常勤職員は会計年度任用職員となり、手当も出るようになりましたが、正職員よりも大幅に安くなっております。会計年度任用職員の多くは女性で安い賃金で市の業務を支えております。正職員を増やし、有給休暇も適切に取れるようにし、会計年度任用職員の賃金引上げと継続雇用を保障するよう処遇改善を求める立場から反対をいたします。

議案第３３号、令和８年度宇土市国民健康保険特別会計予算について。国民健康保険の加入者は、年金生活や非正規の労働者の加入が多く、年間所得２００万円以下の世帯が８割を占めており、所得が少ないのに中小企業の労働者が加入している協会けんぽに比べ、２倍程度の保険税の負担になっております。同じ公的医療保険での負担の格差は問題であり、改善が必要であります。全く収入のない子どもにも均等割が課税されて、子どもの多い世帯ほど負担が重くなっており、子どもの均等割は廃止すべきであります。高い国民健康保険税に対し、全国知事会は国に対し１兆円程度の財政支援を行い、協会けんぽ並みの保険税にすべきと国に要望しております。国の財政支援を増やし、加入者の負担軽減を図るべきとの立場から反対いたします。

議案第３５号、令和８年度宇土市介護保険特別会計予算について。令和６年度から第９期

の介護医療計画が始まりましたが、訪問介護事業者への介護報酬切下げが行われ、その結果、全国で多くの訪問介護事業所が倒産をしたり、事業所を閉鎖するところが出て、厳しい状況に置かれております。こうした中で、本市の介護保険の財政は８億円以上の基金があり、これは明らかに保険料の取り過ぎと言わなければなりません。これらを訪問介護事業者の支援に当てるべきであります。国に対しては、介護保険料や利用料金の負担軽減を行うよう要望し、介護が必要な人が在宅でも施設でも安心してサービスが受けられるようにすべきとの立場から反対をいたします。

次に、議案第３６号、令和８年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について。７５歳になれば、これまで加入していた医療保険から強制的に切り離され、後期高齢者医療保険に加入しなければなりません。一人一人が高い保険料を年金から天引きされ、負担しなければなりません。高齢者を医療の面でも保険料の面でも差別するような制度は廃止し、元の制度に戻し、国の財政支援を増やして、高齢者が安心して医療を受けられるようにすべきとの立場から反対をいたします。

議案第３８号、令和８年度宇土市水道事業会計予算について。４月から水道料金が２８％程度の値上げをされます。これは、国の方針で簡易水道事業を市の水道に加入させて、料金の統一を図りました。簡易水道は施設が古い事業所が多く、多額の費用をかけて改修をするため、水道事業会計の赤字が予想されるため値上げをするものであります。古い簡易水道の改修は国の財政支援を行うべきであり、加入者の料金値上げによる負担を求めるべきではないとの立場から反対をいたします。

以上、６議案に反対し、討論を終わります。

○議長（野口修一君）　ほかに討論はありませんか。

７番、今中真之助君

○７番（今中真之助君）　議案第３２号、令和８年度宇土市一般会計予算のうち、地方路線バス維持費補助金、特に宇土・三角路線について反対の立場から討論いたします。

理由は大きく三つあります。まず１点目は、これまで決算委員会において繰り返し見直しの必要性が指摘されてきた点でございます。決算委員会の議論では、宇土・三角路線について利用者が減少していること、そして補助金の負担が大きいことが指摘されてきました。また、委員からは、宇城市との共同交通の検討、コミュニティバスやミニバスなど代替交通を検討すべきではないかという意見が繰り返し出されてきました。つまり、この路線については、長年にわたり見直しの必要性が議論されてきたという経緯がございます。しかしながら、現在に至ってもデマンドバスは５年ほど前に導入されたものの、抜本的な見直しには至っておりません。

次に、２点目です。この路線については、児童の通学手段として必要であるとの説明がさ

れています。しかし、実際には、小規模特認校制度を含め、対象児童は現在十七、八名おりますけれども、年間を通して定期券を購入して通学している児童は４人のみでございます。もちろん４人の通学も大切でございます。しかし、そのために約２，０００万円の補助を継続することが適切なのかについては、検討すべき段階に来ていると考えます。なお、通学手段については、快速あまくさ号を利用することが可能であれば、徒歩距離は多少長くなるものの、現状でも通学は可能でございます。朝夕の時間帯に停留所を増設するなど、協議によって対応できる余地もあるのではないかと考えます。また、通学でバスを利用しない、あるいは利用しなくなった児童の保護者にも話を伺いました。その中では、「バス停までの道や停留所前が危険であり、見送りをしたいが時間確保が難しい。」、「以前は、通学児童が多く安心感があったが、人数が減り不安になった。」という理由から、結果として「自家用車による送迎に変わった。」という声が多く聞かれました。つまり、通学の安全確保という課題は、単に路線を維持するだけでは解決しないという実態もあると考えます。

そして３点目です。令和５年度の利用者数は、令和６年度の決算委員会で報告がありましたけれども１万６，８６０人、当時で執行予算は約２，８８８万円であり、一人当たりの補助額は約１，７１３円となっています。現在は減便により予算は減少しておりますが、依然として費用対効果の面で大きな課題がございます。もちろんこの路線は児童だけでなく、一般利用者にとっても大切な交通手段です。私自身も年間１０回ほど利用していますし、両親も月に３回利用しています。また、私の子どもも雨の日であってもバスで通学しています。この路線の多くの受益者は網田・網津地区の住民です。恐らくこの路線がなくなれば、最も影響を受けるのは網田選出議員の私自身であり、地元からも最も厳しい声を受けるでしょう。しかし、その覚悟を持ってでも将来の地域交通、大切な本市の予算を考えるならば、今のまま補助を続けるだけでは前に進まないと考えました。これまで議会でもライドシェアやコミュニティバスの活用など、代替交通の提案を行ってまいりました。長年議論されてきた課題だからこそ、ここで一度立ち止まり、宇土市の地域交通の在り方を改めて検討すべきときではないでしょうか。執行部がこれまで努力されてきたことは理解し、尊重いたします。本当に感謝しております。しかし、議会として意思表示を行う責任もございます。その意味で今回の予算については、問題提起の一つとしても反対を表明させていただきます。

以上で討論を終わります。

○議長（野口修一君）　ほかに討論はありませんか。

５番、佐美三洋君

○５番（佐美三　洋君）　私は、議案第３２号、令和８年度宇土市一般会計予算について、歳出における総務費、地方バス路線維持対策事業経費２，２５３万３千円のうち、大半を占める三角産交を起点に宇土駅前を終点とする地方バス路線維持補助金２，１１７万６千円につ

いて反対討論をいたします。

地方バス路線維持補助金については、これまでも議会決算審査特別委員会、総務市民常任委員会及び一般質問等において、再三改善を求める指摘がなされてきたわけでありますが、抜本的な改善がされることなく、旧態依然全く手つかずの状態で、毎年度漫然と予算計上がされてきております。このことは所管する担当職員の怠慢というよりも、現状の組織、体制、事務分掌の取扱いに問題があり、加えて職員数の不足に起因するものだと考えます。現状では、今後も改善に向けた取組を期待することは、はっきり言って厳しいのではないかと考えます。私は、昨年の１２月議会定例会一般質問において、ＪＲ三角線の存続に向けた生き残り策について、提言を含め執行部に対し質問を行い、投げかけをしておりますが、このことについても、現状の所管課の体制では、何ら検討も動かしもできないのではないか。改善に向けた取組を期待するのは厳しいと考えます。地方バスや地方鉄道については、単なる交通手段というだけではなく、地域をつなぎ、住民の日常生活を支え、地域の持続可能性において必要不可欠な大変重要な社会基盤であります。今、真剣に抜本的な改善をしなければならない待ったなしの喫緊の課題であります。今回、計上されている地方バス路線維持補助金に係る予算約２，０００万円をもっと有効的に活用するとするならば、現状の路線バス利用者の移動手段をフォローするためのコミュニティバスの充実、小規模特認校制度で通学する児童生徒のスクールバスの導入、西部地区におけるタクシー空白地帯を解消するための公共ライドシェアの導入、さらには、ＪＲ三角線を存続するための輸送密度の改善、利用促進の向上に向けた取組等々、本予算を基に住民が真に求める山積する課題・問題の解決に、有効かつ効率的に活用できるのではないかと考えます。しかし、現状を打破し、改革を実行するためには、現在の所管課から公共交通対策に関する事務を切り離し、組織を再編して公共交通に特化した新たな部署を新設し、対応しなければ何も変わらないと考えます。執行部におかれましては、この問題・課題を真摯に受け止め、新年度からの抜本的な組織体制の見直し、改革を強く切にお願いしたいと思います。

よって、議案第３２号、令和８年度宇土市一般会計予算について、地方バス路線維持対策事業経費のうち、当該路線に係る地方バス路線維持補助金２，１１７万６千円について、反対討論といたします。

以上です。

○議長（野口修一君）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第９号から議案第１５号までの７件について、一括して採決したいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各常任委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　御異議なしと認めます。

よって、議案第９号から議案第１５号までの７件については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第１６号、宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決したいと思います。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの総務市民常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（野口修一君）　ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、議案１６号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第１７号から議案第３１号までの１５件について、一括して採決したいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各常任委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　御異議なしと認めます。

よって、議案第１７号から議案第３１号までの１５件については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第３２号、令和８年度宇土市一般会計予算について採決したいと思います。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各常任委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（野口修一君）　ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、議案第３２号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第３３号、令和８年度宇土市国民健康保険特別会計予算について採決したいと思います。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各常任委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（野口修一君）　ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、議案第３３号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第３４号、令和８年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計予算について採決したいと思います。

ただいまの経済建設常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　御異議なしと認めます。

よって、議案第３４号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第３５号、令和８年度宇土市介護保険特別会計予算について採決したいと思います。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの文教厚生常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（野口修一君）　ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、議案第３５号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第３６号、令和８年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について採決したいと思います。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの総務市民常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（野口修一君）　ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、議案第３６号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第３７号、令和８年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算について採決したいと思います。

ただいまの文教厚生常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　御異議なしと認めます。

よって、議案第３７号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第３８号、令和８年度宇土市水道事業会計予算について採決したいと思います。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの経済建設常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（野口修一君）　ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、議案第３８号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第３９号、令和８年度宇土市下水道事業会計予算について採決したいと思います。

ただいまの経済建設常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　御異議なしと認めます。

よって、議案第３９号については、原案のとおり可決されました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第３　委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（野口修一君）　日程第３、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から、現在、委員会において審査中の事件及び所管事務調査について会議規則第１１１条の規定により、配布しております閉会中の継続審査及び調査の申出があっております。

お諮りいたします。

各常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第４　議員派遣の件について

○議長（野口修一君）　日程第４、議員派遣の件についてを議題といたします。

配布しておりますとおり、議員派遣を要する件が１件あります。

なお、緊急を要する議員派遣及び期日、場所等に変更が生じた場合には、議長において決定し、次回に報告することにいたします。

これより、議員派遣の件について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、日程についてお諮りいたします。

本日、市長から議案第４０号が新たに追加上程をされております。

この際、本日の日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　御異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第５　議案第４０号　字の区域の変更について

○議長（野口修一君）　日程第５、議案第４０号、字の区域の変更についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君）　追加提出しております案件について、御説明を申し上げます。

議案第４０号、字の区域の変更について。これは、子どもサードプレイス施設及び宇土市多目的市民交流施設を整備する区域を同一の字の区域に属するよう、区域の変更を行うため、地方自治法第２６０条第１項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

どうか、十分に御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口修一君）　市長の提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第４０号については、会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの議案第４０号につきましては、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定をいたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

お諮りいたします。

議案第４０号、字の区域の変更について、原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（野口修一君）　ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、議案第４０号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、今定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和８年第１回宇土市議会定例会を閉会いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

午後０時１７分閉会

○議長（野口修一君）　閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る、２月１６日に招集されました今定例会は、議員各位及び執行部の皆様の御協力によりまして、本日、無事に閉会をする運びとなりましたことに厚く御礼を申し上げます。

皆さん一般質問の最後に市長にお礼を言われたので、私も一言、思い出とお礼を言いたいと思います。

元松市長とは職員時代、私がまだ宇土市サッカー協会の５歳、９歳のキッズサッカーを担当しているときに、まちおこし活動をされている中でつつじヶ丘の広場で、「キッズサッカー大会をしたいので、協力してもらえませんか。事務局は私がします。」と申出がありました。県内のサッカークラブへの連絡、申込みの受付、試合の組合せ、景品、スタッフの弁当、全てを元松市長が自らやられておられました。私は、当日会場の準備を手伝う程度で、そのやり方を市長になられても全く変わらず、昨年まで大会を続けて来られました。すごい人だなあと改めて思ったことです。市長になられてから、早朝から夜遅くまで何時に休まれているだろうと思うほど、活発に動かれておられました。意見交換会では、時間の許す限り最後

までお付き合いされ、熱心に人の話を聞かれている様子を思い出します。私個人の一番の市長の思い出は、私が熊本県内の若い仲間と始めた東日本大震災熊本支援チームの災害ボランティア活動で、支援物資の集荷に社会福祉協議会や市役所の車庫を提供いただき、３０トン近く集まった多種多様な物資の仕分け作業に、市長も自ら一日汗を流されていたのを思い出します。また、ボランティアが東北の被災地へ出発する前は、市役所内を回らせていただき募金活動をさせていただきました。その仲間たちは、熊本地震、球磨川豪雨、能登半島地震でも活動しました。始まりは、元松市長の御支援のおかげです。ありがとうございました。最後に１６年の長きにわたり、激務の市長職、特に熊本地震後の対応と復旧では、大変な心労だったと思います。あと２か月弱、市長の激務もありますが、宇土市の未来を見据えた指導と助言をよろしくお願いいたします。元松市長ありがとうございました。これからもよろしくお願いいたします。

次に、閉会に当たりまして、市長から御挨拶がございます。

市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君）　閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

今定例会におきましては、令和８年度予算案をはじめ、多数の重要案件を提案しましたところ、慎重な御審議により、全て原案どおりに御決定をいただき、御礼を申し上げます。

会期中に議員の皆様からいただきました御意見、御要望につきましては、十分にこれを尊重し、可能なものは直ちに措置を講じるとともに、新市長へ責任を持って引き継ぎ、円滑な市政運営につながるよう努めてまいります。また、新体制のもと、市政がより発展することを心より期待をしております。

今回の市議会定例会が、市長の私にとって最後の定例会になりました。また、閉会に当たってのこの御挨拶が、私が議場で発言する最後の機会となります。そこで、議長にお許しをいただけるならば、４期１６年という市長の任期の締めくくりとして、少しお時間をいただいて、退任に当たっての御挨拶をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野口修一君）　よろしくお願いします。

○市長（元松茂樹君）　ありがとうございます。議長にお許しをいただきました。少しのお時間、お付き合いいただければと思います。

１６年前、平成２２年の４月になります。行政経験はあるとはいえ、政治経験が全くない市役所の一係長が市長になりました。現職と戦った激しい選挙戦の後だったこともあり、民間団体、地域団体、ほとんどの各種団体が反対派というような位置づけでございました。市役所の管理職も全員が私の市役所時代の先輩に当たる方ばかりで、市長という立場が何てこんなに居心地が悪いんだろうということを、それは想像もしていなかった、想像を超えるものでありました。当時、市長になってすぐですけれども、いろんな団体、あるいは地域の会

合に出向いて挨拶とかするんですけれども、市長となった私を見つめる視線はとにかく冷たく、厳しいものでした。針のむしろに座らせられているような思いをしました。だから、まずはとにもかくにも、この雰囲気を何とかしたいという思いが、当時一番強く感じていたことでした。私の方針として、まず、私のほうから敵味方を区別するのはやめようということ、これは絶対にしないということを当時誓いました。たとえ相手が嫌がろうとも、遠慮せずにこちらから話しかけようと、そして、対話できる空気をまず自分からつくることが大切なんだということを心がけてきたところです。宴席があっても途中退席はせずに、最後まで残って、参加者の一人一人にこちらから話しかけるように努めていたことを思い出します。このような雰囲気も、１期目の終わり頃には相当薄れてまいりました。私の思いを理解してくれる人が増えてきたということもありますが、やはり選挙のしこりが少しずつ薄れてきた証であったのかなと今になれば思います。私が就任当初から心がけてきた政治スタイルが幾つかあります。まず一番思っていたのは、特定の議員さん、あるいは地域の有力者など力のある人、声の大きな人の意見に流されない行政運営にしたい。あくまでも主役は市民である、市民に対して平等を貫くこと。また、宇土市は職員数が少ない自治体でございます。このマンパワー不足を克服するために、職員には日頃からとにかくアンテナを高めて、情報をいち早くつかんでくれと、つかんだ上でまず準備をしようと。よーいドンになったら勝ち目はないから、よそが動き出す前に動き出そうということを徹底していたことも一つです。また、いろんな事業を考えるとき、計画を立てる際には、行政側、私たち市役所側のやりやすさを求めるんじゃなくて、それが市民にとってどういうプラスになるか、この効果というか、事業の効果を追い求める。やりやすさを求めるあまり、事業効果が薄れてしまってはならないということを考えようということ。また、市役所って市民からは何か嫌がられる場所でも、今もそうかもしれませんが、当時は特にあったんですが、とにかく市民に愛される市役所にしたい。そのために、まずそこで働く職員が明るく挨拶できる、優しい対応ができる、すばやい対応を徹底することができるような役所になってほしいということを、これはもう再三にわたって言い続けてきたことでございます。おかげをもちまして、この１６年間で市民の皆様の市役所に対する印象というのは、全てとは申しませんが、確実に良化してきていると自負をしております。

２期目に入った平成２８年４月、悪夢の熊本地震が発生をしました。庁舎という拠点をなくし、おびただしいほどの災害対応業務に追われました。宇土市役所、宇土市にとって、これ以上ない最悪の状態だったと思います。そんな状況下で当時の市議会、職員の業務の妨げにならないようにと、いろいろ御配慮いただきました。議員が市民から受けた個別の案件の要望を市役所に直接言うのは自粛しようと、また職員対応が必要な業務を増やさないために、一般質問も制限していただきました。議員一人一人各地区の炊き出しなどボランティア活動

にも議員自らが中心になって協力していただきました。職員との役割こそ違いましたが、危機的状況を乗り越えるために、市役所と議会が一丸となった取組だったように思います。当時の市議会の皆さんに心から感謝をしております。当時を振り返れば、あまりの激務に体調を崩す職員も少なくない中、職員の皆さんが家庭を犠牲にしながらも力を合わせて精一杯の対応してくれました。当時の災害対策会議で、ある部長が言った言葉があります。「困っている市民がおられる、何とか助けたい。そのためにも、人の手配をしてください。」というものでした。これ以上は無理という限界を超えた状況の中でも、市民を助けるという思いを最優先する姿勢でした。後でも述べますが、これが契機となって私たちは応援待ちの姿勢から、こちらから働き掛ける応援要請にも一層力を注ぐことになりました。結果として、マンパワー不足を理由に市民を切り捨てることがなかったことは、私たちの誇りでもあります。職員の頑張り、職員の意識、これこそが市民が主役の宇土市役所の姿勢だったと思います。その熊本地震の災害対応に当たって心がけたことが幾つもあります。市長としては、苦境に立っておられる市民のために、立ち止まることなく常に前に進み続けること。自分の決断を迅速化するため、「迷ったらゴー」という言葉を毎日毎日自分に言い聞かせておりました。また、先ほど述べましたマンパワー不足に対応するため、市長としての人脈、職員の研修仲間などの人脈もフル活用して、他団体との交渉に当たり、数多くの応援職員を派遣していただくことができました。結果として、この応援派遣は７年間続くことになり、宇土市の復旧・復興を成し遂げるための大きなパワーとなりました。

震災対応に先が見えてきた矢先、コロナ禍という突発的な緊急事態が発生しました。市役所は、その対応に忙殺されることになりました。これは、宇土市に限ったことではございませんでしたが、防疫体制や健康対策、経済支援策など予期しない業務が次々に発生しました。ただでさえ職員が少ない中に震災対応をこなしながら、その上でコロナ禍対応に当たる状況は、周囲から見える印象以上に厳しいものでした。様々な業務を兼務しながら、歯を食いしばって業務を遂行してくれた職員には感謝しかありません。

令和５年春、そのコロナ禍が一段落し、念願の新庁舎も完成しました。熊本地震発生から丸７年かかりました。その間、宇土市では現状の課題対応が精一杯で、未来に向けた事業等にはほとんど取り組めていませんでした。宇土市の未来を考えると、まさしく失われた７年となりました。令和６年以降、この７年間を取り戻すべく、数多くの新たな事業に取り組み始めています。先般も述べさせていただいたので詳しくは触れませんが、いずれも１０年後、２０年後につなげるための事業だと考えています。新たな事業に関して明確な成果が出ない段階で、私は退任することになります。しかし、政治はローリングしながら進んでいくものだと思っています。次期市長が私とは少し視点を変え、スクラップアンドビルドしながら、将来に向けて宇土市という船を前に進めてくれるものと信じています。このほかにも、宇土

市には課題が山積しています。議員の皆様は、秋には改選を迎えられますが、是非勝ち残っていただいて、これからも市民の代表として、遠慮されることなく新執行部と議論をしていただき、より良い方向へ導いていただければ幸いです。

結びに、この１６年間、未熟な私に市長という大役を任せていただいた市民の皆様、時には激論を戦わせながらも最大限の御協力をいただいた議員の皆様、共に汗を流し、歯を食いしばって仕事をしてくれた職員の皆さん、そのほか、お世話になった全ての皆様に心から感謝を申し上げ、議場での最後の挨拶とさせていただきます。あと２か月精一杯頑張りますが、宇土市のますますの発展を心から祈念しております。本当にありがとうございました。

（拍手）

○議長（野口修一君）　ありがとうございました。

次に、３月末日で役職定年を迎えられる職員の方がお三方、議場にいらっしゃいます。せっかくの機会ですので、このお三方に御挨拶をいただきたいと思います。議員の皆様方、御協力よろしくお願いいたします。

最初に、総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君）　本日は、閉会のお疲れのところにこのような時間をいただき、また本議場におきまして、このような挨拶の機会をいただきました野口議長をはじめ、議員の皆様方に心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

私は、平成３年４月に土木技師として採用されまして、農林水産課を振り出しに、主として建設部及び経済部において。道路、河川並びに上下水道事業などの社会基盤整備に携わり、本年度をもちまして勤続３５年目を迎えます。入庁当時はデジタル機器は全くなく、全て手書き、手計算による処理、また、電子メール等もなく、ファックスが総務課に１台あるのみという、非常にアナログ的な時代でございました。行政運営の歩みもどこか穏やかで、ゆっくりと動いていた記憶があり、懐かしく感じさせます。さて、今年度は熊本地震の発災から１０年目を迎える節目の年でもあります。当時、私は課長職として、未曽有の災害により断水が続く中、日々の給水活動と並行し、一日も早くライフラインを復旧させたいとの思いから全力を尽くし、昼夜を問わず懸命に業務に当たった日々は、今も強く印象に残っております。また令和元年度からは、部長職を拝命し、三つの部署において通算７年間その職を務めさせていただきました。とりわけ教育行政及び総務行政という新たな分野に携わる機会をいただき、多角的な視点から市政運営を経験したことは、私にとって大変貴重な学びでもございます。また、本日の議会で２８回目を迎えますが、その間、至らぬ点も多々あったことと存じます。その都度、議員各位よりいただいた御指導、御助言そして叱咤激励のお言葉が、今日までの私を支えていただきました。ここに改めて感謝を申し上げます。また、平成３年に同期として入庁となりました元松市長には、３５年の長きにわたり御指導、御助言をいた

だきました。このような立場で本日を迎えることができますのも市長のおかげであると、心から感謝を申し上げます。併せて、これまで共に歩みを重ねてまいりました職員の皆様にも感謝を申し上げます。来年度からは、一般職として新たな立場に戻りますが、これまで培ってきた経験を糧に、引き続き本市発展のために微力を尽くす所存でございます。

結びに、宇土市議会並びに市政のますますの御発展と、議員の皆様方の御健勝、そしてますますの御活躍を祈念しまして挨拶に代えさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（拍手）

○議長（野口修一君）　次に、建設部長、草野一人君

○建設部長（草野一人君）　市議会議場の場において、役職定年の挨拶の機会をいただきましたこと、心よりお礼申し上げます。野口議長をはじめ、議員の皆様には、これまでの多大な御指導、御支援を賜り深く感謝申し上げます。また今期をもって勇退されます元松市長には、長きにわたり市政を牽引され、その思いと姿勢から多くのことを学ばせていただきました。心から感謝申し上げます。

私は、平成３年に土木技師として入庁し、土木課や都市整備課など事業課を中心に勤務してまいりました。その間、都市計画道路の整備、宇土駅周辺の施設整備、宇土マリーナ建設など、まちづくりの基盤であるインフラ整備に携わることができ、技術者として、冥利に尽きる業務を経験させていただきました。また、１０年前の熊本地震、その後の豪雨災害においては、道路や河川等の災害復旧に従事する中、公務員としての使命を改めて実感するとともに、市民生活を支える重要な役割を果たせたことは、私にとっての誇りであります。建設部長としての任においては至らぬ点があったかと思いますが、このたび、役職定年を迎えられますのも、議員の皆様をはじめ、市長や職員の方々、そして市民の皆様に支えていただいたおかげであると深く感謝しております。これまで賜りました温かい御指導や御支援に改めて心よりお礼申し上げます。今後は一職員として引き続き市政発展のため、これまでの経験を生かし、微力ながら全力を尽くしてまいります。皆様方には変わらぬ御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、宇土市と宇土市議会の更なる発展並びに議員の皆様の御健勝と御活躍を心からお祈り申し上げ、これまでの御厚情への感謝をもって、私の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

（拍手）

○議長（野口修一君）　次に、議会事務局長、田尻清孝君

○事務局長（田尻清孝君）　本日は、議場においてこのようなお時間を頂戴し、野口議長をはじめ、議員各位に心から感謝申し上げます。また、元松市長におかれましては、市政のかじ

取り１６年間大変お疲れ様でございました。

平成元年の入庁から３７年が経過します。この間、土木課配属を皮切りに生活健康課、総務課を経て、熊本県福岡事務所、その後、監督職として環境課、福祉課、総務課、環境交通課、その後、管理職として地籍調査課、企画課、学校教育課、上天草宇城水道企業団、健康づくり課、そして最後に議会事務局といった経歴を重ねてまいりました。特にこの２年間、野口議長、藤井前議長をはじめ、議員の皆様、元松市長をはじめ、市長部局の職員の皆様、そして何より議会事務局の職員の皆様に支えていただきながら、議会運営に携わることができましたことを心から感謝申し上げます。振り返りますと、この議場では本当に多くの場面に立ち会わせていただきました。市の将来を見据えた重要な議論、市民の皆様の暮らしに直結する課題についての真剣なやり取り、その一つ一つが市政を前に進めていく力になっていることを、事務局の立場から日々感じてまいりました。また、議会の裏側では、事務局職員が議員の皆様の活動を支えるため、準備や調整に力を尽くしております。本会議や委員会が無事に終わった後に、職員同士でほっとした表情を交わす時間、そうした日々の積み重ねが、私にとって大変思い出深いものとなっています。至らぬ点も多々あったかと存じますが、皆様の温かい御理解と御協力のおかげで、ここまで務めることができました。改めて深く御礼申し上げます。この議場で学ばせていただいたこと、そして皆様との御縁は私にとって何よりの財産です。これからも議会と市政の発展を心から願いながら、微力ではありますが力を尽くしてまいりたいと思っております。そして、最後に少しだけ本音を申し上げますと、これからは定例会や臨時会の日程を、以前より少し落ち着いた気持ちで迎えることができるのではないかと思っております。とはいえ、議会が円滑に進むかどうか、やはり気になってしまうと思いますので、これからも陰ながら応援してまいります。

結びに、市議会のますますの御発展と議員の皆様、そしてここに御参集の皆様の御健勝と御活躍を心よりお祈り申し上げ、御挨拶とさせていただきます。長い間、本当にありがとうございました。

（拍手）

○議長（野口修一君）　本当に長い間、御苦労様でございました。お三方の長年の御功績に改めて敬意を表し、心からお礼を申し上げます。今後も、健康には留意され、ますますの御活躍を祈念申し上げます。

これをもって終了といたします。ありがとうございました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

午後０時４４分終了

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

宇土市議会議長　野　口　修　一

宇土市議会議員　佐美三　　洋

宇土市議会議員　樫　﨑　政　治